

「清須市地域防災計画」新旧対照表（総則）

頁	修正前（令和3年3月修正）	修正後（令和4年1月修正）
	1 総則	1 総則
	<p>■あらし (略)</p> <p>第5章では、地域としての災害特性の要点を把握するため、風水害に関しては、2000年の東海豪雨における被害状況の考察とともに、中部地方整備局作成の「庄内川浸水想定区域図」、愛知県作成の「新川浸水想定区域図」による浸水区域図を示している。また、地震災害に関しては、愛知県作成の「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査」（平成26年5月）の結果を中心としてまとめている。</p>	<p>■あらし (略)</p> <p>第5章では、地域としての災害特性の要点を把握するため、風水害に関しては、2000年の東海豪雨における被害状況の考察とともに、中部地方整備局作成の「庄内川浸水想定区域図」及び「木曾川流域浸水想定図」、愛知県作成の「新川浸水想定区域図」による浸水区域図を示している。また、地震災害に関しては、愛知県作成の「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査」（平成26年5月）の結果を中心としてまとめている。</p>
	第1章 計画の目的	第1章 計画の目的
	第3節 計画の構成	第3節 計画の構成
3	<p>本計画の構成は、次のとおりである。</p>	<p>本計画の構成は、次のとおりである。</p>
	第2章 防災ビジョン	第2章 防災ビジョン
	第2節 基本計画	第2節 基本計画
6	<p>2 重点を置くべき事項</p> <p>防災基本計画を踏まえ、本市の地域の防災対策において特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。</p> <p>(1) 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項 大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時</p>	<p>2 重点を置くべき事項</p> <p>防災基本計画を踏まえ、本市の地域の防災対策において特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。</p> <p>(1) 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項 大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（総則）

頁	修正前（令和3年3月修正）	修正後（令和4年1月修正）
7	<p>における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、都道府県間・市町村間の相互支援体制を構築する<u>こと</u>。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 市民等の円滑かつ安全な避難に関する事項 住民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、<u>避難勧告等</u>の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示<u>等</u>に加えての必要に応じた「<u>屋内安全確保</u>」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。 また、<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・避難指示（緊急）及び災害発生情報</u>（以下「<u>避難勧告等</u>」という。）等に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングや住民等がとるべき行動を明確にする。</p> <p>(4) 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項 被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要なり災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。</p>	<p>における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、都道府県間・市町村間の相互支援体制を構築する<u>とともに、実践的な訓練の実施に努めること</u>。<u>その際、効果的・効率的な対策を行うため、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化の促進に努める</u>。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 市民等の円滑かつ安全な避難に関する事項 住民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、<u>避難情報</u>の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示に加えての必要に応じた「<u>緊急安全確保</u>」の指示、避難行動要支援者名簿<u>及び個別避難計画</u>の作成及び活用を図ること。 また、<u>高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保</u>（以下「<u>避難情報</u>」という。）等<u>の行動を促す情報</u>に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングや住民等がとるべき行動を明確にする。</p> <p>(4) 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項 被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要なり災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。 <u>また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図ること。</u></p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（総則）

頁	修正前（令和3年3月修正）	修正後（令和4年1月修正）												
	第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱												
	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱												
14	1 市 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>(略) 10 市域にある市民等への避難の<u>勧告</u>、指示及び誘導(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	市	(略) 10 市域にある市民等への避難の <u>勧告</u> 、指示及び誘導(略)	1 市 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>(略) 10 市域にある市民等への避難の指示及び誘導(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	市	(略) 10 市域にある市民等への避難の指示及び誘導(略)				
機関の名称	事務又は業務の大綱													
市	(略) 10 市域にある市民等への避難の <u>勧告</u> 、指示及び誘導(略)													
機関の名称	事務又は業務の大綱													
市	(略) 10 市域にある市民等への避難の指示及び誘導(略)													
15	2 県 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>1 災害予警報等情報（<u>東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報</u>、南海トラフ地震に関連する情報等を含む）の収集伝達(略) 4 災害の広報（<u>東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報</u>、南海トラフ地震に関連する情報等を含む） 6 避難の<u>勧告</u>、指示の代行(略) 28 <u>東海地震注意情報</u>、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階からの公共土木施設の巡視・点検、応急復旧に必要な人員・資機材の確認</td> </tr> <tr> <td>西枇杷島警察署</td> <td>(略) 4 危険区域における住民の<u>避難勧告</u>及び誘導(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	県	1 災害予警報等情報（ <u>東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報</u> 、南海トラフ地震に関連する情報等を含む）の収集伝達(略) 4 災害の広報（ <u>東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報</u> 、南海トラフ地震に関連する情報等を含む） 6 避難の <u>勧告</u> 、指示の代行(略) 28 <u>東海地震注意情報</u> 、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階からの公共土木施設の巡視・点検、応急復旧に必要な人員・資機材の確認	西枇杷島警察署	(略) 4 危険区域における住民の <u>避難勧告</u> 及び誘導(略)	2 県 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>1 災害予警報等情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む）の収集伝達(略) 4 災害の広報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む） 6 避難の指示の代行(略) 28 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階からの公共土木施設の巡視・点検、応急復旧に必要な人員・資機材の確認</td> </tr> <tr> <td>西枇杷島警察署</td> <td>(略) 4 危険区域における住民の<u>避難の指示</u>及び誘導(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	県	1 災害予警報等情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む）の収集伝達(略) 4 災害の広報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む） 6 避難の指示の代行(略) 28 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階からの公共土木施設の巡視・点検、応急復旧に必要な人員・資機材の確認	西枇杷島警察署	(略) 4 危険区域における住民の <u>避難の指示</u> 及び誘導(略)
機関の名称	事務又は業務の大綱													
県	1 災害予警報等情報（ <u>東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報</u> 、南海トラフ地震に関連する情報等を含む）の収集伝達(略) 4 災害の広報（ <u>東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報</u> 、南海トラフ地震に関連する情報等を含む） 6 避難の <u>勧告</u> 、指示の代行(略) 28 <u>東海地震注意情報</u> 、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階からの公共土木施設の巡視・点検、応急復旧に必要な人員・資機材の確認													
西枇杷島警察署	(略) 4 危険区域における住民の <u>避難勧告</u> 及び誘導(略)													
機関の名称	事務又は業務の大綱													
県	1 災害予警報等情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む）の収集伝達(略) 4 災害の広報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む） 6 避難の指示の代行(略) 28 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階からの公共土木施設の巡視・点検、応急復旧に必要な人員・資機材の確認													
西枇杷島警察署	(略) 4 危険区域における住民の <u>避難の指示</u> 及び誘導(略)													
17	3 指定地方行政機関 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海財務局</td> <td>(略) 4 災害が発生した場合における<u>応急措置等のため必要がある場合</u>の管理する国有財産の無償貸付等の措置に関すること(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	東海財務局	(略) 4 災害が発生した場合における <u>応急措置等のため必要がある場合</u> の管理する国有財産の無償貸付等の措置に関すること(略)	3 指定地方行政機関 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海財務局</td> <td>(略) 4 災害が発生した場合における管理する国有財産の無償貸付等の措置に関すること(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	東海財務局	(略) 4 災害が発生した場合における管理する国有財産の無償貸付等の措置に関すること(略)				
機関の名称	事務又は業務の大綱													
東海財務局	(略) 4 災害が発生した場合における <u>応急措置等のため必要がある場合</u> の管理する国有財産の無償貸付等の措置に関すること(略)													
機関の名称	事務又は業務の大綱													
東海財務局	(略) 4 災害が発生した場合における管理する国有財産の無償貸付等の措置に関すること(略)													

「清須市地域防災計画」新旧対照表（総則）

頁	修正前（令和3年3月修正）		修正後（令和4年1月修正）	
20	(略)	(略)	(略)	(略)
	名古屋地方気象台	1 気象、地象、水象の観測 <u>及び</u> その成果の収集、発表 2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。） <u>、</u> 水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説	名古屋地方気象台	1 気象、地象、 <u>地動及び</u> 水象の観測 <u>並びに</u> その成果の収集 <u>及び</u> 発表 2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。） <u>及び</u> 水象の予報 <u>並びに</u> 警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
	(略)	(略)	(略)	(略)
	5 指定公共機関		5 指定公共機関	
	機関の名称	事務又は業務の大綱	機関の名称	事務又は業務の大綱
	西日本電信電話株式会社	(略) 6 <u>警戒宣言</u> 、気象等警報の県・市への連絡	西日本電信電話株式会社	(略) 6 気象等警報の県・市への連絡
	(略)	(略)	(略)	(略)
	日本放送協会（名古屋放送局）	1 気象等予警報、 <u>警戒宣言</u> 及び被害状況等の報道 <u>2 地震災害及び社会的混乱の防止を目的とする地震予知情報等の放送</u> <u>3</u> (略) <u>4</u> (略) <u>5</u> (略) <u>6</u> (略)	日本放送協会（名古屋放送局）	1 気象等予警報及び被害状況等の報道 <u>(削除)</u> <u>2</u> (略) <u>3</u> (略) <u>4</u> (略) <u>5</u> (略)
	中部電力株式会社（※1）、株式会社JERA、関西電力株式会社（※2）、電源開発株式会社（※3）	1 <u>電気供給施設</u> の災害予防措置を講ずるとともに被害状況を調査し、その早期復旧を図る。 (略)	中部電力株式会社（※1）、株式会社JERA、関西電力株式会社（※2）、電源開発株式会社（※3）	1 <u>電力設備</u> の災害予防措置を講ずるとともに被害状況を調査し、その早期復旧を図る。 (略)
	(略)	(略)	(略)	(略)

「清須市地域防災計画」新旧対照表（総則）

頁	修正前（令和3年3月修正）	修正後（令和4年1月修正）
	第5章 地域としての災害危険性	第5章 地域としての災害危険性
	第1節 風水害	第1節 風水害
28	<p>(略)</p> <p>さらに、生活排水・工場排水等による汚泥の堆積によって河床の上昇を招き、河川機能を低下させている。このような実態から大量の雨水が河川に集中するため、低地帯の本市では、内水氾濫型の浸水被害が頻発するに至っている。</p> <p>(1) 「庄内川浸水想定区域図」 国土交通省中部地方整備局庄内川河川事務所の庄内川堤防決壊時の浸水区域を想定した「庄内川浸水想定区域図」（平成13年7月）において、概ね200年に1回程度起こる大雨が降り破堤に至った場合の浸水区域・浸水深を公表している。これによると、春日及び清洲地区の一部を除く市域の概ね全域が浸水区域となり、特に、新川と庄内川に挟まれる低地部では浸水深5m以上の区域に入ること、西枇杷島地区及び新川地区の多くは2m～5m未満となること指摘されている。 <u>(追加)</u></p> <p>(2) 「新川浸水想定区域図」 愛知県では、平成14年に水防法の一部改正を受け、新川を全国に先駆けて「洪水予報河川に指定」とともに「浸水想定区域を指定・公表」した。この既往最大モデル（東海豪雨のレベル）によると、市の南部において浸水深3m以上の区域が一部にみられるとともに、2m以上の区域も新川沿いに広がるものと指摘されている。</p>	<p>(略)</p> <p>さらに、生活排水・工場排水等による汚泥の堆積によって河床の上昇を招き、河川機能を低下させている。このような実態から大量の雨水が河川に集中するため、低地帯の本市では、内水氾濫型の浸水被害が頻発するに至っている。 <u>また、平成28年12月に公表された、木曾川洪水浸水想定区域図により、木曾川の破堤による本市への浸水被害が示された。</u></p> <p>(1) 「庄内川洪水浸水想定区域図」 国土交通省中部地方整備局庄内川河川事務所の庄内川堤防決壊時の浸水区域を想定した「庄内川洪水浸水想定区域図」（平成28年12月）において、概ね1,000年に1回程度起こる大雨が降り破堤に至った場合の浸水区域・浸水深を公表している。これによると、春日及び清洲地区の一部を除く市域の概ね全域が浸水区域となり、特に、新川と庄内川に挟まれる低地部では浸水深5m以上の区域に入ること、西枇杷島地区及び新川地区の多くは3m～5m未満となること指摘されている。</p> <p>(2) 「木曾川洪水浸水想定区域図」 <u>国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所及び下流河川事務所の木曾川堤防決壊時の浸水区域を想定した「木曾川洪水浸水想定区域図」（平成28年12月）において、概ね1,000年に1回程度起こる大雨が降り破堤に至った場合の浸水区域・浸水深を公表している。これによると、市の概ね全域が浸水区域となり、浸水区域の大部分の浸水深は0.5m～3m未満となること指摘されている。</u></p> <p>(3) 「新川洪水浸水想定区域図」、「新川（五条川下流）洪水浸水想定区域図」、「新川（五条川上流）洪水浸水想定区域図」、「新川（青木川）洪水浸水想定区域図」及び「福田川洪水浸水想定区域図」 愛知県では、平成14年に水防法の一部改正を受け、新川を全国に先駆けて洪水予報河川に指定した。平成30年3月、「新川洪水浸水想定区域図」、「新川（五条川下流）洪水浸水想定区域図」、「新川（五条川上流）洪水浸水想定区域図」及び「新川（青木川）洪水浸水想定区域図」、令和元年8月、「福田川洪水浸水想定区域図」において、概ね1,000年に1回</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（総則）

頁	修正前（令和3年3月修正）	修正後（令和4年1月修正）
		<p><u>度起こる大雨が降り破堤に至った場合の浸水区域・浸水深を公表している。これらによると、浸水区域が市全域にみられる</u>ものと指摘されている。</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害予防計画）

頁	修正前（令和3年3月修正）	修正後（令和4年1月修正）
	2 災害予防計画（風水害等災害・地震災害）	2 災害予防計画（風水害等災害・地震災害）
	<p>■あらし 全体として、<u>18</u>の章から構成される。 (略) <u>第18章では、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に、市、県、防災関係機関等が連携協力して防災対応がとれるよう、情報収集・連絡体制の整備、住民への周知・呼びかけ、避難対策等を示している。</u></p>	<p>■あらし 全体として、<u>17</u>の章から構成される。 (略) <u>(削除)</u></p>
	第1章 防災協働社会の形成推進	第1章 防災協働社会の形成推進
	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携
34	<p>3 自主防災組織における措置 (略) (1) 平常時の活動 (略) <u>(2) 警戒宣言発令時の活動</u> <u>ア 市、消防機関等からの情報の伝達</u> <u>イ 市民のとるべき措置の呼びかけ</u> <u>ウ 高齢者や病人の安全確保</u> <u>エ 発災に備えた防災用資機材等の点検、確保</u> (3) 災害発生時の活動 (略)</p>	<p>3 自主防災組織における措置 (略) (1) 平常時の活動 (略) <u>(削除)</u> <u>(2) 災害発生時の活動</u> (略)</p>
35	<p>5 ボランティアの受入れ体制の整備及び協力・連絡体制の推進 (1) (略) (2) ボランティアコーディネーター養成講座の開催 市及び県は、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努める。このため、市及び県等は、コーディネーターの養成に努めるとともに、養成したコーディネーターに対し、コーディネートの知識・技術の向上を図るための<u>フォローアップ</u>研修等を実施する。 なお、市は、養成したコーディネーターに県が実施する<u>フォローアップ</u>講座等を受講させる。</p>	<p>5 ボランティアの受入れ体制の整備及び協力・連絡体制の推進 (1) (略) (2) ボランティアコーディネーター養成講座の開催 市及び県は、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努める。このため、市及び県等は、コーディネーターの養成に努めるとともに、養成したコーディネーターに対し、コーディネートの知識・技術の向上を図るための<u>レベルアップ</u>研修等を実施する。 なお、市は、養成したコーディネーターに県が実施する<u>レベルアップ</u>講座等を受講させる。</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害予防計画）

頁	修正前（令和3年3月修正）	修正後（令和4年1月修正）												
	第2章 水害予防対策	第2章 水害予防対策												
	第1節 河川防災対策	第1節 河川防災対策												
39	<p>1 市、中部地方整備局及び県（建設局）における措置 <u>（追加）</u></p> <p><u>（4）</u> 河川情報等の提供 （略）</p> <p><u>（5）</u> 予想される水災の危険の周知等 （略）</p> <p><u>（6）</u> 市民の自発的な行動の促進 （略）</p> <p><u>（7）</u> 水災害連携の連絡会・協議会 （略）</p>	<p>1 市、中部地方整備局及び県（建設局）における措置</p> <p><u>（4）</u> <u>流域治水プロジェクト</u> 気候変動の影響による災害の激甚化・頻発化に対応するため、国・県・市町村、地元企業、住民等あらゆる関係者が協働してハード・ソフトの両面から「流域治水」を推進する。</p> <p><u>（5）</u> 河川情報等の提供 （略）</p> <p><u>（6）</u> 予想される水災の危険の周知等 （略）</p> <p><u>（7）</u> 市民の自発的な行動の促進 （略）</p> <p><u>（8）</u> 水災害連携の連絡会・協議会 （略）</p>												
	第2節 雨水出水対策	第2節 雨水出水対策												
41	<p>2 関連調整事項</p> <p>(3) 下水道管理者（市及び県（建設部））は、浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進する。 （略）</p>	<p>2 関連調整事項</p> <p>(3) 下水道管理者（市及び県（建設局））は、浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進する。 （略）</p>												
	第3節 浸水想定区域における対策	第3節 浸水想定区域における対策												
41	<p>1 洪水浸水想定区域の指定 （略）</p> <p>(2) 市への情報提供 （略）</p> <p>○ 洪水予報を行う河川（清須市該当河川）</p> <table border="1"> <tr> <td>国土交通大臣指定</td> <td>庄内川</td> </tr> <tr> <td>愛知県知事指定</td> <td>新川</td> </tr> </table> <p>○ 水位情報を周知する河川（清須市該当河川）</p> <table border="1"> <tr> <td>愛知県知事指定</td> <td>五条川</td> </tr> </table> <p>（略）</p>	国土交通大臣指定	庄内川	愛知県知事指定	新川	愛知県知事指定	五条川	<p>1 洪水浸水想定区域の指定 （略）</p> <p>(2) 市への情報提供 （略）</p> <p>○ 洪水予報を行う河川（清須市該当河川）</p> <table border="1"> <tr> <td>国土交通大臣指定</td> <td>庄内川、<u>木曽川</u></td> </tr> <tr> <td>愛知県知事指定</td> <td>新川</td> </tr> </table> <p>○ 水位情報を周知する河川（清須市該当河川）</p> <table border="1"> <tr> <td>愛知県知事指定</td> <td>五条川、<u>（下流・上流）、青木川、福田川</u></td> </tr> </table> <p>（略）</p>	国土交通大臣指定	庄内川、 <u>木曽川</u>	愛知県知事指定	新川	愛知県知事指定	五条川、 <u>（下流・上流）、青木川、福田川</u>
国土交通大臣指定	庄内川													
愛知県知事指定	新川													
愛知県知事指定	五条川													
国土交通大臣指定	庄内川、 <u>木曽川</u>													
愛知県知事指定	新川													
愛知県知事指定	五条川、 <u>（下流・上流）、青木川、福田川</u>													

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害予防計画）

頁	修正前（令和3年3月修正）	修正後（令和4年1月修正）
	第5章 建築物等の安全化	第5章 建築物等の安全化
54	<p>■基本方針</p> <p>○現在、建築物の構造上の安全性は、建築基準法を基盤に日本建築学会等の技術基準によってかなり高い水準が確保されているが、防災上重要な建物となる公共施設は、より強い地震を想定して、一層耐震性を強化して崩壊防止に努める必要がある。</p>	<p>■基本方針</p> <p>○現在、建築物の構造上の安全性は、建築基準法を基盤に日本建築学会等の技術基準によってかなり高い水準が確保されているが、防災上重要な建物となる公共施設は、より強い地震を想定して、一層耐震性を強化して倒壊防止に努める必要がある。</p>
	第1節 交通関係施設対策	第1節 交通関係施設対策
	<p>1 道路 (略)</p> <p>【地震災害】</p> <p>(1) 道路・橋梁等の整備</p> <p>ア 災害に強い道路ネットワークの整備</p> <p>大地震等の災害発生時においても、我が国の経済活動、国民に及ぼす影響を最小化し、災害応急活動及び警戒宣言発令時対策活動の実施に必要な物資・資機材・要員等の緊急輸送を行うため、緊急輸送道路を事前に指定するとともに、その整備に努める。さらに、必要な代替ルートの確保に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>1 道路 (略)</p> <p>【地震災害】</p> <p>(1) 道路・橋梁等の整備</p> <p>ア 災害に強い道路ネットワークの整備</p> <p>大地震等の災害発生時においても、我が国の経済活動、国民に及ぼす影響を最小化し、災害応急活動の実施に必要な物資・資機材・要員等の緊急輸送を行うため、緊急輸送道路を事前に指定するとともに、その整備に努める。さらに、必要な代替ルートの確保に努める。</p> <p>(略)</p>
	第2節 ライフライン関係施設対策	第2節 ライフライン関係施設対策
59	<p>6 市及び県における措置</p> <p>市及び県は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。</p> <p>(略)</p>	<p>6 市及び県における措置</p> <p>市及び県は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電気事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。</p> <p>(略)</p>
	第6節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	第6節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備
64	<p>1 市及び県（防災安全局、関係局）における措置</p> <p>県は、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）」による「地震対策緊急整備事業計画」及び地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）による「地震防災緊急事業五箇年計画」を作成し、市及び県等は、これ</p>	<p>1 市及び県（防災安全局、関係局）における措置</p> <p>県は、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）」による「地震対策緊急整備事業計画」及び地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）による「地震防災緊急事業五箇年計画」を作成し、市及び県等は、これ</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害予防計画）

頁	修正前（令和3年3月修正）	修正後（令和4年1月修正）
	らの計画に基づき、 <u>警戒宣言発令時の地震防災応急対策又は地震発生後の災害応急対策を実施する上で必要な</u> 施設等を整備する。 (略)	らの計画に基づき、 <u>地震防災上緊急に整備すべき</u> 施設等を整備する。 (略)
	第6章 都市の防災性の向上	第6章 都市の防災性の向上
67	■基本方針 ○都市計画のマスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業を促進する。	■基本方針 ○都市計画のマスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業を促進する。 <u>また、これらの整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。</u>
	第1節 都市計画のマスタープラン等の策定	第1節 都市計画のマスタープラン等の策定
67	1 市、県（都市整備局、建築局）における措置	1 市、県（都市・交通局、建築局）における措置
	第2節 防災上重要な都市施設の整備	第2節 防災上重要な都市施設の整備
	1 市、県（都市整備局）における措置	1 市、県（都市・交通局、建築局）における措置
	第3節 建築物の不燃化の促進	第3節 建築物の不燃化の促進
68	1 市、県（都市整備局、建築局）における措置	1 市、県（都市・交通局、建築局）における措置
	第4節 市街地の面的な整備・改善	第4節 市街地の面的な整備・改善
69	1 市、県（都市整備局）及び土地区画整理組合等における措置	1 市、県（都市・交通局、建築局）及び土地区画整理組合等における措置
	第7章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	第7章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備
	第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備
70	1 市、県（防災安全局、建設局、関係局）及び防災関係機関における措置 (4) 応急活動のためのマニュアルの作成等 (略) また、市及び県は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。	1 市、県（防災安全局、建設局、関係局）及び防災関係機関における措置 (4) 応急活動のためのマニュアルの作成等 (略) また、市及び県は、男女共同参画の視点から、 <u>地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに</u> 、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害予防計画）

頁	修正前（令和3年3月修正）	修正後（令和4年1月修正）
72	<p>(略)</p> <p>5 情報の収集・連絡体制の整備等</p> <p>(略)</p> <p>(2) 通信手段の確保</p> <p>(略)</p> <p>エ 防災情報システムの整備</p> <p>市、県及び防災関係機関をオンラインでネットワーク化し、各機関が入手した気象情報、河川水位情報、道路情報、被害情報、応急対策情報等をリアルタイムで共有化し、迅速的確な応急対策を実施することのできる防災情報システムを整備する。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>5 情報の収集・連絡体制の整備等</p> <p>(略)</p> <p>(2) 通信手段の確保</p> <p>(略)</p> <p>エ 防災情報システムの整備</p> <p>市、県及び防災関係機関をオンラインでネットワーク化し、各機関が入手した気象情報、河川水位情報、道路情報、被害情報、<u>避難情報</u>、応急対策情報等をリアルタイムで共有化し、迅速的確な応急対策を実施することのできる防災情報システムを整備する。</p> <p>(略)</p>
	第8章 避難行動の促進対策	第8章 避難行動の促進対策
77	<p>■基本方針</p> <p>○<u>避難勧告等</u>は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に<u>避難勧告等</u>を発令する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>○災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や<u>避難勧告等</u>の伝達手段の多重化・多様化を図る。</p>	<p>■基本方針</p> <p>○<u>避難情報</u>は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に<u>避難情報</u>を発令する。</p> <p>○<u>防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。</u></p> <p>○災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や<u>避難情報</u>の伝達手段の多重化・多様化を図る。</p>
	第1節 気象警報や<u>避難勧告等</u>の情報伝達体制の整備	第1節 気象警報や<u>避難情報</u>の情報伝達体制の整備
77	<p>1 市における措置</p> <p>市は、さまざまな環境下にある市民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等が、災害のおそれがある場合に適時的確な避難行動を判断できるように、平時から継続的な防災教育やハザードマップ等を活用した実践的な訓練を実施し、とるべき避難行動等の周知を図る。また、気象警報や<u>避難指示（緊急）等</u>が速やかに確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、IP通信網、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。</p>	<p>1 市における措置</p> <p>市は、さまざまな環境下にある市民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等が、災害のおそれがある場合に適時的確な避難行動を判断できるように、平時から継続的な防災教育やハザードマップ等を活用した実践的な訓練を実施し、とるべき避難行動等の周知を図る。また、気象警報や<u>避難情報</u>が速やかに確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、IP通信網、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害予防計画）

頁	修正前（令和3年3月修正）	修正後（令和4年1月修正）
	また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。	また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。
	第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成	第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成
79	<p>1 市における措置</p> <p>(1) マニュアルの作成</p> <p>市は、<u>避難指示（緊急）等</u>について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。</p> <p>ア 豪雨、洪水の災害事象の特性に留意すること。</p> <p>イ 収集できる情報として次の情報を踏まえること。</p> <p>(7) 気象予警報及び気象情報</p> <p>(4) 河川の水位情報、指定河川洪水予報</p> <p>ウ <u>「避難勧告等に関するガイドライン」</u>（内閣府）を参考にする事 と。</p> <p>エ 区域の設定にあたっては、河川氾濫による浸水が想定される区域（水防法に基づく浸水想定区域等）を踏まえるとともに、いざというときに市長自らが躊躇なく<u>避難勧告等</u>を発令できるよう具体的な区域を設定すること。</p> <p>オ 情報の提供にあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに<u>避難勧告等</u>の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなど、市民の積極的な避難行動の喚起に努める。</p> <p>カ <u>避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことや、既に災害が発生している状況（〔警戒レベル5〕）で未だ避難できていない場合には命を守るための最善の行動をとる必要があることにも留意すること。</u></p> <p>キ <u>避難の勧告・指示</u>を発令する基準は、降水量や河川水位等の数値あるいは防災気象情報（大雨、暴風等の特別警報、警報及び注意報並びにその補完的な情報等）、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発令等、該当する警戒レベル相</p>	<p>1 市における措置</p> <p>(1) マニュアルの作成</p> <p>市は、<u>避難情報</u>について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。</p> <p>ア 豪雨、洪水の災害事象の特性に留意すること。</p> <p>イ 収集できる情報として次の情報を踏まえること。</p> <p>(7) 気象予警報及び気象情報</p> <p>(4) 河川の水位情報、指定河川洪水予報</p> <p>ウ <u>「避難情報に関するガイドライン」</u>（内閣府）を参考にする事 と。</p> <p>エ 区域の設定にあたっては、河川氾濫による浸水が想定される区域（水防法に基づく浸水想定区域等）を踏まえるとともに、いざというときに市長自らが躊躇なく<u>避難情報</u>を発令できるよう具体的な区域を設定すること。</p> <p>オ 情報の提供にあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに<u>避難情報</u>の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなど、市民の積極的な避難行動の喚起に努める。</p> <p>カ <u>洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能であることや、既に災害が発生又は切迫している状況（〔警戒レベル5〕）において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることにも留意すること。</u></p> <p>キ <u>避難の指示等</u>を発令する基準は、降水量や河川水位等の数値あるいは防災気象情報（大雨、暴風等の特別警報、警報及び注意報並びにその補完的な情報等）、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発令等、該当する警戒レベル相当情</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害予防計画）

頁	修正前（令和3年3月修正）	修正後（令和4年1月修正）
80	<p>当情報を基に、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努める。</p> <p>また、<u>避難勧告等</u>の発令基準の設定にあたっては、避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定するものとする。[警戒レベル4] <u>避難指示（緊急）</u>については、<u>必ず発令されるものではなく、事態が切迫している場合や、大河川で水位予測に基づき段階的に発令できる場合等、災害が発生するおそれが極めて高い状況において、地域の状況に応じて、緊急的に、又は重ねて避難を促す場合等に発令する。</u>[警戒レベル5] <u>災害発生情報は、堤防の決壊や越水・溢水等の災害が実際に発生している状況を市町村が把握した場合に、可能な範囲で発令する。</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 事前準備</p> <p>市は、<u>避難勧告等</u>を発令しようとする場合において、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておく等、必要な準備を整えておく。</p> <p>また、躊躇なく<u>避難勧告等</u>を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。</p> <p>2 県（建設部）、名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置</p> <p>県、名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、市が、<u>避難勧告等</u>の判断基準や発令対象区域の設定及び見直しを行う場合について、必要な助言等を行う。</p>	<p>報を基に、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努める。</p> <p>また、<u>避難情報</u>の発令基準の設定にあたっては、避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定するものとする。[警戒レベル4] <u>避難指示</u>については、<u>災害が発生するおそれが高い状況において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令する。</u>居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。[警戒レベル5] <u>緊急安全確保は、災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない。</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 事前準備</p> <p>市は、<u>避難情報</u>を発令しようとする場合において、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておく等、必要な準備を整えておく。</p> <p>また、躊躇なく<u>避難情報</u>を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。</p> <p>2 県（建設局）、名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置</p> <p>県、名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、市が、<u>避難情報</u>の判断基準や発令対象区域の設定及び見直しを行う場合について、必要な助言等を行う。</p>
	<p>第4節 避難誘導等に係る計画の策定</p>	<p>第4節 避難誘導等に係る計画の策定</p>
80	<p>2 市の避難計画</p> <p>(1) 市の避難計画</p> <p>市の避難計画には、原則として次の事項を記載する。</p> <p>ア <u>避難勧告等</u>を行う基準及び伝達方法</p> <p>(略)</p>	<p>2 市の避難計画</p> <p>(1) 市の避難計画</p> <p>市の避難計画には、原則として次の事項を記載する。</p> <p>ア <u>避難情報</u>を行う基準及び伝達方法</p> <p>(略)</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害予防計画）

頁	修正前（令和3年3月修正）	修正後（令和4年1月修正）
	第5節 避難に関する意識啓発	第5節 避難に関する意識啓発
81	<p>1 市、県（防災安全局、建設局、関係局）及び名古屋地方気象台における措置 （略）</p> <p>(2) 避難のための知識の普及 市、県及び名古屋地方気象台は、必要に応じて、次の事項について市民に対して、普及のための措置をとる。</p> <p>ア 平常時における避難のための知識</p> <p>イ 避難時における知識</p> <p>(ア) <u>避難勧告等</u>が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所<u>への移動を原則</u>とすること</p> <p>（略）</p> <p>(ウ) 避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等、やむを得ないと市民自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきこと</p> <p>（エ）市長から〔警戒レベル5〕<u>災害発生情報</u>が発令された場合、未だ避難できていない住民は<u>命を守るための最善の行動をとる必要があること</u></p> <p>(3) その他 （略）</p> <p>イ 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際には、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避</p>	<p>1 市、県（防災安全局、建設局、関係局）及び名古屋地方気象台における措置 （略）</p> <p>(2) 避難のための知識の普及 市、県及び名古屋地方気象台は、必要に応じて、次の事項について市民に対して、普及のための措置をとる。</p> <p>ア 平常時における避難のための知識</p> <p>イ 避難時における知識</p> <p>(ア) <u>避難情報</u>が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所等や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先への立退き避難を基本とすること。<u>あらかじめ、避難経路や自主避難先が安全かを確認しておくこと</u></p> <p>（略）</p> <p>(ウ) <u>洪水等及び高潮については、住宅構造の高層化や浸水想定が明らかになってきていることなどから、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等においても上階への避難や高層階に留まるなど、居住者等がハザードマップ等を確認し自らの判断で、計画的に身の安全を確保することが可能な場合があること。あらかじめ、ハザードマップ等で浸水深や浸水継続時間等を確認し、自宅・施設等で安全を確保でき、かつ、浸水による支障を許容できるかを確認しておくとともに、長時間の孤立に備え、備蓄等を準備しておくこと</u></p> <p>(エ) 市長から〔警戒レベル5〕<u>緊急安全確保</u>が発令された場合、未だ避難できていない住民は、<u>命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でのいる場所よりも相対的に安全な場所へ直ちに移動等すること。急激に災害が切迫し発生した場合に備え、あらかじめ、自宅・施設等及び近隣でとり得る次善の行動を確認しておくこと</u></p> <p>(3) その他 （略）</p> <p>イ 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際には、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害予防計画）

頁	修正前（令和3年3月修正）	修正後（令和4年1月修正）
	<p>難場所の場合は、<u>日本工業規格</u>に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。</p>	<p>難場所の場合は、<u>日本産業規格</u>に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。</p>
	<p>第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p>	<p>第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p>
	<p>第1節 避難所の指定・整備等</p>	<p>第1節 避難所の指定・整備等</p>
<p>83</p>	<p>1 市における措置 (略) (3) 避難所が備えるべき設備の整備 避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調・洋式トイレ等、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。 (略) (略) (5) (略) カ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて<u>検討するよう</u>努める。 <u>(追加)</u> (略) (参考) (略) <u>(追加)</u></p>	<p>1 市における措置 (略) (3) 避難所が備えるべき設備の整備 避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、<u>段ボールベッド、パーティション</u>等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調・洋式トイレ等、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。 (略) (略) (5) (略) カ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、<u>可能な限り多くの避難所の開設</u>に努める <u>キ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。</u> (略) (参考) (略) <u>(2) 新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積</u> 一家族が、目安で3m×3mの1区画を使用し、各区画（一家族）の距離は1～2m以上空ける（※人数に応じて区画の広さは調整する。）。</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害予防計画）

頁	修正前（令和3年3月修正）	修正後（令和4年1月修正）
	(2) (略)	(3) (略)
	第3節 要配慮者支援対策	第3節 要配慮者支援対策
84	<p>1 市、県（福祉局、保健医療局、県民文化局、防災安全局）及び社会福祉施設等管理者における措置 (略)</p> <p>(3) 避難行動要支援者対策</p> <p>ア 避難行動要支援者名簿の掲載要件</p> <p>市は、要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保を<u>するうえで特に支援を要し、生活基盤が自宅にある者のうち、次の要件を満たす者を避難行動要支援者名簿に掲載する。</u></p> <p><u>(7) 要介護認定3～5を受けている者</u></p> <p><u>(イ) 身体障害者手帳1・2級（総合等級）を所持する身体障害者（心臓、じん臓等の内部機能障害のみで該当するものは除く）</u></p> <p><u>(ロ) 療育手帳A判定を所持する知的障害者</u></p> <p><u>(ハ) 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者で単身世帯の者</u></p> <p><u>(ニ) その他市長が認める者</u></p> <p>イ 避難行動要支援者名簿の整備等 (略)</p> <p>(イ) 避難行動要支援者名簿の作成</p> <p>市は、要配慮者の中から、要介護状態区分、障害区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、市内部組織及び県その他の関係者の協力を得て、氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等必要な事項を記載した避難行動要支援者名簿を作成する。</p> <p>その際、設定した要件にあてはまらない者であっても、要配慮者自らが避難行動要支援者名簿への掲載を求めた場合には柔軟に対</p>	<p>1 市、県（福祉局、保健医療局、県民文化局、防災安全局）及び社会福祉施設等管理者における措置 (略)</p> <p>(3) 避難行動要支援者対策</p> <p>ア 避難行動要支援者名簿の掲載要件</p> <p>市は、要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の<u>観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理する。また、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、市地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定める。さらには、名簿に登載する避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別避難計画を、市地域防災計画の定めるところにより作成するよう努める。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りではない。</u></p> <p><u>なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努める。</u></p> <p>イ 避難行動要支援者名簿の整備等 (略)</p> <p>(イ) 避難行動要支援者名簿の作成</p> <p>市は、要配慮者の中から、要介護状態区分、障害区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、市内部組織及び県その他の関係者の協力を得て、氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等必要な事項を記載した避難行動要支援者名簿を作成する。</p> <p>その際、設定した要件にあてはまらない者であっても、要配慮者自らが避難行動要支援者名簿への掲載を求めた場合には柔軟に対</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害予防計画）

頁	修正前（令和3年3月修正）	修正後（令和4年1月修正）
	<p>応できるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(エ) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供</p> <p>市は、避難行動要支援者本人又はその保護者の同意に基づき、避難支援等関係者（消防署、警察署、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他の避難支援等の実施に携わる者）に対し、避難行動要支援者名簿に登載された情報を事前に提供できる。</p> <p>そして、これらの名簿情報を施錠可能な場所で保管し、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために、名簿引き渡し時に必要な措置を講ずる。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。</p> <p>また、市は、当該市の条例の定めにより、又は、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>応できるものとする。</p> <p><u>また、生活基盤が自宅にある者のうち、次の要件を満たす者を避難行動要支援者名簿に掲載する。</u></p> <p><u>a 要介護認定3～5を受けている者</u></p> <p><u>b 身体障害者手帳1・2級（総合等級）を所持する身体障害者（心臓、じん臓等の内部機能障害のみで該当するものは除く）</u></p> <p><u>c 療育手帳A判定を所持する知的障害者</u></p> <p><u>d 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者で単身世帯の者</u></p> <p><u>e その他市長が認める者</u></p> <p>(略)</p> <p>(エ) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供</p> <p>市は、避難行動要支援者本人又はその保護者の同意に基づき、避難支援等関係者（消防署、警察署、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他の避難支援等の実施に携わる者）に対し、避難行動要支援者名簿に登載された情報を事前に提供できる。<u>ただし、市の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて当該名簿情報によって識別される特定の個人の同意が得られない場合は、この限りではない。</u></p> <p>そして、これらの名簿情報を施錠可能な場所で保管し、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために、名簿引き渡し時に必要な措置を講ずる。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。</p> <p>また、市は、当該市の条例の定めにより、又は、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。</p> <p><u>ウ 個別避難計画の作成等</u></p> <p><u>(ア) 個別避難計画の作成</u></p> <p><u>市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又</u></p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害予防計画）

頁	修正前（令和3年3月修正）	修正後（令和4年1月修正）
	<p><u>ウ</u>（略） （略） （5）外国人等に対する対策 市、県及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交</p>	<p><u>は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。</u></p> <p><u>（イ）避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供</u> 市は、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他個別避難計画に掲載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者の範囲を市地域防災計画であらかじめ定めておく。 <u>併せて、これらの情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について市地域防災計画であらかじめ定めることとする。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても個別避難計画の活用を支障が生じないよう、情報の適切な管理に努める。</u> また、市は、市の条例の定めにより又は避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、<u>平常時から、情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。</u></p> <p><u>（ウ）個別避難計画と地区防災計画の整合</u> 市は、<u>個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合を図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。</u></p> <p><u>エ</u>（略） （略） （5）外国人等に対する対策 市、県及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害予防計画）

頁	修正前（令和3年3月修正）	修正後（令和4年1月修正）
	<p>通情報を必要とする<u>訪日外国人</u>は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努める。 (略)</p>	<p>通情報を必要とする<u>外国人旅行者</u>は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努める。 (略)</p>
	<p>第10章 広域応援体制の整備</p>	<p>第10章 広域応援・受援体制の整備</p>
90	<p>■基本方針 ○市及び県等の防災関係機関は、大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結する等、広域的な応援体制の整備を図る。なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な地震・津波災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮する。</p>	<p>■基本方針 ○市及び県等の防災関係機関は、大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結する等、広域的な応援体制の整備を図る<u>とともに、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れるための受援体制の整備に努める</u>。なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な地震・津波災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮する。</p>
	<p>第1節 広域応援体制の整備</p>	<p>第1節 広域応援・受援体制の整備</p>
90	<p>1 市及び県（防災安全局、各局）における措置 (略) (3) <u>防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備</u> <u>ア 防災活動拠点の確保等</u> <u>市及び県は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防をはじめとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。</u> <u>なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検する。</u> <u>イ 受援体制の整備</u> 市及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署におけ</p>	<p>1 市及び県（防災安全局、各局）における措置 (略) (3) 受援体制の整備 <u>(削除)</u> 市及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署におけ</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害予防計画）

頁	修正前（令和3年3月修正）	修正後（令和4年1月修正）
	<p>る受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行う。</p> <p>また、市及び県は、訓練等を通じて、<u>被災市区町村応援職員確保システム</u>を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>ウ</u> 訓練、検証等</p> <p>県は、広域的な受援に係る計画や相互応援協定等の実効性を高めていくため、各種訓練等を通じた検証を行うとともに、検証結果や国、県、市町村、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行う。</p>	<p>る受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行う。 <u>その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。</u></p> <p>また、市及び県は、訓練等を通じて、<u>応急対策職員派遣制度</u>を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。</p> <p><u>(4) 南海トラフ地震等発生時の受援計画</u></p> <p><u>南海トラフ地震発生時の広域応援については、国が、緊急輸送ルートや応援部隊等の活動、物資調達、燃料調達及び電気・ガスの臨時供給並びに通信の臨時確保、防災拠点について具体的な計画を定めている。</u></p> <p><u>県は、国の活動に対応した受援計画を策定し、県、市町村及びその他の防災関係機関が実施すべき事項について定めておく。</u></p> <p><u>なお、東海地震、東南海・南海地震発生時の対応についても同様とする。</u></p> <p><u>(5) 訓練、検証等</u></p> <p>県は、広域的な受援に係る計画や相互応援協定等の実効性を高めていくため、各種訓練等を通じた検証を行うとともに、検証結果や国、県、市町村、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行う。</p>
	<p><u>(新設)</u></p>	<p>第4節 防災活動拠点の確保等</p>
93	<p><u>(新設)</u></p>	<p>1 市及び県（防災安全局、各局）における措置</p> <p><u>市及び県は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要な拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。</u></p> <p><u>なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検する。</u></p>
	<p>第16章 防災訓練及び防災意識の向上</p>	<p>第16章 防災訓練及び防災意識の向上</p>
99	<p>■ 基本方針</p>	<p>■ 基本方針</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害予防計画）

頁	修正前（令和3年3月修正）	修正後（令和4年1月修正）
	<p>○市、国及び県は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>○市、国及び県は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスク、<u>正常性バイアス等の必要な知識及び災害時にとるべき避難行動</u>等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。</p> <p>(略)</p>
	<p>第1節 防災訓練の実施</p>	<p>第1節 防災訓練の実施</p>
101	<p>(略)</p> <p>2 県公安委員会における措置</p> <p>県公安委員会は、<u>災害対策基本法の定めるところにより</u>防災訓練を効果的に実施するために、必要な限度で区域又は道路の区間を指定して、通行禁止等の交通規制を実施する。</p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>(略)</p> <p>2 県公安委員会における措置</p> <p>県公安委員会は、防災訓練を効果的に実施するために、必要な限度で区域又は道路の区間を指定して、通行禁止等の交通規制を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>5 名古屋地方気象台における措置</p> <p><u>名古屋地方気象台は、防災訓練において訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど地震発生時の対応行動の習熟が図られるよう支援する。</u></p>
	<p>第2節 防災のための意識啓発・広報</p>	<p>第2節 防災のための意識啓発・広報</p>
102	<p>1 市、県（防災安全局、農林基盤局、建設局等関係局）、県警察及び名古屋地方気象台等における措置</p> <p>(1) 防災意識の啓発</p> <p>(略)</p> <p>名古屋地方気象台は、市民が防災情報を活用し的確な防災行動をとることができるよう、市、県及び防災関係機関と協力して、次の事項のア、オ、<u>カ</u>、キ、コ、<u>ス～ソ</u>について解説を行い、啓発を図る。</p> <p>(略)</p> <p>オ 警報等や<u>避難勧告等</u>の意味と内容</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>カ</u> 警報等発表時や<u>避難勧告等</u>の<u>発表</u>や発令時にとるべき行動</p> <p><u>キ</u> 緊急地震速報や<u>避難勧告等</u>の発令時にとるべき行動</p> <p><u>ク</u> (略)</p> <p><u>ケ</u> (略)</p>	<p>1 市、県（防災安全局、農林基盤局、<u>都市・交通局</u>、建設局等関係局）、県警察及び名古屋地方気象台等における措置</p> <p>(1) 防災意識の啓発</p> <p>(略)</p> <p>名古屋地方気象台は、市民が防災情報を活用し的確な防災行動をとることができるよう、市、県及び防災関係機関と協力して、次の事項のア、オ、キ、<u>ク</u>、<u>サ</u>、<u>セ～タ</u>について解説を行い、啓発を図る。</p> <p>(略)</p> <p>オ 警報等や<u>避難情報</u>の意味と内容</p> <p><u>カ</u> 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、<u>生活の再建に資する行動</u></p> <p><u>キ</u> 警報等発表時や<u>避難情報</u>の発令時にとるべき行動</p> <p><u>ク</u> 緊急地震速報や<u>避難情報</u>の発令時にとるべき行動</p> <p><u>ケ</u> (略)</p> <p><u>コ</u> (略)</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害予防計画）

頁	修正前（令和3年3月修正）	修正後（令和4年1月修正）
	<p> <u>コ</u>（略） <u>サ</u>（略） <u>シ</u>（略） <u>ス</u>（略） <u>セ</u>（略） <u>ソ</u>（略） <u>タ</u>（略） （略） (3) 家庭内備蓄等の推進 市及び県は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、水、食料、生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等、生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計<u>といった</u>感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。 また、地震保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。 (4)（略） </p>	<p> <u>サ</u>（略） <u>シ</u>（略） <u>ス</u>（略） <u>セ</u>（略） <u>ソ</u>（略） <u>タ</u>（略） <u>チ</u>（略） （略） (3) 家庭内備蓄等の推進 市及び県は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、水、食料、生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等、生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計<u>等</u>の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。 また、地震保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。 (4)（略） </p>
107	第18章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応	<u>(削除)</u>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和3年3月修正）	修正後（令和4年1月修正）																																																				
	3 災害応急対策計画 第1編 風水害等災害応急対策	3 災害応急対策計画 第1編 風水害等災害応急対策																																																				
	第1章 活動態勢（組織の動員配備）	第1章 活動態勢（組織の動員配備）																																																				
	第2節 非常配備体制	第2節 非常配備体制																																																				
117	2 配備区分 (略) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>フェーズ</th> <th>指令名</th> <th>指令基準</th> <th>配備人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">警戒態勢</td> <td>フェーズ1: 黄(イエロー)</td> <td>第1警戒配備</td> <td> 市域に次の注意報が1つ以上発表されたとき ① 大雨注意報 <u>(6~10月)</u> ② 洪水注意報 <u>(6~10月)</u> </td> <td> (1) 平常行政体制 (2) 災害対策関係部課は、情報収集及び伝達に必要な人員 </td> </tr> <tr> <td>フェーズ2: 黄(イエロー)</td> <td>第2警戒配備</td> <td> (1) 河川の観測所水位が以下の警戒水位を超えたとき <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>河川</th> <th>観測所</th> <th>氾濫注意水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新川</td> <td>水場川</td> <td>3.0m</td> </tr> <tr> <td>五条川</td> <td>春日</td> <td>3.9m</td> </tr> <tr> <td>庄内川</td> <td>枇杷島</td> <td>5.6m</td> </tr> </tbody> </table> (2) 軽微な災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあるとき </td> <td rowspan="2">軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員</td> </tr> </tbody> </table>	区分	フェーズ	指令名	指令基準	配備人員	警戒態勢	フェーズ1: 黄(イエロー)	第1警戒配備	市域に次の注意報が1つ以上発表されたとき ① 大雨注意報 <u>(6~10月)</u> ② 洪水注意報 <u>(6~10月)</u>	(1) 平常行政体制 (2) 災害対策関係部課は、情報収集及び伝達に必要な人員	フェーズ2: 黄(イエロー)	第2警戒配備	(1) 河川の観測所水位が以下の 警戒 水位を超えたとき <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>河川</th> <th>観測所</th> <th>氾濫注意水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新川</td> <td>水場川</td> <td>3.0m</td> </tr> <tr> <td>五条川</td> <td>春日</td> <td>3.9m</td> </tr> <tr> <td>庄内川</td> <td>枇杷島</td> <td>5.6m</td> </tr> </tbody> </table> (2) 軽微な災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあるとき	河川	観測所	氾濫注意水位	新川	水場川	3.0m	五条川	春日	3.9m	庄内川	枇杷島	5.6m	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員	2 配備区分 (略) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>フェーズ</th> <th>指令名</th> <th>指令基準</th> <th>配備人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">警戒態勢</td> <td>フェーズ1: 黄(イエロー)</td> <td>第1警戒配備</td> <td> 市域に次の注意報が1つ以上発表されたとき ① 大雨注意報 ② 洪水注意報 </td> <td> (1) 平常行政体制 (2) 災害対策関係部課は、情報収集及び伝達に必要な人員 </td> </tr> <tr> <td>フェーズ2: 黄(イエロー)</td> <td>第2警戒配備</td> <td> (1) 河川の観測所水位が以下の氾濫注意水位を超えたとき <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>河川</th> <th>観測所</th> <th>氾濫注意水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新川</td> <td>水場川</td> <td>3.0m</td> </tr> <tr> <td>五条川</td> <td>春日</td> <td>3.9m</td> </tr> <tr> <td>庄内川</td> <td>枇杷島</td> <td>5.6m</td> </tr> </tbody> </table> (2) 軽微な災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあるとき </td> <td rowspan="2">軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員</td> </tr> </tbody> </table>	区分	フェーズ	指令名	指令基準	配備人員	警戒態勢	フェーズ1: 黄(イエロー)	第1警戒配備	市域に次の注意報が1つ以上発表されたとき ① 大雨注意報 ② 洪水注意報	(1) 平常行政体制 (2) 災害対策関係部課は、情報収集及び伝達に必要な人員	フェーズ2: 黄(イエロー)	第2警戒配備	(1) 河川の観測所水位が以下の 氾濫注意 水位を超えたとき <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>河川</th> <th>観測所</th> <th>氾濫注意水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新川</td> <td>水場川</td> <td>3.0m</td> </tr> <tr> <td>五条川</td> <td>春日</td> <td>3.9m</td> </tr> <tr> <td>庄内川</td> <td>枇杷島</td> <td>5.6m</td> </tr> </tbody> </table> (2) 軽微な災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあるとき	河川	観測所	氾濫注意水位	新川	水場川	3.0m	五条川	春日	3.9m	庄内川	枇杷島	5.6m	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員
区分	フェーズ	指令名	指令基準	配備人員																																																		
警戒態勢	フェーズ1: 黄(イエロー)	第1警戒配備	市域に次の注意報が1つ以上発表されたとき ① 大雨注意報 <u>(6~10月)</u> ② 洪水注意報 <u>(6~10月)</u>	(1) 平常行政体制 (2) 災害対策関係部課は、情報収集及び伝達に必要な人員																																																		
	フェーズ2: 黄(イエロー)	第2警戒配備	(1) 河川の観測所水位が以下の 警戒 水位を超えたとき <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>河川</th> <th>観測所</th> <th>氾濫注意水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新川</td> <td>水場川</td> <td>3.0m</td> </tr> <tr> <td>五条川</td> <td>春日</td> <td>3.9m</td> </tr> <tr> <td>庄内川</td> <td>枇杷島</td> <td>5.6m</td> </tr> </tbody> </table> (2) 軽微な災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあるとき	河川	観測所	氾濫注意水位	新川	水場川	3.0m	五条川	春日	3.9m	庄内川	枇杷島	5.6m	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員																																						
河川	観測所	氾濫注意水位																																																				
新川	水場川	3.0m																																																				
五条川	春日	3.9m																																																				
庄内川	枇杷島	5.6m																																																				
区分	フェーズ	指令名	指令基準	配備人員																																																		
警戒態勢	フェーズ1: 黄(イエロー)	第1警戒配備	市域に次の注意報が1つ以上発表されたとき ① 大雨注意報 ② 洪水注意報	(1) 平常行政体制 (2) 災害対策関係部課は、情報収集及び伝達に必要な人員																																																		
	フェーズ2: 黄(イエロー)	第2警戒配備	(1) 河川の観測所水位が以下の 氾濫注意 水位を超えたとき <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>河川</th> <th>観測所</th> <th>氾濫注意水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新川</td> <td>水場川</td> <td>3.0m</td> </tr> <tr> <td>五条川</td> <td>春日</td> <td>3.9m</td> </tr> <tr> <td>庄内川</td> <td>枇杷島</td> <td>5.6m</td> </tr> </tbody> </table> (2) 軽微な災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあるとき	河川	観測所	氾濫注意水位	新川	水場川	3.0m	五条川	春日	3.9m	庄内川	枇杷島	5.6m	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員																																						
河川	観測所	氾濫注意水位																																																				
新川	水場川	3.0m																																																				
五条川	春日	3.9m																																																				
庄内川	枇杷島	5.6m																																																				

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和3年3月修正）	修正後（令和4年1月修正）																
122	<p>4 職員の配置及び服務 (略) 所掌事務 部長：危機管理部長 部長代理：危機管理課長・総務課長</p> <table border="1" data-bbox="232 352 1160 1246"> <thead> <tr> <th data-bbox="232 352 293 437">部</th> <th data-bbox="293 352 517 437">班 (班 長)</th> <th data-bbox="517 352 1160 437">所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="232 437 293 1043" rowspan="13">危機管理・総務部</td> <td data-bbox="293 437 517 1043">危機管理・総務班 (危機管理課長)</td> <td data-bbox="517 437 1160 1043"> 1 災害対策本部の設置、廃止に関する事 2 本部会議の運営に関する事 3 防災行政無線等の運用に関する事 4 被害状況の取りまとめに関する事 5 気象・地震情報等の収集、整理に関する事 6 各部との連絡調整に関する事 7 国、県、防災関係機関との連絡調整に関する事 8 自衛隊の派遣要請に関する事 9 災害救助法の適用申請、報告及び取りまとめに関する事 10 激甚災害指定手続に関する事 11 <u>避難勧告・避難指示その他</u> 本部長命令の伝達に関する事 12 消防及び水防配備体制に関する事 13 部内の連絡調整に関する事 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 1043 517 1246">消 防 班 (消 防 団 長)</td> <td data-bbox="517 1043 1160 1246"> 1 災害の警戒及び防止活動に関する事 2 <u>避難勧告・避難指示等</u>の広報に関する事 3 人命救助、救急及び避難誘導に関する事 4 被害状況等の収集に関する事 5 行方不明者の捜索に関する事 </td> </tr> </tbody> </table>	部	班 (班 長)	所 掌 事 務	危機管理・総務部	危機管理・総務班 (危機管理課長)	1 災害対策本部の設置、廃止に関する事 2 本部会議の運営に関する事 3 防災行政無線等の運用に関する事 4 被害状況の取りまとめに関する事 5 気象・地震情報等の収集、整理に関する事 6 各部との連絡調整に関する事 7 国、県、防災関係機関との連絡調整に関する事 8 自衛隊の派遣要請に関する事 9 災害救助法の適用申請、報告及び取りまとめに関する事 10 激甚災害指定手続に関する事 11 <u>避難勧告・避難指示その他</u> 本部長命令の伝達に関する事 12 消防及び水防配備体制に関する事 13 部内の連絡調整に関する事	消 防 班 (消 防 団 長)	1 災害の警戒及び防止活動に関する事 2 <u>避難勧告・避難指示等</u> の広報に関する事 3 人命救助、救急及び避難誘導に関する事 4 被害状況等の収集に関する事 5 行方不明者の捜索に関する事	<p>4 職員の配置及び服務 (略) 所掌事務 部長：危機管理部長 部長代理：危機管理課長・総務課長</p> <table border="1" data-bbox="1196 352 2123 1203"> <thead> <tr> <th data-bbox="1196 352 1256 437">部</th> <th data-bbox="1256 352 1480 437">班 (班 長)</th> <th data-bbox="1480 352 2123 437">所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1196 437 1256 1002" rowspan="13">危機管理部・総務部</td> <td data-bbox="1256 437 1480 1002">危機管理・総務班 (危機管理課長)</td> <td data-bbox="1480 437 2123 1002"> 1 災害対策本部の設置、廃止に関する事 2 本部会議の運営に関する事 3 防災行政無線等の運用に関する事 4 被害状況の取りまとめに関する事 5 気象・地震情報等の収集、整理に関する事 6 各部との連絡調整に関する事 7 国、県、防災関係機関との連絡調整に関する事 8 自衛隊の派遣要請に関する事 9 災害救助法の適用申請、報告及び取りまとめに関する事 10 激甚災害指定手続に関する事 11 <u>避難指示等</u>、本部長命令の伝達に関する事 12 消防及び水防配備体制に関する事 13 部内の連絡調整に関する事 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1256 1002 1480 1203">消 防 班 (消 防 団 長)</td> <td data-bbox="1480 1002 2123 1203"> 1 災害の警戒及び防止活動に関する事 2 <u>避難指示等</u>の広報に関する事 3 人命救助、救急及び避難誘導に関する事 4 被害状況等の収集に関する事 5 行方不明者の捜索に関する事 </td> </tr> </tbody> </table>	部	班 (班 長)	所 掌 事 務	危機管理部・総務部	危機管理・総務班 (危機管理課長)	1 災害対策本部の設置、廃止に関する事 2 本部会議の運営に関する事 3 防災行政無線等の運用に関する事 4 被害状況の取りまとめに関する事 5 気象・地震情報等の収集、整理に関する事 6 各部との連絡調整に関する事 7 国、県、防災関係機関との連絡調整に関する事 8 自衛隊の派遣要請に関する事 9 災害救助法の適用申請、報告及び取りまとめに関する事 10 激甚災害指定手続に関する事 11 <u>避難指示等</u> 、本部長命令の伝達に関する事 12 消防及び水防配備体制に関する事 13 部内の連絡調整に関する事	消 防 班 (消 防 団 長)	1 災害の警戒及び防止活動に関する事 2 <u>避難指示等</u> の広報に関する事 3 人命救助、救急及び避難誘導に関する事 4 被害状況等の収集に関する事 5 行方不明者の捜索に関する事
部	班 (班 長)	所 掌 事 務																
危機管理・総務部	危機管理・総務班 (危機管理課長)	1 災害対策本部の設置、廃止に関する事 2 本部会議の運営に関する事 3 防災行政無線等の運用に関する事 4 被害状況の取りまとめに関する事 5 気象・地震情報等の収集、整理に関する事 6 各部との連絡調整に関する事 7 国、県、防災関係機関との連絡調整に関する事 8 自衛隊の派遣要請に関する事 9 災害救助法の適用申請、報告及び取りまとめに関する事 10 激甚災害指定手続に関する事 11 <u>避難勧告・避難指示その他</u> 本部長命令の伝達に関する事 12 消防及び水防配備体制に関する事 13 部内の連絡調整に関する事																
	消 防 班 (消 防 団 長)	1 災害の警戒及び防止活動に関する事 2 <u>避難勧告・避難指示等</u> の広報に関する事 3 人命救助、救急及び避難誘導に関する事 4 被害状況等の収集に関する事 5 行方不明者の捜索に関する事																
	部	班 (班 長)	所 掌 事 務															
	危機管理部・総務部	危機管理・総務班 (危機管理課長)	1 災害対策本部の設置、廃止に関する事 2 本部会議の運営に関する事 3 防災行政無線等の運用に関する事 4 被害状況の取りまとめに関する事 5 気象・地震情報等の収集、整理に関する事 6 各部との連絡調整に関する事 7 国、県、防災関係機関との連絡調整に関する事 8 自衛隊の派遣要請に関する事 9 災害救助法の適用申請、報告及び取りまとめに関する事 10 激甚災害指定手続に関する事 11 <u>避難指示等</u> 、本部長命令の伝達に関する事 12 消防及び水防配備体制に関する事 13 部内の連絡調整に関する事															
		消 防 班 (消 防 団 長)	1 災害の警戒及び防止活動に関する事 2 <u>避難指示等</u> の広報に関する事 3 人命救助、救急及び避難誘導に関する事 4 被害状況等の収集に関する事 5 行方不明者の捜索に関する事															

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和3年3月修正）	修正後（令和4年1月修正）																												
	第4節 職員の派遣要請	第4節 職員の派遣要請																												
130	<p>1 市における措置 (略) (4) 被災市町村への市職員の派遣 市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。</p>	<p>1 市における措置 (略) (4) 被災市町村への市職員の派遣 市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。<u>その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</u></p>																												
	第5節 災害救助法の適用	第5節 災害救助法の適用																												
130	<p>1 市における措置（災害救助法第13条） (1) 救助の実施 市長は、当該市の区域に災害救助法が適用され、知事の委任を受けた場合、災害救助法に基づく救助を行う。</p> <p>(2) 県が行う救助の補助 市長は、知事から委任を受けた救助以外に県が行う救助の補助を行う。 <u>(追加)</u></p>	<p>1 市における措置（災害救助法第13条） (1) 救助の実施 市長は、当該市の区域に災害救助法が適用され、知事の委任を受けた場合、災害救助法に基づく救助を行う。<u>なお、災害が発生するおそれがある場合、国に設置された特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部の所管区域内においても、災害救助法を適用することができる。</u></p> <p>(2) 県が行う救助の補助 市長は、知事から委任を受けた救助以外に県が行う救助の補助を行う。<u>なお、災害が発生するおそれがある段階において、災害救助法が適用された場合に行う主な救助の種類は、次表のとおり。</u></p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">救助の種類</th> <th colspan="2">実施者</th> </tr> <tr> <th>局地災害の場合</th> <th>広域災害の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の供与</td> <td colspan="2">市（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>要配慮者の輸送</td> <td colspan="2">市（県が委任）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) <u>事務委任により想定している各救助事務</u></p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">救助の種類</th> <th colspan="2">実施者</th> </tr> <tr> <th>局地災害の場合</th> <th>広域災害の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の供与</td> <td colspan="2">市（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>要配慮者の輸送</td> <td colspan="2">市（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の設置</td> <td colspan="2">県（建築局）</td> </tr> <tr> <td>食品の給与</td> <td colspan="2">市（県が委任）</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	実施者		局地災害の場合	広域災害の場合	避難所の供与	市（県が委任）		要配慮者の輸送	市（県が委任）		救助の種類	実施者		局地災害の場合	広域災害の場合	避難所の供与	市（県が委任）		要配慮者の輸送	市（県が委任）		応急仮設住宅の設置	県（建築局）		食品の給与	市（県が委任）	
救助の種類	実施者																													
	局地災害の場合	広域災害の場合																												
避難所の供与	市（県が委任）																													
要配慮者の輸送	市（県が委任）																													
救助の種類	実施者																													
	局地災害の場合	広域災害の場合																												
避難所の供与	市（県が委任）																													
要配慮者の輸送	市（県が委任）																													
応急仮設住宅の設置	県（建築局）																													
食品の給与	市（県が委任）																													

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和3年3月修正）	修正後（令和4年1月修正）																																	
		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1256 199 1554 242"><u>飲料水の供給</u></td> <td colspan="2" data-bbox="1554 199 2101 242"><u>市（県が委任）</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1256 242 1554 285"><u>被服、寝具の給与</u></td> <td colspan="2" data-bbox="1554 242 2101 285"><u>市（県が委任）</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1256 285 1554 399"><u>医療、助産</u></td> <td data-bbox="1554 285 1794 399"><u>市（県が委任）</u></td> <td data-bbox="1794 285 2101 399"><u>県（福祉局、保健医療局） 日本赤十字社愛知県支部</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1256 399 1554 442"><u>被災者の救出</u></td> <td colspan="2" data-bbox="1554 399 2101 442"><u>市（県が委任）</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1256 442 1554 485"><u>住宅の応急修理</u></td> <td data-bbox="1554 442 1794 485"><u>市町村（県が委任）</u></td> <td data-bbox="1794 442 2101 485"><u>県（建築局）</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1256 485 1554 528"><u>学用品の給与</u></td> <td colspan="2" data-bbox="1554 485 2101 528"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1256 528 1554 596"><u>市町村立小・中学校等児童生徒分</u></td> <td colspan="2" data-bbox="1554 528 2101 596"><u>市（県が委任）</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1256 596 1554 751"><u>県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分</u></td> <td colspan="2" data-bbox="1554 596 2101 751"><u>県（県民文化局、教育委員会）</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1256 751 1554 794"><u>埋葬</u></td> <td colspan="2" data-bbox="1554 751 2101 794"><u>市（県が委任）</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1256 794 1554 837"><u>死体の捜索及び処理</u></td> <td colspan="2" data-bbox="1554 794 2101 837"><u>市（県が委任）</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1256 837 1554 906"><u>住居又はその周辺の土石等の障害物の除去</u></td> <td colspan="2" data-bbox="1554 837 2101 906"><u>市（県が委任）</u></td> </tr> </table>	<u>飲料水の供給</u>	<u>市（県が委任）</u>		<u>被服、寝具の給与</u>	<u>市（県が委任）</u>		<u>医療、助産</u>	<u>市（県が委任）</u>	<u>県（福祉局、保健医療局） 日本赤十字社愛知県支部</u>	<u>被災者の救出</u>	<u>市（県が委任）</u>		<u>住宅の応急修理</u>	<u>市町村（県が委任）</u>	<u>県（建築局）</u>	<u>学用品の給与</u>			<u>市町村立小・中学校等児童生徒分</u>	<u>市（県が委任）</u>		<u>県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分</u>	<u>県（県民文化局、教育委員会）</u>		<u>埋葬</u>	<u>市（県が委任）</u>		<u>死体の捜索及び処理</u>	<u>市（県が委任）</u>		<u>住居又はその周辺の土石等の障害物の除去</u>	<u>市（県が委任）</u>	
<u>飲料水の供給</u>	<u>市（県が委任）</u>																																		
<u>被服、寝具の給与</u>	<u>市（県が委任）</u>																																		
<u>医療、助産</u>	<u>市（県が委任）</u>	<u>県（福祉局、保健医療局） 日本赤十字社愛知県支部</u>																																	
<u>被災者の救出</u>	<u>市（県が委任）</u>																																		
<u>住宅の応急修理</u>	<u>市町村（県が委任）</u>	<u>県（建築局）</u>																																	
<u>学用品の給与</u>																																			
<u>市町村立小・中学校等児童生徒分</u>	<u>市（県が委任）</u>																																		
<u>県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分</u>	<u>県（県民文化局、教育委員会）</u>																																		
<u>埋葬</u>	<u>市（県が委任）</u>																																		
<u>死体の捜索及び処理</u>	<u>市（県が委任）</u>																																		
<u>住居又はその周辺の土石等の障害物の除去</u>	<u>市（県が委任）</u>																																		
	第2章 避難行動	第2章 避難行動																																	
131	<p>■基本方針 （略）</p> <p>○<u>避難準備・高齢者等避難開始の発表</u>により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。</p> <p>（略）</p> <p>○災害により危険が急迫し、安全を脅かされている市民や来訪者に対して、市長は<u>避難勧告又は指示</u>を発令し危険地域から安全地域（<u>「広域避難場所」若しくはそのときの状況に応じて指定する安全な地域</u>）へ避難させる必要がある。</p>	<p>■基本方針 （略）</p> <p>○<u>高齢者等避難の発令</u>により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。</p> <p>（略）</p> <p>○災害により危険が急迫し、安全を脅かされている市民や来訪者に対して、市長は<u>避難指示</u>を発令し危険地域から安全地域へ避難させる必要がある。</p>																																	

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和3年3月修正）	修正後（令和4年1月修正）
	第1節 気象警報等の発表、伝達	第1節 気象警報等の発表、伝達
132	<p>(略) <u>(追加)</u></p> <p>4 水防警報（中部地方整備局及び県（建設局）における措置） (略)</p> <p>5 県（防災安全局）における措置 (略)</p> <p>6 西日本電信電話株式会社における措置 (略)</p> <p>7 日本放送協会名古屋放送局における措置 (略)</p> <p>8 市における措置 気象庁が発表する地震情報及び気象予警報等の受領及び伝達は、危機管理・総務班が担当する。 危機管理課長は、気象予警報等を受領した場合、速やかに<u>総務部長</u>、副市長、教育長、市長に報告するとともに、関係各部長に伝達する。伝達を受けた関係各部長は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講じ、関係出先機関等に伝達する。</p> <p>9 その他の防災関係機関における措置 (略)</p> <p>10 気象予警報等の伝達系統 次の気象予警報等の伝達は、<u>図1～5</u>のとおり行う。 (1) 気象・水象に関する特別警報・警報等 … 図1 (2) 洪水予報 ア 国土交通大臣・名古屋地方気象台の発表する洪水予報… 図2のアイ イ 知事・名古屋地方気象台の発表する洪水予報 … 図2のイ (3) 水防警報 ア 国土交通大臣の発表する水防警報 … 図3のア</p>	<p>4 高潮に係る水位情報の周知（県（建設局）における措置） <u>県は、三河湾・伊勢湾沿岸（田原市伊良湖町地先から弥富市鍋田町地先まで）について、水位が高潮特別警戒水位（警戒レベル5相当情報[高潮]）に達したときは、高潮氾濫発生情報を、関係機関に通知するとともに、県民に周知する。</u></p> <p>5 水防警報（中部地方整備局及び県（建設局）における措置） (略)</p> <p>6 県（防災安全局）における措置 (略)</p> <p>7 西日本電信電話株式会社における措置 (略)</p> <p>8 日本放送協会名古屋放送局における措置 (略)</p> <p>9 市における措置 気象庁が発表する地震情報及び気象予警報等の受領及び伝達は、危機管理・総務班が担当する。 危機管理課長は、気象予警報等を受領した場合、速やかに<u>危機管理部長</u>、副市長、教育長、市長に報告するとともに、関係各部長に伝達する。伝達を受けた関係各部長は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講じ、関係出先機関等に伝達する。</p> <p>10 その他の防災関係機関における措置 (略)</p> <p>11 気象予警報等の伝達系統 次の気象予警報等の伝達は、<u>図1～7</u>のとおり行う。 (1) 気象・水象に関する特別警報・警報等 … 図1 (2) 洪水予報 ア 国土交通大臣・名古屋地方気象台の発表する洪水予報… 図2のアイ イ 知事・名古屋地方気象台の発表する洪水予報 … 図2のイ (3) 水防警報 ア 国土交通大臣の発表する水防警報 … 図3のア</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和3年3月修正）	修正後（令和4年1月修正）
	<p>イ 知事の発表する水防警報 … 図3のイ (4) 水位周知河川の水位情報 （避難判断水位、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）、氾濫発生）… 図4 (5) 火災気象通報… 図5 (6) 火災警報… 図6</p> <p>【気象予報警報の伝達系統】 図1 気象・水象に関する特別警報・警報等</p> <p>※二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。 ※名古屋地方気象台から西日本電信電話株式会社には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。</p>	<p>イ 知事の発表する水防警報 … 図3のイ (4) 水位周知河川の水位情報 （避難判断水位、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）、氾濫発生）… 図4 (5) <u>水位周知海岸の水位情報（高潮氾濫発生情報）</u>… 図5 (6) 火災気象通報… 図6 (7) 火災警報… 図7</p> <p>【気象予報警報の伝達系統】 図1 <u>気象警報等の伝達系統図</u></p> <p>※気象庁から東日本電信電話(株)又は西日本電信電話(株)には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。 ※緊急速報メールは、<u>気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象庁本庁又は大阪管区気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。</u> 注) 二重枠で囲まれている機関は、<u>気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。</u></p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和3年3月修正）	修正後（令和4年1月修正）
135	(略) <u>(追加)</u>	<p><u>注）二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>図5 水位周知海岸の水位情報（高潮氾濫発生情報）</u></p> <p>■ <u>知事が通知する水位周知海岸（高潮氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[高潮]））</u></p> <p><u>・三河湾・伊勢湾沿岸</u></p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和3年3月修正）	修正後（令和4年1月修正）
	<p>図5 火災気象通報の伝達系統 （略）</p> <p>図6 火災警報の伝達系統 （略）</p> <p>11 異常現象の通報 （略）</p> <p>12 浸水想定区域内への要配慮者施設への情報伝達 （略）</p>	<p>図6 火災気象通報の伝達系統 （略）</p> <p>図7 火災警報の伝達系統 （略）</p> <p>12 異常現象の通報 （略）</p> <p>13 浸水想定区域内への要配慮者施設への情報伝達 （略）</p>
	<p>第2節 避難勧告等</p>	<p>第2節 避難情報</p>
136	<p>1 方針</p> <p>災害対策基本法では、災害応急対策の第1次的な責任者である市町村長は「<u>避難</u>」の「<u>勧告</u>」「<u>指示</u>」及び警戒区域の設定による当該区域からの「退去」又は「立入の制限」を行うことができると定めている。</p> <p>このため、市長は、緊急を要する場合において、第1に関係住民への<u>避難の勧告・指示</u>の周知徹底、第2に関係機関への速やかな通報を行い、市民の生命・身体を災害の危険から保護するという「市の責務」を果たすものとする。</p> <p>2 市における措置</p> <p>(1) <u>避難勧告等</u></p> <p>速やかに立ち退き避難を促す情報は、[警戒レベル4] <u>避難勧告を基本とする。避難勧告等を発令するにあたり、住民の周囲の状況等により、近隣の安全な場所への避難や、屋外での移動がかえって命に危険を及ぼしかねない等やむを得ない場合には、「屋内安全確保」の安全確保措置を指示することができる。</u></p> <p>また、<u>災害が発生した場合は、可能な範囲で一定の区域ごとの災害を発表し、居住者等に命を守るための最善の行動をとるよう呼びかける。</u></p> <p>ア [警戒レベル5] <u>災害発生情報</u></p> <p><u>河川管理者や水防団等と連携して巡視等を行った結果、堤防の決壊や越水・溢水、急傾斜地の崩壊や土石流等の災害が実際に発生している状況を市が把握した場合に、可能な範囲で発令する。</u></p>	<p>1 方針</p> <p>災害対策基本法では、災害応急対策の第1次的な責任者である市町村長は<u>避難情報の発令</u>及び警戒区域の設定による当該区域からの「退去」又は「立入の制限」を行うことができると定めている。</p> <p>このため、市長は、緊急を要する場合において、第1に関係住民への<u>避難情報</u>の周知徹底、第2に関係機関への速やかな通報を行い、市民の生命・身体を災害の危険から保護するという「市の責務」を果たすものとする。</p> <p>2 市における措置</p> <p>(1) <u>避難情報</u></p> <p>速やかに立退き避難を促す情報は、[警戒レベル4] <u>避難指示とし、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令する。洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能である。</u></p> <p>また、<u>既に災害が発生又は切迫している状況（警戒レベル5）において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることにも留意する。</u></p> <p>ア [警戒レベル5] <u>緊急安全確保</u></p> <p>災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、<u>立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を</u></p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和3年3月修正）	修正後（令和4年1月修正）
137	<p>イ [警戒レベル4] <u>避難勧告・避難指示（緊急）</u> <u>気象予警報等の発令</u>、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた<u>避難勧告等</u>の発令基準に基づき、速やかに的確な[警戒レベル4] <u>避難勧告・避難指示（緊急）</u>を発令する。</p> <p>その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、<u>市長は、市民の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要と認める時、避難のための立ち退きの勧告又は指示を行う。（災害対策基本法第60条）</u></p> <p><u>避難勧告</u>の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく<u>避難勧告</u>を発令する。</p> <p>また、夜間、早朝に<u>避難勧告等</u>を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において<u>避難勧告等</u>を発令する。</p> <p>ウ [警戒レベル3] <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> <u>市民の迅速かつ円滑な避難を実現するため、市民に対して避難準備（避難所で滞在するための衣類や食料品等の準備）を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備（要配慮者避難）情報を伝達する。</u></p> <p>また、必要に応じ、[警戒レベル3] <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の<u>発表等と併せて</u>避難場所を開設する。</p> <p>なお、夜間、早朝に<u>避難勧告等</u>を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において[警戒レベル3] <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>を発令する。</p> <p>エ 対象地域の設定 <u>避難勧告等</u>を発令するにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。</p> <p>オ <u>避難勧告等</u>の伝達 <u>避難勧告等</u>を発令するにあたっては、危険の切迫性に応じて5段階</p>	<p><u>中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない。</u></p> <p>イ [警戒レベル4] <u>避難指示</u> <u>気象警報の発表</u>、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた<u>避難指示</u>の発令基準に基づき、速やかに的確な[警戒レベル4] <u>避難指示</u>を発令する。</p> <p>その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、<u>避難のための立ち退きを指示</u>する。</p> <p><u>避難指示</u>の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく<u>避難指示</u>を発令する。</p> <p>また、夜間、早朝に<u>避難指示</u>を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において<u>避難指示</u>を発令する。</p> <p>ウ [警戒レベル3] <u>高齢者等避難</u> <u>避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の人にも避難準備や自主的な避難を呼びかける。</u></p> <p>また、必要に応じ、[警戒レベル3] <u>高齢者等避難</u>の<u>発令等とあわせて</u>避難場所を開設する。</p> <p>なお、夜間、早朝に<u>避難指示</u>を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において[警戒レベル3] <u>高齢者等避難</u>を発令する。</p> <p>エ 対象地域の設定 <u>避難情報</u>を発令するにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。</p> <p>オ <u>避難情報</u>の伝達 <u>避難情報</u>を発令するにあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和3年3月修正）	修正後（令和4年1月修正）
138	<p>の警戒レベルを付記するとともに<u>避難勧告等</u>の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、市民の積極的な避難行動の喚起に努める。</p> <p>カ 事前の情報提供</p> <p><u>避難勧告等</u>の発令に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、市民への注意を促す。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、市民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。</p> <p><u>キ 知事等への助言の要求</u></p> <p><u>市長は、避難のための立ち退きを勧告し、若しくは指示し、又は「屋内安全確保」の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。</u></p> <p>(2) <u>「勧告」と「指示」</u></p> <p><u>「勧告」と「指示」の相違は、被害の危険の切迫する度合に対応している。「指示」は、「勧告」よりも拘束力が強いものと一般に受けとめられることを期待して発表する。</u></p> <p><u>なお、市長以外の者（水防管理者、知事又は知事の命を受けた職員、警察官、自衛官等）が緊急避難的な措置として「指示」を行った場合は、実施後直ちにその旨を市長に通知しなければならない。</u></p> <p>(3) <u>指示等の対象者</u></p> <p><u>避難の勧告・指示の対象者は、居住者、滞在者、通過者等を含め、避難のための「立ち退き」を要すると認められる区域内にいるすべての人を対象とする。</u></p> <p>3 水防管理者における措置</p> <p>(1) <u>立ち退き</u>の指示</p> <p>洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、<u>立ち退く</u></p>	<p>警戒レベルを付記するとともに<u>避難情報</u>の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、市民の積極的な避難行動の喚起に努める。</p> <p>カ 事前の情報提供</p> <p><u>避難情報</u>の発令に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、市民への注意を促す。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、市民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(2) <u>知事等への助言の要求</u></p> <p><u>市長は、避難のための立退きを指示し、又は「緊急安全確保」の措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。</u></p> <p>(3) <u>避難情報の対象者</u></p> <p><u>避難情報の対象者は、居住者、滞在者、通過者等を含め、避難のための「立退き」を要すると認められる区域内にいるすべての人を対象とする。</u></p> <p>3 水防管理者における措置</p> <p>(1) <u>立退き</u>の指示</p> <p>洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、<u>立退くこ</u></p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和3年3月修正）	修正後（令和4年1月修正）
139	<p>ことを指示する。 (略)</p> <p>4 県警察（警察官）における措置 (略)</p> <p>(2) 災害対策基本法第61条による指示 市長による避難のための<u>立ち退き</u>若しくは「<u>屋内安全確保</u>」の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、避難のための<u>立ち退き</u>又は「<u>屋内安全確保</u>」の安全確保措置を指示する。 (略)</p> <p>5 名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置 名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、市長から<u>避難指示（緊急）</u>、<u>避難勧告</u>の対象地域、判断時期等について助言を求められた場合は、必要な助言を行う。 (略)</p> <p>7 避難勧告等の発令時期 市長は、災害が発生するおそれがあり、避難を要する状況になる可能性がある場合、又は災害により危険が急迫し、地域住民の生命身体の保護が必要と認められるとき、速やかに危険地域の市民等に対し、<u>避難勧告等</u>の発令を行う。 (1) <u>避難勧告等</u>を発令するにあたっては、危険が切迫する前に十分な余裕をもって行うものとし、市民が自主的に家屋被害に対する対策、衣類や食料品の準備等、最低限の措置を講じて避難所へ向かうことができるように努める。 (2) <u>避難勧告等</u>の発令に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、市民への注意を促す。</p>	<p>とを指示する。 (略)</p> <p>4 県警察（警察官）における措置 (略)</p> <p>(2) 災害対策基本法第61条による指示 市長による避難のための<u>立退き</u>若しくは「<u>緊急安全確保</u>」の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、避難のための<u>立退き</u>又は「<u>緊急安全確保</u>」の安全確保措置を指示する。 (略)</p> <p>5 名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置 名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、市長から<u>避難指示</u>の対象地域、判断時期等について助言を求められた場合は、必要な助言を行う。 (略)</p> <p>7 避難情報の発令時期 市長は、災害が発生するおそれがあり、避難を要する状況になる可能性がある場合、又は災害により危険が急迫し、地域住民の生命身体の保護が必要と認められるとき、速やかに危険地域の市民等に対し、<u>避難情報</u>の発令を行う。 (1) <u>避難情報</u>を発令するにあたっては、危険が切迫する前に十分な余裕をもって行うものとし、市民が自主的に家屋被害に対する対策、衣類や食料品の準備等、最低限の措置を講じて避難所へ向かうことができるように努める。 (2) <u>避難情報</u>の発令に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、市民への注意を促す。</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和3年3月修正）	修正後（令和4年1月修正）
140	<p>(3) 避難勧告・避難指示（緊急）を発令する基準について、降水量や河川水位等の数値あるいは防災気象情報、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発令等、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努める。</p> <p>なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直す必要がある。</p> <div data-bbox="235 470 1146 833" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">避難準備・高齢者等避難開始の発表基準（原則）</p> <p>市長は、市民が余裕をもって避難できるよう、河川水位の上昇や気象状況等から判断して、避難を要する状況になる可能性があるとして判断した場合に、避難準備・高齢者等避難開始を発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 出動水位に達し、かつ、以降1時間の予想雨量が30mmを超える場合。 ● 新川：水場川観測所の水位が3.9mに達したとき。 ● 庄内川：枇杷島観測所の水位が6.3mに達したとき。 ● 五条川：春日観測所の水位が4.6mに達したとき。 ● 気象等特別警報が発令されたとき。 </div> <div data-bbox="235 874 1146 1236" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">避難勧告の発令基準（原則）</p> <p>市長は、災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合において、人命、身体の保護、又は災害の拡大防止のため特に必要があると認められるときに発令する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 警戒水位に達し、かつ、1時間に30mmを超える雨を観測したとき。 ● 新川：水場川観測所の水位が4.8mに達したとき。 ● 庄内川：枇杷島観測所の水位が8.5mに達したとき。 ● 五条川：春日観測所の水位が5.0mに達したとき。 ● 気象等特別警報が発令されたとき。 </div> <p>(略)</p> <p>8 避難の措置と周知</p> <p>避難勧告若しくは避難指示（緊急）を発令した者又は機関は、速やかに関係各機関に対して連絡するとともに、当該地域の市民に対してその内容</p>	<p>(3) 避難情報を発令する基準について、降水量や河川水位等の数値あるいは防災気象情報、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発令等、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努める。</p> <p>なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直す必要がある。</p> <div data-bbox="1198 470 2110 833" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">高齢者等避難の発令基準（原則）</p> <p>市長は、市民が余裕をもって避難できるよう、河川水位の上昇や気象状況等から判断して、避難を要する状況になる可能性があるとして判断した場合に、高齢者等避難を発令する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 氾濫注意水位に達し、かつ、以降1時間の予想雨量が30mmを超える場合。 ● 新川：水場川観測所の水位が3.9mに達したとき。 ● 庄内川：枇杷島観測所の水位が6.3mに達したとき。 ● 五条川：春日観測所の水位が4.6mに達したとき。 ● 気象等特別警報が発表されたとき。 </div> <div data-bbox="1198 874 2110 1236" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">避難指示の発令基準（原則）</p> <p>市長は、災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合において、人命、身体の保護、又は災害の拡大防止のため特に必要があると認められるときに発令する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 出動水位に達し、かつ、1時間に30mmを超える雨を観測したとき。 ● 新川：水場川観測所の水位が4.8mに達したとき。 ● 庄内川：枇杷島観測所の水位が8.5mに達したとき。 ● 五条川：春日観測所の水位が5.0mに達したとき。 ● 気象等特別警報が発表されたとき。 </div> <p>(略)</p> <p>8 避難の措置と周知</p> <p>避難の指示を発令した者又は機関は、速やかに関係各機関に対して連絡するとともに、当該地域の市民に対してその内容の周知を図る。</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和3年3月修正）	修正後（令和4年1月修正）
	<p>の周知を図る。</p> <p>(1) 関係地域内住民等への周知徹底方法</p> <p>災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線（同報系）、サイレン、広報車、職員、消防団員による巡回、自主防災組織、自治会、町内会を通じた電話連絡や戸別伝達、<u>ケーブルテレビ・コミュニティFM等のラジオ放送局に情報を提供等</u>、複数の伝達手段を複合的に利用し、対象地域の市民に迅速・的確に伝達する。</p> <p>このほか、災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することにより、テレビ、ラジオや携帯電話、インターネット等の多様で身近なメディアを通じて市民等が情報を入手できるよう努める。</p> <p>避難措置解除の連絡は、<u>避難勧告・避難指示（緊急）</u>の伝達に準じて行う。</p> <p><u>避難勧告・避難指示（緊急）</u>は、できる限りその理由、対象地域、避難先、避難経路及び避難上の留意事項の伝達に努める。</p> <p>ア <u>避難勧告・避難指示（緊急）</u>の内容</p> <div data-bbox="300 775 1149 1058" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ● 避難対象地域（<u>丁目名、施設名等</u>） ● <u>避難勧告又は指示の理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等）</u> ● 避難先（<u>安全な方向及び避難場所の名称</u>） ● 避難経路 ● その他（<u>避難行動時の最少限の携帯品、要配慮者の優先避難・介助の呼びかけ等</u>） </div> <p>イ <u>避難勧告</u>等の信号</p> <p>災害により危険地域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせる防災行政無線（同報系）の信号は次のとおりとする。</p> <div data-bbox="300 1209 1149 1374" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>サイレン信号</p> <p><u>避難勧告</u>○～～～休止約2秒～～～休止約2秒～～～（信号は、適当な時間継続する）</p> <p style="text-align: center;">約3秒 約3秒 約3秒</p> </div> <p>ウ <u>避難行動要支援者への対応</u></p> <p><u>警報が発令され、本市に相当の被害が予想される場合は、市長は、</u></p>	<p>(1) 関係地域内住民等への周知徹底方法</p> <p>災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線（同報系）、サイレン、広報車、職員、消防団員による巡回、自主防災組織、自治会、町内会を通じた電話連絡や戸別伝達、複数の伝達手段を複合的に利用し、対象地域の市民に迅速・的確に伝達する。</p> <p>このほか、災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することにより、テレビ、ラジオや携帯電話、インターネット等の多様で身近なメディアを通じて市民等が情報を入手できるよう努める。</p> <p>避難措置解除の連絡は、<u>避難情報</u>の伝達に準じて行う。</p> <p><u>避難情報</u>は、できる限りその理由、対象地域、避難先、避難経路及び避難上の留意事項の伝達に努める。</p> <p>ア <u>避難情報</u>の内容</p> <div data-bbox="1272 775 1874 978" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ● 避難対象地域 ● <u>避難情報発令</u>の理由 ● 避難先 ● 避難経路 ● その他<u>必要な事項</u> </div> <p>イ <u>避難指示</u>等の信号</p> <p>災害により危険地域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせる防災行政無線（同報系）の<u>サイレン</u>信号は次のとおりとする。</p> <div data-bbox="1272 1209 2107 1374" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>サイレン信号</p> <p><u>避難指示</u>○～～～休止約2秒～～～休止約2秒～～～（信号は、適当な時間継続する）</p> <p style="text-align: center;">約3秒 約3秒 約3秒</p> </div> <p><u>(削除)</u></p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和3年3月修正）	修正後（令和4年1月修正）
	<p><u>民生委員・児童委員、自主防災組織等の協力を得て、電話連絡又は訪問により迅速に避難行動要支援者及びその保護者等へ連絡する。</u> <u>避難勧告発令時は、民生委員・児童委員、自主防災組織等の協力を得て、速やかに避難誘導する。</u> <u>なお、周囲の状況等により、屋内にとどまっていた方が安全な場合等、やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保に関する措置を指示することができる。</u></p> <p><u>エ</u> 夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合におけるエリアを限定した伝達について、各地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。</p> <p>(2) 関係機関への通報及び相互連絡 市長が<u>避難勧告・避難指示（緊急）</u>を発令したとき、又は警察官等から避難の措置を行った旨の通報を受けたとき、次の要領により関係機関等へ連絡する。 なお、市、県、警察及び自衛隊は、避難の措置を行ったときは、その内容について相互に通報連絡する。</p> <p>(略)</p> <p><u>オ</u> <u>広域一時滞在に係る協議</u> <u>災害が発生し、被災した市民が市域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、その受入れについて避難先市町村と協議し、又は避難先都道府県との協議を県に要求する。</u></p>	<p><u>ウ</u> 夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合におけるエリアを限定した伝達について、各地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。</p> <p>(2) 関係機関への通報及び相互連絡 市長が<u>避難情報</u>を発令したとき、又は警察官等から避難の措置を行った旨の通報を受けたとき、次の要領により関係機関等へ連絡する。 なお、市、県、警察及び自衛隊は、避難の措置を行ったときは、その内容について相互に通報連絡する。</p> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p>
141	<p>9 各施設の管理者の避難報告体制 大規模災害が発生し<u>避難の勧告・指示</u>が発令されたとき、又は自主的に各施設において、来訪者・入所者・職員・従業員等の避難を実施したときは、各施設の管理者は、以下のとおり、市災害対策本部へ避難の完了を報告する。 なお、連絡の方法は市施設の場合については、防災行政無線、FAX、電話若しくは伝令による。また、市施設以外については、FAX、電話若しくは伝令による。ただし、西日本電信電話株式会社の電話が使用できない場合の措置については、伝令による最寄りの消防署、市出先機関、警察その他防災機関への通報等あらかじめ周知徹底しておく。（略）</p>	<p>9 各施設の管理者の避難報告体制 大規模災害が発生し<u>避難情報</u>が発令されたとき、又は自主的に各施設において、来訪者・入所者・職員・従業員等の避難を実施したときは、各施設の管理者は、以下のとおり、市災害対策本部へ避難の完了を報告する。 なお、連絡の方法は市施設の場合については、防災行政無線、FAX、電話若しくは伝令による。また、市施設以外については、FAX、電話若しくは伝令による。ただし、西日本電信電話株式会社の電話が使用できない場合の措置については、伝令による最寄りの消防署、市出先機関、警察その他防災機関への通報等<u>を</u>あらかじめ周知徹底しておく。（略）</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和3年3月修正）	修正後（令和4年1月修正）
142	<p>10 警戒区域の設定 (略)</p> <p>(4) 警戒区域の設定が必要とされる場合については、次のようなものが想定される。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">警戒区域の設定が必要とされる場合</p> <p>(追加)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 倒壊危険のある大規模建物周辺地域 ● 施設の被害により有毒ガスの危険が及ぶと予想される地域 ● 施設の被害により爆発の危険が及ぶと予想される地域 ● 放射線使用施設の被害により被曝の危険が及ぶと予想される地域 ● その他市民の生命を守るため必要と認められるとき </div>	<p>10 警戒区域の設定 (略)</p> <p>(4) 警戒区域の設定が必要とされる場合については、次のようなものが想定される。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">警戒区域の設定が必要とされる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>一般的な構造の木造家屋について洪水による水深と流速から倒壊等をもたらすような氾濫流が発生する恐れのある区域</u> ● <u>家屋の基礎を支える地盤が流出するような河岸浸食が発生するおそれのある区域</u> ● 倒壊危険のある大規模建物周辺地域 ● 施設の被害により有毒ガスの危険が及ぶと予想される地域 ● 施設の被害により爆発の危険が及ぶと予想される地域 ● 放射線使用施設の被害により被曝の危険が及ぶと予想される地域 ● その他市民の生命を守るため必要と認められるとき </div>
	第3節 市民等の避難誘導	第3節 市民等の避難誘導等
143	<p>1 方針 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">避難の誘導に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>避難の勧告・指示</u>が発令された場合、市民は地域における相互扶助のもと、<u>最寄りの避難所又は広域</u>避難場所に自主的に避難する。 ● 学校・事業所等の施設においては、各施設の管理者の自主的な統制により安全な地域への誘導を行う。 ● 避難行動要支援者の避難を最優先で行うよう<u>担当部を定める等</u>、相当の配慮を行う。 </div> <p>2 避難の誘導を行う者</p> <p>(1) 危険地域における避難誘導</p> <p><u>避難勧告・避難指示（緊急）</u>が市長から発令された場合に、危険地域における緊急避難については、次のとおり行う。</p> <p>ア 市長は、必要と認める<u>避難所・広域</u>避難場所及び主要地点にそれぞれ</p>	<p>1 方針 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">避難の誘導に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>避難情報</u>が発令された場合、市民は地域における相互扶助のもと、<u>安全な</u>避難場所に自主的に避難する。 ● 学校・事業所等の施設においては、各施設の管理者の自主的な統制により安全な地域への誘導を行う。 ● 避難行動要支援者の避難を最優先で行うよう<u>健康福祉部が主幹となり</u>、相当の配慮を行う。 </div> <p>2 避難の誘導を行う者</p> <p>(1) 危険地域における避難誘導</p> <p><u>避難情報</u>が市長から発令された場合に、危険地域における緊急避難については、次のとおり行う。</p> <p>ア 市長は、必要と認める<u>安全な</u>避難場所及び主要地点にそれぞれ複数</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和3年3月修正）	修正後（令和4年1月修正）
144	<p>れ複数の市職員を派遣する等、誘導體制の確立・強化を指示する。</p> <p>イ 派遣された職員は、避難所の開設及び市長からの指示・情報等の收受にあたるとともに、警察官、消防団員、市政推進委員、自主防災組織等とともに、市民等の危険地域内から安全な地域への避難誘導に努める。</p> <p>ウ 地域内から避難所又は広域避難場所までの避難誘導は、消防団員、市政推進委員、自主防災組織及び現場の警察官等が行う。</p> <p>(略)</p> <p>4 避難行動要支援者の支援</p> <p>(略)</p> <p>(2) 避難行動要支援者の避難支援</p> <p>イ 避難行動要支援者の避難支援</p> <p>平常時から避難行動要支援者名簿情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、その情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、避難行動要支援者名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。</p> <p>また、平常時から避難行動要支援者名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求める。</p> <p>ウ 避難行動要支援者の安否確認</p> <p>避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿を有効に活用する。</p> <p>エ 避難後における避難行動要支援者への対応</p> <p>地域の実情や特性を踏まえつつ、避難行動要支援者名簿情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者とともに避難場所から避難所への移送を行うこと。</p> <p>(略)</p>	<p>の市職員を派遣する等、誘導體制の確立・強化を指示する。</p> <p>イ 派遣された職員は、避難所の開設及び市長からの指示・情報等の收受にあたるとともに、警察官、消防団員、市政推進委員、自主防災組織等とともに、市民等の危険地域内から安全な地域への避難誘導に努める。</p> <p>ウ 地域内から安全な避難場所までの避難誘導は、消防団員、市政推進委員、自主防災組織及び現場の警察官等が行う。</p> <p>(略)</p> <p>4 避難行動要支援者の支援</p> <p>(略)</p> <p>(2) 避難行動要支援者の避難支援</p> <p>イ 避難行動要支援者の避難支援</p> <p>平常時から避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。</p> <p>また、平常時から避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求める。</p> <p>ウ 避難行動要支援者の安否確認</p> <p>避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を有効に活用する。</p> <p>エ 避難後における避難行動要支援者への対応</p> <p>地域の実情や特性を踏まえつつ、避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者とともに避難場所から避難所への移送を行うこと。</p> <p>(略)</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和3年3月修正）	修正後（令和4年1月修正）
	<u>(新設)</u>	第4節 広域避難
145	<u>(新設)</u>	<p>1 広域避難に係る協議</p> <p>(1) 市における措置</p> <p>市は、災害が発生するおそれがある場合において、避難指示の発令による避難先を当該市内の指定緊急避難場所その他の避難場所とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため当該居住者等を一定期間他の市町村に滞在させる必要があると認めるときは、当該居住者等の受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。なお、他の都道府県の市町村への受入れについては、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、他の都道府県の市町村に直接協議することができる。</p> <p>(2) 県における措置</p> <p>県は、県域を越える避難について、市から要求があった場合は、避難先都道府県と協議を行う。県は、市から求められたときは、広域避難に関する事項について助言を行う。</p> <p>2 居住者等の運送</p> <p>(1) 県における措置</p> <p>県は、災害が発生するおそれがある場合であって、居住者等の生命又は身体を当該災害から保護するため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、居住者等の運送を要請することができる。要請にあつては、次の内容を示すものとする。</p> <p>ア 運送すべき人</p> <p>イ 運送すべき場所</p> <p>ウ 期日</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和3年3月修正）	修正後（令和4年1月修正）
	第3章 災害情報の収集・伝達・広報	第3章 災害情報の収集・伝達・広報
	■ 基本方針	■ 基本方針
146	<p>(略)</p> <p>○災害応急対策責任者（災害対策基本法第51条）は、災害に関する情報の収集及び伝達が迅速かつ正確になされるよう活動体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意する。</p> <p>(略)</p> <p>○被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、市民等からの問い合わせに対応する。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>○災害応急対策責任者（災害対策基本法第51条）である市長は、災害に関する情報の収集及び伝達が迅速かつ正確になされるよう活動体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意する。</p> <p>(略)</p> <p>○市長は、被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、市民等からの問い合わせに対応する。</p> <p>(略)</p>
	第1節 被害状況等の収集・伝達	第1節 被害状況等の収集・伝達
146	<p>1 市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 市長は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む。）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。 この場合において、市長は、被害の発生地域、<u>避難指示（緊急）等</u>の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用する。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 火災・災害等即報要領に基づく報告 ア 市は、自らの調査及び関係機関等の情報により、災害対策基本法第53条による報告、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防防第267号。以下、「即報要領」という。）に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で様式によりその第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する（第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。）。</p>	<p>1 市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 市長は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む。）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。 この場合において、市長は、被害の発生地域、<u>避難情報</u>の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用する。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 火災・災害等即報要領に基づく報告 ア 市は、自らの調査及び関係機関等の情報により、災害対策基本法第53条による報告、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防防第267号。以下、「即報要領」という。）に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で様式によりその第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する（第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。）。</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和3年3月修正）	修正後（令和4年1月修正）																																																								
	<p>また、一定規模以上の災害（即報要領「第3直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、第一報を直接消防庁に対しても原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても引き続き、消防庁に対しても行う。</p> <p>イ 確定報告にあつては、災害応急対策完了後15日以内に文書により県に報告する。</p> <p><u>なお、消防機関への119番通報が殺到した場合には、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。</u></p>	<p>また、一定規模以上の災害（即報要領「第3直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、第一報を直接消防庁に対しても原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても引き続き、消防庁に対しても行う。</p> <p><u>なお、消防機関への119番通報が殺到した場合には、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。</u></p> <p>イ 確定報告にあつては、災害応急対策完了後15日以内に文書により県に報告する。</p>																																																								
151	<p>3 情報の収集 (略) (4) 情報の取りまとめ 情報の統括責任者は総務部長とする。 (略)</p>	<p>3 情報の収集 (略) (4) 情報の取りまとめ 情報の統括責任者は危機管理部長とする。 (略)</p>																																																								
153	<p>5 雨量・水位情報の収集・伝達 (略) (2) 水位情報 水位情報の収集は、危機管理・総務班が行う。なお、水位情報は、10分ごとの当該河川水位値とする。 (略) イ 水位情報</p> <table border="1" data-bbox="293 1082 1167 1342"> <thead> <tr> <th>河川</th> <th>観測所名</th> <th>氾濫注意水位</th> <th><u>避難準備情報</u> 基準水位</th> <th>避難勸告 基準水位</th> <th>氾濫 危険水位</th> <th>堤防高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新 川</td> <td>水場川</td> <td>3.0m</td> <td>3.9m</td> <td>4.8m</td> <td>5.2m</td> <td>6.2m</td> </tr> <tr> <td>五条川</td> <td>春 日</td> <td>3.9m</td> <td>4.6m</td> <td>5.0m</td> <td>5.55m</td> <td>7.2m</td> </tr> <tr> <td>庄内川</td> <td>枇杷島</td> <td>5.6m</td> <td>6.3m</td> <td>8.5m</td> <td>8.9m</td> <td>10.72m</td> </tr> </tbody> </table>	河川	観測所名	氾濫注意水位	<u>避難準備情報</u> 基準水位	避難 勸告 基準水位	氾濫 危険水位	堤防高	新 川	水場川	3.0m	3.9m	4.8m	5.2m	6.2m	五条川	春 日	3.9m	4.6m	5.0m	5.55m	7.2m	庄内川	枇杷島	5.6m	6.3m	8.5m	8.9m	10.72m	<p>5 雨量・水位情報の収集・伝達 (略) (2) 水位情報 水位情報の収集は、危機管理・総務班が行う。なお、水位情報は、10分ごとの当該河川水位値とする。 (略) イ 水位情報</p> <table border="1" data-bbox="1256 1082 2128 1342"> <thead> <tr> <th>河川</th> <th>観測所名</th> <th>氾濫注意水位</th> <th><u>高齢者等避難</u> 基準水位</th> <th>避難指示 基準水位</th> <th>氾濫 危険水位</th> <th>堤防高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新 川</td> <td>水場川</td> <td>3.0m</td> <td>3.9m</td> <td>4.8m</td> <td>5.2 m</td> <td>6.2 m</td> </tr> <tr> <td>五条川</td> <td>春 日</td> <td>3.9m</td> <td>4.6m</td> <td>5.0m</td> <td>5.55m</td> <td>7.2 m</td> </tr> <tr> <td>庄内川</td> <td>枇杷島</td> <td>5.6m</td> <td>6.3m</td> <td>8.5m</td> <td>8.9 m</td> <td>10.72m</td> </tr> </tbody> </table>	河川	観測所名	氾濫注意水位	<u>高齢者等避難</u> 基準水位	避難 指示 基準水位	氾濫 危険水位	堤防高	新 川	水場川	3.0m	3.9m	4.8m	5.2 m	6.2 m	五条川	春 日	3.9m	4.6m	5.0m	5.55m	7.2 m	庄内川	枇杷島	5.6m	6.3m	8.5m	8.9 m	10.72m
河川	観測所名	氾濫注意水位	<u>避難準備情報</u> 基準水位	避難 勸告 基準水位	氾濫 危険水位	堤防高																																																				
新 川	水場川	3.0m	3.9m	4.8m	5.2m	6.2m																																																				
五条川	春 日	3.9m	4.6m	5.0m	5.55m	7.2m																																																				
庄内川	枇杷島	5.6m	6.3m	8.5m	8.9m	10.72m																																																				
河川	観測所名	氾濫注意水位	<u>高齢者等避難</u> 基準水位	避難 指示 基準水位	氾濫 危険水位	堤防高																																																				
新 川	水場川	3.0m	3.9m	4.8m	5.2 m	6.2 m																																																				
五条川	春 日	3.9m	4.6m	5.0m	5.55m	7.2 m																																																				
庄内川	枇杷島	5.6m	6.3m	8.5m	8.9 m	10.72m																																																				

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和3年3月修正）	修正後（令和4年1月修正）																																
	<p>(参考) ポンプ運転基準</p> <table border="1" data-bbox="353 236 940 363"> <thead> <tr> <th>河川</th> <th>観測所名</th> <th>停止基準</th> <th>再開基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新 川</td> <td>水場川</td> <td>5.2m</td> <td>5.0m</td> </tr> <tr> <td>五条川</td> <td>春 日</td> <td>5.55m</td> <td>5.35m</td> </tr> </tbody> </table>	河川	観測所名	停止基準	再開基準	新 川	水場川	5.2m	5.0m	五条川	春 日	5.55m	5.35m	<p>(参考) ポンプ運転基準</p> <table border="1" data-bbox="1317 236 2123 403"> <thead> <tr> <th>河川</th> <th>観測所名</th> <th>停止基準</th> <th>再開基準</th> <th>排水調整対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新 川</td> <td>下之一色</td> <td>3.0 m</td> <td>2.8 m</td> <td>新川上・下流域、五条川流域</td> </tr> <tr> <td>新 川</td> <td>水場川</td> <td>5.2 m</td> <td>5.0 m</td> <td>新川上流域</td> </tr> <tr> <td>五条川</td> <td>春 日</td> <td>5.55m</td> <td>5.35m</td> <td>五条川流域</td> </tr> </tbody> </table>	河川	観測所名	停止基準	再開基準	排水調整対象	新 川	下之一色	3.0 m	2.8 m	新川上・下流域、五条川流域	新 川	水場川	5.2 m	5.0 m	新川上流域	五条川	春 日	5.55m	5.35m	五条川流域
河川	観測所名	停止基準	再開基準																															
新 川	水場川	5.2m	5.0m																															
五条川	春 日	5.55m	5.35m																															
河川	観測所名	停止基準	再開基準	排水調整対象																														
新 川	下之一色	3.0 m	2.8 m	新川上・下流域、五条川流域																														
新 川	水場川	5.2 m	5.0 m	新川上流域																														
五条川	春 日	5.55m	5.35m	五条川流域																														
	<p>第2節 通信手段の確保</p>	<p>第2節 通信手段の確保</p>																																
<p>160</p>	<p>6 有線通信途絶時の通信施設の優先利用（非常通信） (略) (1) 非常無線通信の内容 ア 人命の救助に関するもの。 イ 災害の予警報（主要河川の水位を含む。）及び災害の状況に関するもの。 ウ 緊急を要する気象に関するもの。 エ 秩序維持のために必要な緊急措置に関するもの。 <u>(追加)</u> オ 電信電話回線の復旧のため緊急を要するもの。 カ 鉄道の復旧、道路の修理、被災者の輸送、救助物資の緊急輸送等のために必要なもの。 キ <u>市防災会議</u>及び災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資、資金の調達、配分、輸送等に関するもの。 ク 電力設備の修理復旧に関するもの。 ケ 知事が医療、土木、建築、工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。 (2) 非常通信の発受 非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。 また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受け</p>	<p>6 有線通信途絶時の通信施設の優先利用（非常通信） (略) (1) 非常無線通信の内容 ア 人命の救助に関するもの。 イ 災害の予警報（主要河川の水位を含む。）及び災害の状況に関するもの。 ウ 緊急を要する気象、<u>火山等の観測資料</u>に関するもの。 エ 秩序維持のために必要な緊急措置に関するもの。 オ <u>遭難者救助に関するもの。（日本赤十字社の本社及び支部相互間に発注する者を含む。）</u> カ 電信電話回線の復旧のため緊急を要するもの。 キ 鉄道の復旧、道路の修理、被災者の輸送、救助物資の緊急輸送等のために必要なもの。 ク <u>中央防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部、特定災害対策本部、県・市町村の防災会議</u>及び災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資、資金の調達、配分、輸送等に関するもの。 ケ 電力設備の修理復旧に関するもの。 コ 知事が医療、土木、建築、工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。 (2) 非常通信の発受 非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを</p>																																

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和3年3月修正）	修正後（令和4年1月修正）
163	<p>た場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断の上で発信する。 （略）</p> <p>9 通信連絡系統 災害時の市災害対策本部を中心とする通信連絡系統図は、次のとおりである。</p> <p>市、町、事業所等</p> <p>—— 有線通信又は口頭 - - - 無線通信（市・町・各防災機関）</p>	<p>判断の上で発信する。 （略）</p> <p>9 通信連絡系統 災害時の市災害対策本部を中心とする通信連絡系統図は、次のとおりである。</p> <p>市、町、事業所等</p> <p>—— 有線通信又は口頭 - - - 無線通信（市・町・各防災機関）</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和3年3月修正）	修正後（令和4年1月修正）																
	第3節 広報	第3節 広報																
165	<p>1 災害広報体制の確立 (略) (3) 主に広報すべき情報項目 市は、各防災関係機関と密接に連絡し、各種広報手段を活用しながら、次に掲げる事項を中心に広報活動を行う。</p> <table border="1" data-bbox="235 432 1137 1002"> <thead> <tr> <th data-bbox="235 432 499 475">災害の発生段階</th> <th data-bbox="499 432 1137 475">情報項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="235 475 499 518">事前情報の広報</td> <td data-bbox="499 475 1137 518">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 518 499 962">災害発生直後の広報</td> <td data-bbox="499 518 1137 962"> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害の発生状況及び市内の被害状況（堤防被害、火災、道路被害等） ● 市の活動体制及び応急対策実施状況に関すること <ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部の設置 ○現地災害対策本部の設置 ○トータルケアセンター及び地区連絡所の設置 ○避難所、救護所の設置 ○その他必要な事項 避難に関する情報（避難場所、<u>避難勧告、避難指示（緊急）等</u>） (略) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 962 499 1002">応急復旧時の広報</td> <td data-bbox="499 962 1137 1002">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	災害の発生段階	情報項目	事前情報の広報	(略)	災害発生直後の広報	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害の発生状況及び市内の被害状況（堤防被害、火災、道路被害等） ● 市の活動体制及び応急対策実施状況に関すること <ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部の設置 ○現地災害対策本部の設置 ○トータルケアセンター及び地区連絡所の設置 ○避難所、救護所の設置 ○その他必要な事項 避難に関する情報（避難場所、 <u>避難勧告、避難指示（緊急）等</u> ） (略)	応急復旧時の広報	(略)	<p>1 災害広報体制の確立 (略) (3) 主に広報すべき情報項目 市は、各防災関係機関と密接に連絡し、各種広報手段を活用しながら、次に掲げる事項を中心に広報活動を行う。</p> <table border="1" data-bbox="1198 432 2101 962"> <thead> <tr> <th data-bbox="1198 432 1462 475">災害の発生段階</th> <th data-bbox="1462 432 2101 475">情報項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1198 475 1462 518">事前情報の広報</td> <td data-bbox="1462 475 2101 518">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1198 518 1462 919">災害発生直後の広報</td> <td data-bbox="1462 518 2101 919"> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害の発生状況及び市内の被害状況（堤防被害、火災、道路被害等） ● 市の活動体制及び応急対策実施状況に関すること <ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部の設置 ○現地災害対策本部の設置 ○トータルケアセンター及び地区連絡所の設置 ○避難所、救護所の設置 ○その他必要な事項 避難に関する情報（避難場所、<u>避難情報</u>） (略) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1198 919 1462 962">応急復旧時の広報</td> <td data-bbox="1462 919 2101 962">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	災害の発生段階	情報項目	事前情報の広報	(略)	災害発生直後の広報	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害の発生状況及び市内の被害状況（堤防被害、火災、道路被害等） ● 市の活動体制及び応急対策実施状況に関すること <ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部の設置 ○現地災害対策本部の設置 ○トータルケアセンター及び地区連絡所の設置 ○避難所、救護所の設置 ○その他必要な事項 避難に関する情報（避難場所、 <u>避難情報</u> ） (略)	応急復旧時の広報	(略)
災害の発生段階	情報項目																	
事前情報の広報	(略)																	
災害発生直後の広報	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害の発生状況及び市内の被害状況（堤防被害、火災、道路被害等） ● 市の活動体制及び応急対策実施状況に関すること <ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部の設置 ○現地災害対策本部の設置 ○トータルケアセンター及び地区連絡所の設置 ○避難所、救護所の設置 ○その他必要な事項 避難に関する情報（避難場所、 <u>避難勧告、避難指示（緊急）等</u> ） (略)																	
応急復旧時の広報	(略)																	
災害の発生段階	情報項目																	
事前情報の広報	(略)																	
災害発生直後の広報	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害の発生状況及び市内の被害状況（堤防被害、火災、道路被害等） ● 市の活動体制及び応急対策実施状況に関すること <ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部の設置 ○現地災害対策本部の設置 ○トータルケアセンター及び地区連絡所の設置 ○避難所、救護所の設置 ○その他必要な事項 避難に関する情報（避難場所、 <u>避難情報</u> ） (略)																	
応急復旧時の広報	(略)																	

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和3年3月修正）	修正後（令和4年1月修正）																				
169	<p>3 広報活動の実施要領 (略)</p> <table border="1" data-bbox="235 279 1099 646"> <thead> <tr> <th>利用する場合（事例）</th> <th>実施にあたり注意すべき事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急伝達</td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ● 事態が切迫していることをまず伝えるよう努めること ● 屋内にいる場合、聞き取りにくいこともあるため、次の配慮を行う <ul style="list-style-type: none"> ※音量・音質・共鳴を考慮 ※ゆっくり正確に伝える ※3回以上繰り返す ※車両をゆっくり運行させる </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 避難の指示 ● 火災の発生に関する情報 ● 庄内川・新川・五条川等の護岸、堤防に関する情報 ● 気象等特別警報に関すること ● その他 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 市職員の口頭での伝達 (略)</p> <table border="1" data-bbox="235 758 1099 1125"> <thead> <tr> <th>利用する場合（事例）</th> <th>実施にあたり注意すべき事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急伝達</td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ● 事態が切迫していることをまず伝えるよう努めること ● 屋内にいる場合、聞き取りにくいこともあるため、次の配慮を行う <ul style="list-style-type: none"> ※音量・音質・共鳴を考慮 ※ゆっくり正確に伝える ※3回以上繰り返す ※不確実なことは言わない </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 避難の指示 ● 火災の発生に関する情報 ● 庄内川・新川・五条川等の護岸、堤防に関する情報 ● その他 </td> </tr> </tbody> </table>	利用する場合（事例）	実施にあたり注意すべき事項	緊急伝達	<ul style="list-style-type: none"> ● 事態が切迫していることをまず伝えるよう努めること ● 屋内にいる場合、聞き取りにくいこともあるため、次の配慮を行う <ul style="list-style-type: none"> ※音量・音質・共鳴を考慮 ※ゆっくり正確に伝える ※3回以上繰り返す ※車両をゆっくり運行させる 	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難の指示 ● 火災の発生に関する情報 ● 庄内川・新川・五条川等の護岸、堤防に関する情報 ● 気象等特別警報に関すること ● その他 	利用する場合（事例）	実施にあたり注意すべき事項	緊急伝達	<ul style="list-style-type: none"> ● 事態が切迫していることをまず伝えるよう努めること ● 屋内にいる場合、聞き取りにくいこともあるため、次の配慮を行う <ul style="list-style-type: none"> ※音量・音質・共鳴を考慮 ※ゆっくり正確に伝える ※3回以上繰り返す ※不確実なことは言わない 	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難の指示 ● 火災の発生に関する情報 ● 庄内川・新川・五条川等の護岸、堤防に関する情報 ● その他 	<p>3 広報活動の実施要領 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1198 279 2063 646"> <thead> <tr> <th>利用する場合（事例）</th> <th>実施にあたり注意すべき事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急伝達</td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ● 事態が切迫していることをまず伝えるよう努めること ● 屋内にいる場合、聞き取りにくいこともあるため、次の配慮を行う <ul style="list-style-type: none"> ※音量・音質・共鳴を考慮 ※ゆっくり正確に伝える ※3回以上繰り返す ※車両をゆっくり運行させる </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 避難情報 ● 火災の発生に関する情報 ● 庄内川・新川・五条川等の護岸、堤防に関する情報 ● 気象等特別警報に関すること ● その他 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 市職員の口頭での伝達 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1198 758 2063 1125"> <thead> <tr> <th>利用する場合（事例）</th> <th>実施にあたり注意すべき事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急伝達</td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ● 事態が切迫していることをまず伝えるよう努めること ● 屋内にいる場合、聞き取りにくいこともあるため、次の配慮を行う <ul style="list-style-type: none"> ※音量・音質・共鳴を考慮 ※ゆっくり正確に伝える ※3回以上繰り返す ※不確実なことは言わない </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 避難情報 ● 火災の発生に関する情報 ● 庄内川・新川・五条川等の護岸、堤防に関する情報 ● その他 </td> </tr> </tbody> </table>	利用する場合（事例）	実施にあたり注意すべき事項	緊急伝達	<ul style="list-style-type: none"> ● 事態が切迫していることをまず伝えるよう努めること ● 屋内にいる場合、聞き取りにくいこともあるため、次の配慮を行う <ul style="list-style-type: none"> ※音量・音質・共鳴を考慮 ※ゆっくり正確に伝える ※3回以上繰り返す ※車両をゆっくり運行させる 	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難情報 ● 火災の発生に関する情報 ● 庄内川・新川・五条川等の護岸、堤防に関する情報 ● 気象等特別警報に関すること ● その他 	利用する場合（事例）	実施にあたり注意すべき事項	緊急伝達	<ul style="list-style-type: none"> ● 事態が切迫していることをまず伝えるよう努めること ● 屋内にいる場合、聞き取りにくいこともあるため、次の配慮を行う <ul style="list-style-type: none"> ※音量・音質・共鳴を考慮 ※ゆっくり正確に伝える ※3回以上繰り返す ※不確実なことは言わない 	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難情報 ● 火災の発生に関する情報 ● 庄内川・新川・五条川等の護岸、堤防に関する情報 ● その他
利用する場合（事例）	実施にあたり注意すべき事項																					
緊急伝達	<ul style="list-style-type: none"> ● 事態が切迫していることをまず伝えるよう努めること ● 屋内にいる場合、聞き取りにくいこともあるため、次の配慮を行う <ul style="list-style-type: none"> ※音量・音質・共鳴を考慮 ※ゆっくり正確に伝える ※3回以上繰り返す ※車両をゆっくり運行させる 																					
<ul style="list-style-type: none"> ● 避難の指示 ● 火災の発生に関する情報 ● 庄内川・新川・五条川等の護岸、堤防に関する情報 ● 気象等特別警報に関すること ● その他 																						
利用する場合（事例）	実施にあたり注意すべき事項																					
緊急伝達	<ul style="list-style-type: none"> ● 事態が切迫していることをまず伝えるよう努めること ● 屋内にいる場合、聞き取りにくいこともあるため、次の配慮を行う <ul style="list-style-type: none"> ※音量・音質・共鳴を考慮 ※ゆっくり正確に伝える ※3回以上繰り返す ※不確実なことは言わない 																					
<ul style="list-style-type: none"> ● 避難の指示 ● 火災の発生に関する情報 ● 庄内川・新川・五条川等の護岸、堤防に関する情報 ● その他 																						
利用する場合（事例）	実施にあたり注意すべき事項																					
緊急伝達	<ul style="list-style-type: none"> ● 事態が切迫していることをまず伝えるよう努めること ● 屋内にいる場合、聞き取りにくいこともあるため、次の配慮を行う <ul style="list-style-type: none"> ※音量・音質・共鳴を考慮 ※ゆっくり正確に伝える ※3回以上繰り返す ※車両をゆっくり運行させる 																					
<ul style="list-style-type: none"> ● 避難情報 ● 火災の発生に関する情報 ● 庄内川・新川・五条川等の護岸、堤防に関する情報 ● 気象等特別警報に関すること ● その他 																						
利用する場合（事例）	実施にあたり注意すべき事項																					
緊急伝達	<ul style="list-style-type: none"> ● 事態が切迫していることをまず伝えるよう努めること ● 屋内にいる場合、聞き取りにくいこともあるため、次の配慮を行う <ul style="list-style-type: none"> ※音量・音質・共鳴を考慮 ※ゆっくり正確に伝える ※3回以上繰り返す ※不確実なことは言わない 																					
<ul style="list-style-type: none"> ● 避難情報 ● 火災の発生に関する情報 ● 庄内川・新川・五条川等の護岸、堤防に関する情報 ● その他 																						
171	<p>(7) 報道機関への発表・協力要請 (略)</p> <p>エ 緊急警報放送等の要請 (略)</p> <p>※避難の勧告又は指示、その他予想される災害の事態及び市のとるべき措置のうち緊急に伝達する必要のある事項については、災害対策基本法第57条及び「災害時の放送に関する協定」（県知事と県内ラジオ局との間で締結）に基づき、「緊急</p>	<p>(7) 報道機関への発表・協力要請 (略)</p> <p>エ 緊急警報放送等の要請 (略)</p> <p>※避難情報、その他予想される災害の事態及び市のとるべき措置のうち緊急に伝達する必要のある事項については、災害対策基本法第57条及び「災害時の放送に関する協定」（県知事と県内ラジオ局との間で締結）に基づき、「緊急警報放送」を要</p>																				

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和3年3月修正）	修正後（令和4年1月修正）
	警報放送」を要請することができる。	請することができる。
	第4章 応援協力・派遣要請	第4章 応援協力・派遣要請
	第1節 応援協力	第1節 応援協力
177	<p>1 市における措置 (略) (1) 知事に対する応援要求等（災害対策基本法第68条） 市長は、災害応急対策を実施するため必要があるときは、尾張方面本部を通して県に対して次の事項を示し応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。</p> <p>(2) 他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第67条） 市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対して応援を求めることができる。 なお、市長は、あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、市の地域に係る災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、その協定に基づき応援を求める。 また、協定に基づく応援で不足する場合には、協定外の市町村に対して応援を要求する。 この場合、応援を求められた市町村長は、県が行う市町村間の調整に留意するとともに必要な応援を行う。</p> (略)	<p>1 市における措置 (略) (1) 知事に対する応援要求等（災害対策基本法第68条） 市長は、<u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において</u>、災害応急対策を実施するため必要があるときは、尾張方面本部を通して県に対して次の事項を示し応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。</p> <p>(2) 他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第67条） 市長は、<u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において</u>、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対して応援を求めることができる。 なお、市長は、あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、市の地域に係る災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、その協定に基づき応援を求める。 また、協定に基づく応援で不足する場合には、協定外の市町村に対して応援を要求する。 この場合、応援を求められた市町村長は、県が行う市町村間の調整に留意するとともに必要な応援を行う。</p> (略)
	第5章 救出・救助	第5章 救出・救助
	■基本方針	■基本方針
182	<p>○<u>市長、県警察は、避難の勧告又は災害により危険が急迫し、安全を脅かされている</u>市民や来訪者を早急に救出し、負傷者については医療機関に搬送する。</p> (略) ○発災直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うために、 <u>防災航空隊を設置し、防災ヘリコプター</u> を活用する。 ○ <u>救助・救急活動は、「時間との勝負」が重要なポイントとなるため、災害</u>	<p>○<u>市は県警察、消防と連携し、災害により生命及び身体が危険となった</u>市民や来訪者を早急に救出し、負傷者については医療機関に搬送する。</p> (略) ○発災直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うために、 <u>防災ヘリコプターをはじめ、利用できるすべての航空機及びドローン</u> を活用する。 ○ <u>発災直後の救助・救急活動は、警察、消防だけでは不足するため、近隣住民、自主防災組織及び消防団等</u> が協力して行う。

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和3年3月修正）	修正後（令和4年1月修正）									
	<u>発生後の初期救出活動については、現場付近を受持区域とする消防団員を中心として、到着した市職員・消防署救助隊員及び市民が協力して行う。</u>										
	第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策	第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策									
186	■ 基本方針 ○医療救護については、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、国立病院機構の病院、県立病院、市町村等広範囲な協力体制の確立に努める。	■ 基本方針 ○医療救護については、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、 <u>災害拠点精神科病院</u> 、国立病院機構の病院、県立病院、市町村等広範囲な協力体制の確立に努める。									
	第1節 医療救護	第1節 医療救護									
187	2 地元医師会、災害拠点病院における措置 (略) <u>(追加)</u> (略) 9 受入れ医療機関の確保 (略) <u>(追加)</u>	2 地元医師会、災害拠点病院、<u>災害拠点精神科病院</u>における措置 (略) <u>(4) 災害拠点精神科病院は、災害時における精神科医療の提供や患者の一時的避難に対応する。</u> (略) 9 受入れ医療機関の確保 (略) <u>(3) 災害拠点精神科病院</u> <u>災害拠点精神科病院は、災害時における医療体制の構築に係る国の指針に基づき、災害時の医療保護入院、措置入院等の精神科医療を継続して行い、適切な精神科医療の提供を行う。</u>									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>病院名</th> <th>住所</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>愛知県精神医療センター</u></td> <td><u>名古屋市千種区徳川山町4-1-7</u></td> <td><u>052-763-1511</u></td> </tr> <tr> <td><u>医療法人松崎病院豊橋こころのケアセンター</u></td> <td><u>豊橋市三本木町字元三本木20-1</u></td> <td><u>0532-45-1181</u></td> </tr> </tbody> </table>	病院名	住所	電話	<u>愛知県精神医療センター</u>	<u>名古屋市千種区徳川山町4-1-7</u>	<u>052-763-1511</u>	<u>医療法人松崎病院豊橋こころのケアセンター</u>	<u>豊橋市三本木町字元三本木20-1</u>	<u>0532-45-1181</u>
病院名	住所	電話									
<u>愛知県精神医療センター</u>	<u>名古屋市千種区徳川山町4-1-7</u>	<u>052-763-1511</u>									
<u>医療法人松崎病院豊橋こころのケアセンター</u>	<u>豊橋市三本木町字元三本木20-1</u>	<u>0532-45-1181</u>									
	第2節 防疫・保健衛生	第2節 防疫・保健衛生									
197	2 防疫・保健衛生活動の実施 (略) (3) 栄養指導等 市及び県は、避難所等における炊出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。	2 防疫・保健衛生活動の実施 (略) (3) 栄養指導等 <u>ア</u> 市及び県は、避難所等における炊出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。									

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和3年3月修正）	修正後（令和4年1月修正）
198	<p><u>(追加)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p><u>イ 市は、避難所等における被災者に対する健康対策のうち、巡回栄養相談等を必要とする場合は、「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」に基づき、県を通じ公益社団法人愛知県栄養士会へ支援の活動を要請するなど、避難所等における適切な食事の確保及び提供について、専門性を有した支援の協力が得られるよう努める。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(5) 自宅療養者等の避難確保</u></p> <p><u>ア 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、清須保健所との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認をできるように努める。</u></p> <p><u>イ 清須保健所との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。</u></p>
第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策		第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策
第1節 避難所の開設・運営		第1節 避難所の開設・運営
216	<p>6 運営上の留意事項</p> <p>(略)</p> <p>(1) 避難者名簿の作成</p> <p>(略)</p> <p>また、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる<u>ものとする</u>。</p>	<p>6 運営上の留意事項</p> <p>(略)</p> <p>(1) 避難者名簿の作成</p> <p>(略)</p> <p>また、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。</p>
218	<p>(略)</p> <p>(11) ペットの取扱い</p> <p>必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努め<u>るものとし</u>、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。</p>	<p>(略)</p> <p>(11) ペットの取扱い</p> <p>必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努め、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和3年3月修正）	修正後（令和4年1月修正）												
	第2節 要配慮者支援対策	第2節 要配慮者支援対策												
219	<p>2 市における措置 (略)</p> <p>(5) 福祉避難所の設置等 自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>(8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握 次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。 ア 市町国際交流協会や各種ボランティア団体との連携 イ <u>県国際交流協会の「多言語情報翻訳システム」等の活用</u> ウ 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用 エ 通訳ボランティア等の避難所等への派遣</p>	<p>2 市における措置 (略)</p> <p>(5) 福祉避難所の設置等 自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施する。 <u>また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。</u> <u>前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>(8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握 次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。 ア 市町国際交流協会や各種ボランティア団体との連携 <u>(削除)</u> <u>イ</u> 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用 <u>ウ</u> 通訳ボランティア等の避難所等への派遣</p>												
220	<p>3 市における対策の具体的実施内容 (1) 対策実施上の時期区分 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期間の目安</th> <th>措置の目安</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害発生初期の緊急措置（避難所開設初期）</td> <td>災害発生後7日目まで</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 「<u>要介助者</u>」の安否確認・所在把握 ● 避難所その他所在地における応急的な介助支援 ● <u>要配慮者専用</u>避難所の確保及び必要な移送措置 ● 要配慮者専用病院の確保及び必要な移送措置 ● 避難所その他所在地における設備の補修・新設 </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	期間の目安	措置の目安	災害発生初期の緊急措置（避難所開設初期）	災害発生後7日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ● 「<u>要介助者</u>」の安否確認・所在把握 ● 避難所その他所在地における応急的な介助支援 ● <u>要配慮者専用</u>避難所の確保及び必要な移送措置 ● 要配慮者専用病院の確保及び必要な移送措置 ● 避難所その他所在地における設備の補修・新設 	<p>3 市における対策の具体的実施内容 (1) 対策実施上の時期区分 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期間の目安</th> <th>措置の目安</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害発生初期の緊急措置（避難所開設初期）</td> <td>災害発生後7日目まで</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>要配慮者</u>の安否確認・所在把握 ● 避難所その他所在地における応急的な介助支援 ● <u>福祉</u>避難所の確保及び必要な移送措置 ● 要配慮者専用病院の確保及び必要な移送措置 ● 避難所その他所在地における設備の補修・新設 </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	期間の目安	措置の目安	災害発生初期の緊急措置（避難所開設初期）	災害発生後7日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>要配慮者</u>の安否確認・所在把握 ● 避難所その他所在地における応急的な介助支援 ● <u>福祉</u>避難所の確保及び必要な移送措置 ● 要配慮者専用病院の確保及び必要な移送措置 ● 避難所その他所在地における設備の補修・新設
区 分	期間の目安	措置の目安												
災害発生初期の緊急措置（避難所開設初期）	災害発生後7日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ● 「<u>要介助者</u>」の安否確認・所在把握 ● 避難所その他所在地における応急的な介助支援 ● <u>要配慮者専用</u>避難所の確保及び必要な移送措置 ● 要配慮者専用病院の確保及び必要な移送措置 ● 避難所その他所在地における設備の補修・新設 												
区 分	期間の目安	措置の目安												
災害発生初期の緊急措置（避難所開設初期）	災害発生後7日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>要配慮者</u>の安否確認・所在把握 ● 避難所その他所在地における応急的な介助支援 ● <u>福祉</u>避難所の確保及び必要な移送措置 ● 要配慮者専用病院の確保及び必要な移送措置 ● 避難所その他所在地における設備の補修・新設 												

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和3年3月修正）		修正後（令和4年1月修正）																																				
		<ul style="list-style-type: none"> ● 要配慮者向け住宅供給ニーズの把握 ● 要配慮者向け住宅供給の推進 ● 要配慮者向け広報活動及び相談業務 ● 災害時「要介助者」対策推進会議の設置 		<ul style="list-style-type: none"> ● 要配慮者向け住宅供給ニーズの把握 ● 要配慮者向け住宅供給の推進 ● 要配慮者向け広報活動及び相談業務 ● 要配慮者対策推進会議の設置 																																			
住宅移転・ 帰宅等の 準備措置 (避難所 開設後期)	災害発生後 8日目以降 14日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難所その他所在地における設備の補修・新設 ● 避難所その他所在地における巡回ケアサービス ● 要配慮者専用避難所の確保及び必要な移送措置 ● 要配慮者専用病院の確保及び必要な移送措置 ● 要配慮者向け住宅供給計画の作成及び建設等 ● 要配慮者向け広報活動及び相談業務 ● 災害時「要介助者」対策推進会議の運営 	住宅移転・ 帰宅等の 準備措置 (避難所 開設後期)	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難所その他所在地における設備の補修・新設 ● 避難所その他所在地における巡回ケアサービス ● 福祉避難所の確保及び必要な移送措置 ● 要配慮者専用病院の確保及び必要な移送措置 ● 要配慮者向け住宅供給計画の作成及び建設等 ● 要配慮者向け広報活動及び相談業務 ● 要配慮者対策推進会議の運営 																																			
住宅移転・ 帰宅等期 (避難所 閉鎖以降)	災害発生後 15日目以降	<ul style="list-style-type: none"> ● 仮設住宅その他所在地における巡回ケアサービス ● 長期ケアサービス体制確立に関して必要な措置及び平常時地域福祉システムへの移行計画の検討 ● その他要配慮者に関する広報活動及び相談業務 ● 災害時「要介助者」対策推進会議の運営 	住宅移転・ 帰宅等期 (避難所 閉鎖以降)	<ul style="list-style-type: none"> ● 仮設住宅その他所在地における巡回ケアサービス ● 長期ケアサービス体制確立に関して必要な措置及び平常時地域福祉システムへの移行計画の検討 ● その他要配慮者に関する広報活動及び相談業務 ● 要配慮者対策推進会議の運営 																																			
(2) 要配慮者支援対策実施体制		(2) 要配慮者支援対策実施体制																																					
(略)		(略)																																					
イ 役割分担		イ 役割分担																																					
市、関係機関・団体及び市民の役割は概ね以下のとおりとする。		市、関係機関・団体及び市民の役割は概ね以下のとおりとする。																																					
市	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="427 1010 651 1058">名称</th> <th data-bbox="651 1010 1167 1058">役割のあらまし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="427 1058 651 1098">(1)</td> <td data-bbox="651 1058 1167 1098">「要介助者」の安否確認及び安全確保</td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 1098 651 1137">(2)</td> <td data-bbox="651 1098 1167 1137">避難所その他所在地における介助支援の実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 1137 651 1217">(3)</td> <td data-bbox="651 1137 1167 1217">要配慮者専用避難所及び要配慮者専用病院の確保並びに移送その他必要な措置の実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 1217 651 1257">(4)</td> <td data-bbox="651 1217 1167 1257">避難所その他所在地における設備の補修・新設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 1257 651 1297">(5)</td> <td data-bbox="651 1257 1167 1297">避難所その他所在地における巡回ケアサービスの実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 1297 651 1337">(6)</td> <td data-bbox="651 1297 1167 1337">トータルケアセンターの設置・運営</td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 1337 651 1377">(7)</td> <td data-bbox="651 1337 1167 1377">要配慮者向け住宅供給ニーズの把握</td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 1377 651 1423">(8)</td> <td data-bbox="651 1377 1167 1423">その他市民との対応</td> </tr> </tbody> </table>	名称	役割のあらまし	(1)	「要介助者」 の安否確認及び安全確保	(2)	避難所その他所在地における介助支援の実施	(3)	要配慮者専用 避難所及び要配慮者専用病院の確保並びに移送その他必要な措置の実施	(4)	避難所その他所在地における設備の補修・新設	(5)	避難所その他所在地における巡回ケアサービスの実施	(6)	トータルケアセンターの設置・運営	(7)	要配慮者向け住宅供給ニーズの把握	(8)	その他市民との対応	市	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1167 1010 1391 1058">名称</th> <th data-bbox="1391 1010 2125 1058">役割のあらまし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1167 1058 1391 1098">(1)</td> <td data-bbox="1391 1058 2125 1098">要配慮者の安否確認及び安全確保</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 1098 1391 1137">(2)</td> <td data-bbox="1391 1098 2125 1137">避難所その他所在地における介助支援の実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 1137 1391 1217">(3)</td> <td data-bbox="1391 1137 2125 1217">福祉避難所及び要配慮者専用病院の確保並びに移送その他必要な措置の実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 1217 1391 1257">(4)</td> <td data-bbox="1391 1217 2125 1257">避難所その他所在地における設備の補修・新設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 1257 1391 1297">(5)</td> <td data-bbox="1391 1257 2125 1297">避難所その他所在地における巡回ケアサービスの実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 1297 1391 1337">(6)</td> <td data-bbox="1391 1297 2125 1337">トータルケアセンターの設置・運営</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 1337 1391 1377">(7)</td> <td data-bbox="1391 1337 2125 1377">要配慮者向け住宅供給ニーズの把握</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 1377 1391 1423">(8)</td> <td data-bbox="1391 1377 2125 1423">その他市民との対応</td> </tr> </tbody> </table>	名称	役割のあらまし	(1)	要配慮者 の安否確認及び安全確保	(2)	避難所その他所在地における介助支援の実施	(3)	福祉 避難所及び要配慮者専用病院の確保並びに移送その他必要な措置の実施	(4)	避難所その他所在地における設備の補修・新設	(5)	避難所その他所在地における巡回ケアサービスの実施	(6)	トータルケアセンターの設置・運営	(7)	要配慮者向け住宅供給ニーズの把握	(8)	その他市民との対応
名称	役割のあらまし																																						
(1)	「要介助者」 の安否確認及び安全確保																																						
(2)	避難所その他所在地における介助支援の実施																																						
(3)	要配慮者専用 避難所及び要配慮者専用病院の確保並びに移送その他必要な措置の実施																																						
(4)	避難所その他所在地における設備の補修・新設																																						
(5)	避難所その他所在地における巡回ケアサービスの実施																																						
(6)	トータルケアセンターの設置・運営																																						
(7)	要配慮者向け住宅供給ニーズの把握																																						
(8)	その他市民との対応																																						
名称	役割のあらまし																																						
(1)	要配慮者 の安否確認及び安全確保																																						
(2)	避難所その他所在地における介助支援の実施																																						
(3)	福祉 避難所及び要配慮者専用病院の確保並びに移送その他必要な措置の実施																																						
(4)	避難所その他所在地における設備の補修・新設																																						
(5)	避難所その他所在地における巡回ケアサービスの実施																																						
(6)	トータルケアセンターの設置・運営																																						
(7)	要配慮者向け住宅供給ニーズの把握																																						
(8)	その他市民との対応																																						

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和3年3月修正）		修正後（令和4年1月修正）			
223		(9) 災害時「要介助者」 対策推進会議の運営事務 (1) ボランティアセンターの開設・運営 (2) 「要介助者」 の安否確認及び安全確保に関する協力 (3) 避難所その他所在地における介助支援への協力 (4) 要配慮者専用 避難所及び要配慮者専用病院の運営並びに移送その他必要な措置の実施への協力 (5) 被災者からの介助支援依頼への最大限対応 (6) 市が行う要配慮者向け相談業務に関する協力 (7) その他市・県が行う災害時 「要介助者」 対策への協力		(9) 要配慮者 対策推進会議の運営事務 (1) ボランティアセンターの開設・運営 (2) 要配慮者 の安否確認及び安全確保に関する協力 (3) 避難所その他所在地における介助支援への協力 (4) 福祉 避難所及び要配慮者専用病院の運営並びに移送その他必要な措置の実施への協力 (5) 被災者からの介助支援依頼への最大限対応 (6) 市が行う要配慮者向け相談業務に関する協力 (7) その他市・県が行う災害時 要配慮者 対策への協力		
	市社会福祉協議会その他介助支援関係団体・事業所	(1) 地域における要介助者の安否確認及び避難の支援 (2) 避難所その他地域における介助支援 (3) 要配慮者専用 避難所及び要配慮者専用病院への移送その他必要な措置の実施への協力 (4) ケア制度その他行政等支援メニューの説明 (5) 行政サービス各種申込書の配布 (6) その他災害時 「要介助者」 対策に必要な措置 (7) 行政・関係団体等との連絡・協議	自主防災組織	(1) 地域における 要配慮者 の安否確認及び避難の支援 (2) 避難所その他地域における介助支援 (3) 福祉 避難所及び要配慮者専用病院への移送その他必要な措置の実施への協力 (4) ケア制度その他行政等支援メニューの説明 (5) 行政サービス各種申込書の配布 (6) その他災害時 要配慮者 対策に必要な措置 (7) 行政・関係団体等との連絡・協議		
	5 障害者支援対策		5 障害者支援対策			
	(略)		(略)			
	(2) 各時期区分における措置の目安		(2) 各時期区分における措置の目安			
	(略)		(略)			
	区分	期間の目安	措置の目安	区分	期間の目安	措置の目安
	災害発生初期の緊急措置	災害発生後7日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ● 「配慮を要する障害者」の安否確認(保健所との連携) ● 「配慮を要する障害者安否不明者リスト」の作成 ● 避難所等における「障害者リスト」の作成 ※ケアサービス実施のための基礎データとして ● 各障害者支援組織との連絡・支援本部設置の要請 ● 「配慮を要する障害者安否不明者」の再度安否確認 ● 避難所等における応急的な介助支援措置の実施 ※生活環境条件チェック、必要なケア要員派遣等 	災害発生初期の緊急措置	災害発生後7日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ● 「配慮を要する障害者」の安否確認(保健所との連携) ● 「配慮を要する障害者安否不明者リスト」の作成 ● 避難所等における「障害者リスト」の作成 ※ケアサービス実施のための基礎データとして ● 各障害者支援組織との連絡・支援本部設置の要請 ● 「配慮を要する障害者安否不明者」の再度安否確認 ● 避難所等における応急的な介助支援措置の実施 ※生活環境条件チェック、必要なケア要員派遣等

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和3年3月修正）		修正後（令和4年1月修正）	
		<ul style="list-style-type: none"> ● 避難所等における応急的な設備の補修、設置 ※簡易洋式トイレ、段差の応急的な解消その他 ● 要配慮者専用避難所の確保及び必要な移送措置 ● 障害者向け特別仕様仮設住宅のニーズの把握 ● 障害者向け広報活動及び相談業務窓口等の設置 ● 関係各部・機関及び各障害者支援組織からなる障害者向け応急ケアサービス連絡協議会の編成 		<ul style="list-style-type: none"> ● 避難所等における応急的な設備の補修、設置 ※簡易洋式トイレ、段差の応急的な解消その他 ● 福祉避難所の確保及び必要な移送措置 ● 障害者向け特別仕様仮設住宅のニーズの把握 ● 障害者向け広報活動及び相談業務窓口等の設置 ● 関係各部・機関及び各障害者支援組織からなる障害者向け応急ケアサービス連絡協議会の編成
第1期応急ケア対策（避難所開設期間）	災害発生後8日目以降14日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難所等における応急的な設備の補修、設置 ※市民及び各避難所担当者からの要望への対応 ● 避難所等におけるケアサービスの実施 ※各障害者支援組織によるケアサービス ※ケースワーカーによる相談業務 ※ヘルパーの派遣 ● 必要な場合の要配慮者専用避難所への移送措置 ● 障害者向け特別仕様仮設住宅供給計画案の作成等 ※グループホーム形式のものを含む ● 第2期応急ケア対策計画の検討及び体制の確立 ● 障害者向け広報の実施及び相談業務窓口等の運営 ● 関係各部・機関及び各障害者支援組織からなる障害者向け応急ケアサービス連絡協議会の運営 	第1期応急ケア対策（避難所開設期間）	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難所等における応急的な設備の補修、設置 ※市民及び各避難所担当者からの要望への対応 ● 避難所等におけるケアサービスの実施 ※各障害者支援組織によるケアサービス ※ケースワーカーによる相談業務 ※ヘルパーの派遣 ● 必要な場合の福祉避難所への移送措置 ● 障害者向け特別仕様仮設住宅供給計画案の作成等 ※グループホーム形式のものを含む ● 第2期応急ケア対策計画の検討及び体制の確立 ● 障害者向け広報の実施及び相談業務窓口等の運営 ● 関係各部・機関及び各障害者支援組織からなる障害者向け応急ケアサービス連絡協議会の運営
第2期応急ケア対策（避難所閉鎖以降仮設住宅設置期間中）	災害発生後15日目以降	<ul style="list-style-type: none"> ● 第2期応急ケア対策計画の実施 ※仮設住宅入居障害者向け応急ケアサービス ※入居待機者用施設その他の障害者向け応急ケアサービス ※要配慮者専用避難所等の障害者に関する措置計画の検討及び実施 ※関係各部・各機関及び各障害者支援組織からなる障害者向け長期ケアサービス連絡協議会の編成 ● 第2期応急ケア対策計画に関する広報及び相談受付業務 	第2期応急ケア対策（避難所閉鎖以降仮設住宅設置期間中）	<ul style="list-style-type: none"> ● 第2期応急ケア対策計画の実施 ※仮設住宅入居障害者向け応急ケアサービス ※入居待機者用施設その他の障害者向け応急ケアサービス ※福祉避難所等の障害者に関する措置計画の検討及び実施 ※関係各部・各機関及び各障害者支援組織からなる障害者向け長期ケアサービス連絡協議会の編成 ● 第2期応急ケア対策計画に関する広報及び相談受付業務

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和3年3月修正）	修正後（令和4年1月修正）
	第10章 水・食料・生活必需品等の供給	第10章 水・食料・生活必需品等の供給
	第1節 給水	第1節 給水
231	<p>4 医療機関への緊急給水の実施</p> <p>病院、診療所及び人工透析医療施設への応急給水は、要請の有無の如何にかかわらず、応急供給計画をたて、消防本部水槽車その他市車両の運用若しくはトラック協会の応援協力により最優先で行う。</p> <p>特に、「中継拠点病院」となる施設については、災害発生後、直ちに水の確保状況を照会する等して、水の確保に万全を期す。</p>	<p>4 医療機関への緊急給水の実施</p> <p>病院、診療所及び人工透析医療施設への応急給水は、要請の有無の如何にかかわらず、応急供給計画をたて、消防本部水槽車その他市車両の運用若しくはトラック協会の応援協力により最優先で行う。</p> <p>特に、「災害連携病院」となる施設については、災害発生後、直ちに水の確保状況を照会する等して、水の確保に万全を期す。</p>
	第2節 食料の供給	第2節 食料の供給
233	<p>2 食料の応急供給体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>(4) 米穀の原料調達</p> <p>(略)</p> <p>イ 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第4章 I 第10の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 食料の輸送</p> <p>食料の輸送業務については、交通対策チームの協力を得ながら次のとおり行う。</p> <p>(略)</p> <p>イ 食料の集積・配送拠点</p> <p>食料の集積・配送拠点（保管場所）は、原則として、次のとおりとする。ただし、被害の状況により市の地域内に確保することが困難又は適当でないと認めるときは、近接市町及び県に設置の協力を要請する。</p> <p>(略)</p> <p>(7) 食料供給所（拠点）の設定</p> <p>ア 設定</p> <p>食料の供給は、原則として、食料供給所の設定による拠点配布方式</p>	<p>2 食料の応急供給体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>(4) 米穀の原料調達</p> <p>(略)</p> <p>イ 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第4章 I 第11の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 食料の輸送</p> <p>食料の輸送業務については、交通対策チームの協力を得ながら次のとおり行う。</p> <p>(略)</p> <p>イ 食料の集積・配送拠点</p> <p>食料の集積・配送拠点（保管場所）は、原則として、次のとおりとする。ただし、被害の状況により市の集積・配送拠点に確保することが困難又は適当でないと認めるときは、災害協定を締結した企業、近接市町及び県に設置の協力を要請する。</p> <p>(略)</p> <p>(7) 食料供給所（拠点）の設定</p> <p>ア 設定</p> <p>食料の供給は、原則として、食料供給所の設定による拠点配布方式</p>

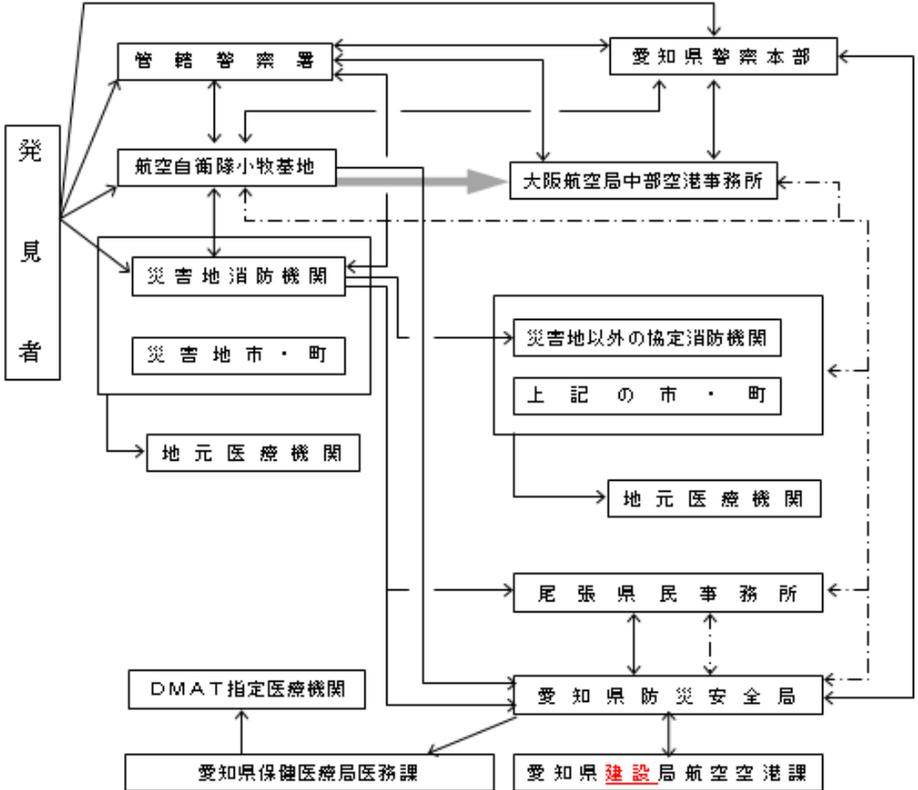
「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和3年3月修正）	修正後（令和4年1月修正）
	<p>で行う。食料供給所へは、市車両及びトラック協会の応援車両等により必要量を毎日定期的に輸送し、各施設運営担当者が市民等への配布活動にあたる。食料供給所（拠点）は、原則として避難所設置施設と<u>なる小・中学校</u>とする。</p> <p>(略)</p>	<p>で行う。食料供給所へは、市車両及びトラック協会の応援車両等により必要量を毎日定期的に輸送し、各施設運営担当者が市民等への配布活動にあたる。食料供給所（拠点）は、原則として避難所設置施設とする。</p> <p>(略)</p>
	<p>第14章 航空災害対策</p>	<p>第14章 航空災害対策</p>
	<p>第1節 愛知県名古屋飛行場</p>	<p>第1節 愛知県名古屋飛行場</p>
<p>258</p>	<p>3 情報の伝達系統（愛知県名古屋飛行場）</p> <p><u>(1) 飛行場周辺で航空機事故が発生した場合</u></p>	<p>3 市における措置</p> <p><u>(1) 航空機事故発生の通報</u> 航空機事故の発生を知ったとき又は発見者から通報を受けたときは、<u>県及び関係機関に通報する。</u></p> <p><u>(2) 警戒区域の設定及び市民等に対する立入制限・退去等の命令</u> 空港事務所と協力し危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、市民等の立入制限あるいは退去を命ずる。</p> <p><u>(3) 救助及び消防活動</u> 必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。</p> <p><u>(4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等</u> 負傷者が発生した場合は、地元医療機関、保健所等で医療班を組織し、現地に派遣し応急処置を施した後に西消防署救急隊等により適切な医療機関に搬送する。 また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等を設置又は手配する。 なお、死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、処理活動等は、「第12章 遺体の取扱い」の定めにより実施する。</p> <p><u>(5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保</u> 必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。</p> <p><u>(6) 他の市町村に対する応援要請</u> 災害の規模が大きく、市で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請する。 なお、広域的な、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市（消</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和3年3月修正）	修正後（令和4年1月修正）
		<p>防本部を含む。)は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。</p> <p>(7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等さらに被災者の救助及び消防活動等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資器材の確保について応援を要請する。</p> <p>また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して派遣を要請するとともに、県に対して指定行政機関又は指定地方行政機関の派遣についてあせんを求める。</p>

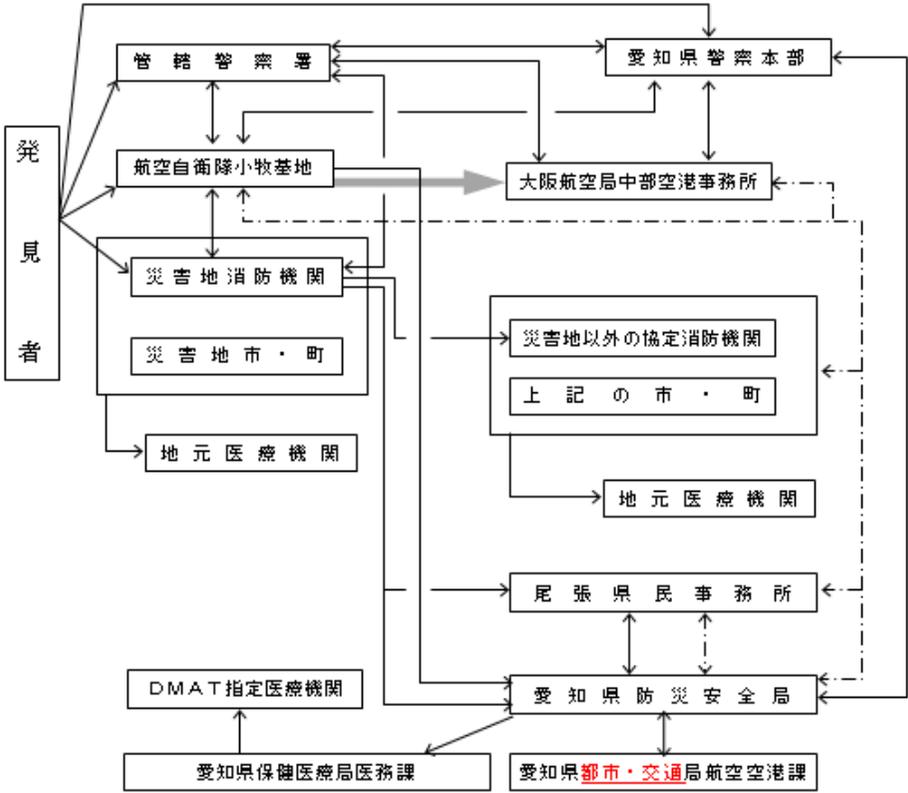
「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和3年3月修正）	修正後（令和4年1月修正）
259	<p data-bbox="264 204 869 236">(2) 飛行場周辺で自衛隊機の事故が発生した場合</p>  <p data-bbox="235 1125 291 1157">(略)</p>	

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和3年3月修正）	修正後（令和4年1月修正）
260	<p>4 市における措置 (略)</p>	<p>4 情報の伝達系統 (1) 愛知県名古屋飛行場 ア 飛行場周辺で航空機事故が発生した場合</p>

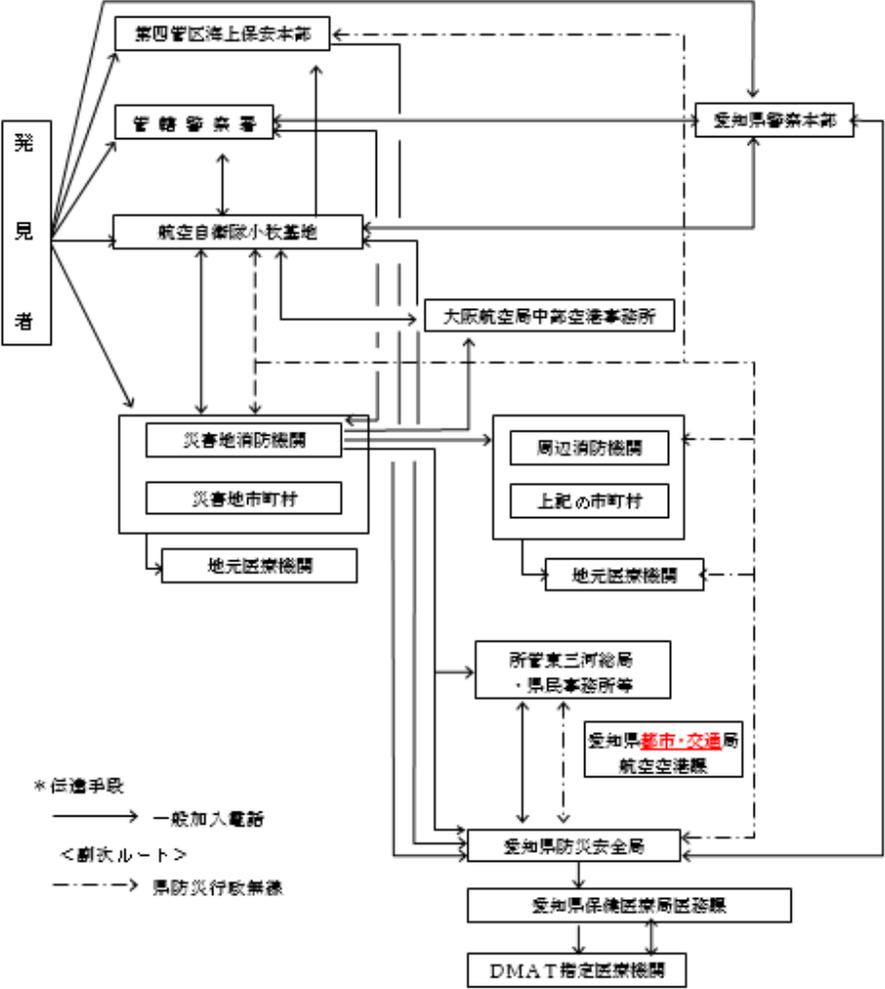
「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和3年3月修正）	修正後（令和4年1月修正）
		<p data-bbox="1234 204 1843 236"><u>イ 飛行場周辺で自衛隊機の事故が発生した場合</u></p>  <p data-bbox="1193 1086 1249 1118">(略)</p>

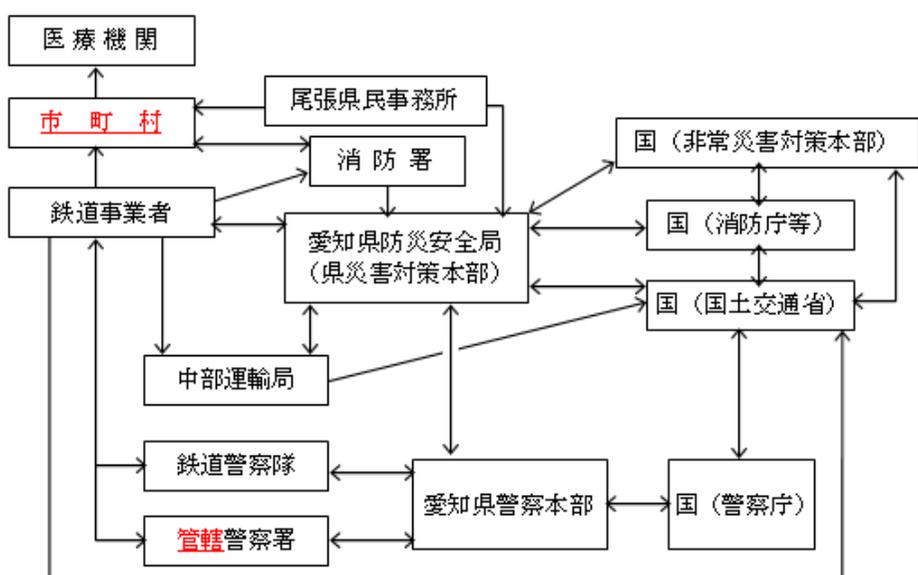
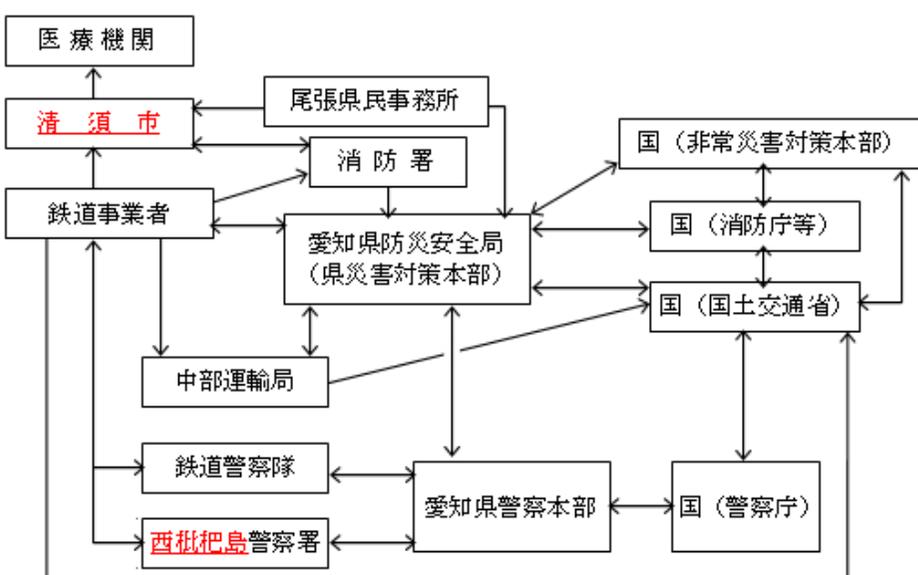
「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和3年3月修正）	修正後（令和4年1月修正）
		<p>(2) その他の地域で事故が発生した場合 ア 民間航空機の場合</p> <p>※注：海上の事故及び事故により海上に被害が拡大するおそれがある場合</p>

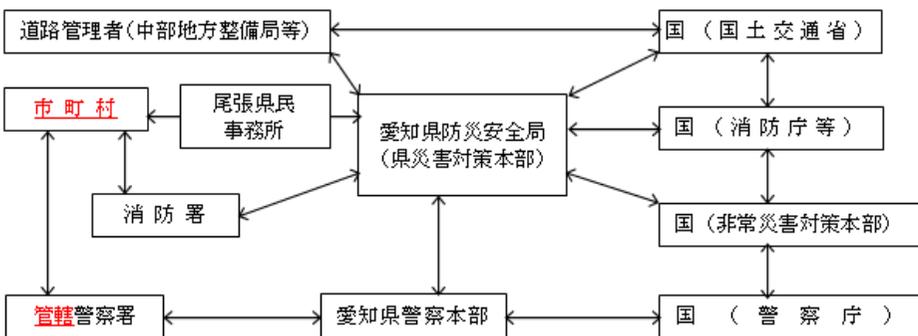
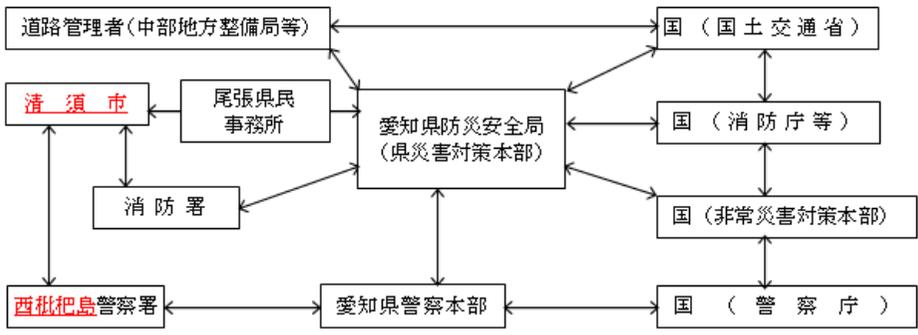
「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和3年3月修正）	修正後（令和4年1月修正）
		<p data-bbox="1234 240 1485 276">イ 自衛隊機の場合</p>  <p data-bbox="1227 1070 1480 1193"> * 伝達手段 → 一般加入電話 <副次ルート> - - - - - 県防災行政無線 </p> <p data-bbox="1189 1310 1895 1334">(注) 災害地消防機関が古畳市消防局の場合は、県民事務所への伝達は要しない。</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和3年3月修正）	修正後（令和4年1月修正）
261	5 伝達系統（その他の地域で事故が発生した場合）	<u>（削除）</u> 「4 情報の伝達系統（2）その他の地域で事故が発生した場合」の項に移動
	第15章 鉄道災害対策	第15章 鉄道災害対策
	第1節 鉄道災害対策	第1節 鉄道災害対策
264	<p>3 情報の伝達系統 大規模鉄道災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。</p> 	<p>3 情報の伝達系統 大規模鉄道災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。</p> 

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和3年3月修正）	修正後（令和4年1月修正）
	第16章 道路災害対策	第16章 道路災害対策
	第1節 道路災害対策	第1節 道路災害対策
267	<p>4 情報の伝達系統 大規模道路災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。</p> 	<p>4 情報の伝達系統 大規模道路災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。</p> 
	第20章 大規模な火事災害対策	第20章 大規模な火事災害対策
	第1節 大規模な火事災害対策	第1節 大規模な火事災害対策
274	<p>1 市における措置 (略) (2) 避難勧告等 地域住民等の避難勧告等については、「第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」の定めにより実施する。 (略) 3 情報の伝達系統 大規模な火事災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。</p>	<p>1 市における措置 (略) (2) 避難情報 地域住民等の避難の指示等については、「第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」の定めにより実施する。 (略) 3 情報の伝達系統 大規模な火事災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和3年3月修正）	修正後（令和4年1月修正）
	<pre> graph TD Fire[消防署] <--> City[清須市] City <--> Pref[A知県防災安全局 (県災害対策本部)] Pref <--> National[国(非常災害対策本部)] Pref <--> National2[国(消防庁等)] Pref <--> National3[国(警察庁)] Pref <--> Pref2[A知県警察本部] Pref2 <--> National3 City <--> Pref3[尾張県民事務所] Pref3 <--> Pref City <--> Pref4[管轄警察署] Pref4 <--> Pref2 </pre>	<pre> graph TD Fire[消防署] <--> City[清須市] City <--> Pref[A知県防災安全局 (県災害対策本部)] Pref <--> National[国(非常災害対策本部)] Pref <--> National2[国(消防庁等)] Pref <--> National3[国(警察庁)] Pref <--> Pref2[A知県警察本部] Pref2 <--> National3 City <--> Pref3[尾張県民事務所] Pref3 <--> Pref City <--> Pref4[西枇杷島警察署] Pref4 <--> Pref2 </pre>
	<p>第22章 住宅対策</p>	<p>第22章 住宅対策</p>
279	<p>■基本方針 (略) ○災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。 <u>(追加)</u></p>	<p>■基本方針 (略) ○災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。 <u>○市は平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。また、災害時には適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。</u></p>
	<p>第23章 学校における対策</p>	<p>第23章 学校における対策</p>
	<p>第2節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置</p>	<p>第2節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置</p>
293	<p>2 児童生徒・教職員の安全確保又は安否の確認等 (略) (3) 臨時休校（園）等の措置 <u>災害の発生が予想される場合</u>、授業を継続実施することにより児童生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合には、市教育委員会又は各学校（園）長が臨時休校（園）等の措置をとる。 (略)</p>	<p>2 児童生徒・教職員の安全確保又は安否の確認等 (略) (3) 臨時休校（園）等の措置 授業を継続実施することにより児童生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合には、市教育委員会又は各学校（園）長が臨時休校（園）等の措置をとる。 (略)</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

頁	修正前（令和3年3月）	修正後（令和4年1月修正）																																						
	3 災害応急対策計画 第2編 地震災害応急対策	3 災害応急対策計画 第2編 地震災害応急対策																																						
	第1章 活動態勢（組織の動員配備）	第1章 活動態勢（組織の動員配備）																																						
	第2節 非常配備体制	第2節 非常配備体制																																						
311	<p>2 配備区分 市は次の区分により、あらかじめ市職員の非常配備体制を定め、迅速な動員の確保に努める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>フェーズ</th> <th>指令名</th> <th>指令基準</th> <th>配備人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">警戒態勢</td> <td>フェーズ1： 黄（イエロー）</td> <td>第1警戒 配備</td> <td><u>震度4</u></td> <td>情報収集及び伝達に必要な人員 （災害対策関係部課）</td> </tr> <tr> <td>フェーズ2： 黄（イエロー）</td> <td>第2警戒 配備</td> <td>(1) 「南海トラフ地震に関連する情報」の発表があったとき (2) 軽微な災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあるとき</td> <td>軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部</td> <td>フェーズ3： 橙（オレンジ）</td> <td>第1非常 配備</td> <td>(1) <u>震度5弱</u> (2) 災害が発生したとき又はそのおそれがあるとき</td> <td>災害に対する応急対策活動に必要な人員</td> </tr> </tbody> </table>	区分	フェーズ	指令名	指令基準	配備人員	警戒態勢	フェーズ1： 黄（イエロー）	第1警戒 配備	<u>震度4</u>	情報収集及び伝達に必要な人員 （災害対策関係部課）	フェーズ2： 黄（イエロー）	第2警戒 配備	(1) 「南海トラフ地震に関連する情報」の発表があったとき (2) 軽微な災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあるとき	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員	災害対策本部	フェーズ3： 橙（オレンジ）	第1非常 配備	(1) <u>震度5弱</u> (2) 災害が発生したとき又はそのおそれがあるとき	災害に対する応急対策活動に必要な人員	<p>2 配備区分 市は次の区分により、あらかじめ市職員の非常配備体制を定め、迅速な動員の確保に努める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>フェーズ</th> <th>指令名</th> <th>指令基準</th> <th>配備人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">警戒態勢</td> <td>フェーズ1： 黄（イエロー）</td> <td>第1警戒 配備</td> <td><u>市内で震度4を観測した地震が発生したとき</u></td> <td>情報収集及び伝達に必要な人員 （災害対策関係部課）</td> </tr> <tr> <td>フェーズ2： 黄（イエロー）</td> <td>第2警戒 配備</td> <td><u>軽微な災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあるとき</u></td> <td>軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部</td> <td>フェーズ3： 橙（オレンジ）</td> <td>第1非常 配備</td> <td>(1) <u>市内で震度5弱を観測した地震が発生したとき</u> (2) 災害が発生したとき又はそのおそれがあるとき</td> <td>災害に対する応急対策活動に必要な人員</td> </tr> </tbody> </table>	区分	フェーズ	指令名	指令基準	配備人員	警戒態勢	フェーズ1： 黄（イエロー）	第1警戒 配備	<u>市内で震度4を観測した地震が発生したとき</u>	情報収集及び伝達に必要な人員 （災害対策関係部課）	フェーズ2： 黄（イエロー）	第2警戒 配備	<u>軽微な災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあるとき</u>	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員	災害対策本部	フェーズ3： 橙（オレンジ）	第1非常 配備	(1) <u>市内で震度5弱を観測した地震が発生したとき</u> (2) 災害が発生したとき又はそのおそれがあるとき	災害に対する応急対策活動に必要な人員
区分	フェーズ	指令名	指令基準	配備人員																																				
警戒態勢	フェーズ1： 黄（イエロー）	第1警戒 配備	<u>震度4</u>	情報収集及び伝達に必要な人員 （災害対策関係部課）																																				
	フェーズ2： 黄（イエロー）	第2警戒 配備	(1) 「南海トラフ地震に関連する情報」の発表があったとき (2) 軽微な災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあるとき	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員																																				
災害対策本部	フェーズ3： 橙（オレンジ）	第1非常 配備	(1) <u>震度5弱</u> (2) 災害が発生したとき又はそのおそれがあるとき	災害に対する応急対策活動に必要な人員																																				
区分	フェーズ	指令名	指令基準	配備人員																																				
警戒態勢	フェーズ1： 黄（イエロー）	第1警戒 配備	<u>市内で震度4を観測した地震が発生したとき</u>	情報収集及び伝達に必要な人員 （災害対策関係部課）																																				
	フェーズ2： 黄（イエロー）	第2警戒 配備	<u>軽微な災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあるとき</u>	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員																																				
災害対策本部	フェーズ3： 橙（オレンジ）	第1非常 配備	(1) <u>市内で震度5弱を観測した地震が発生したとき</u> (2) 災害が発生したとき又はそのおそれがあるとき	災害に対する応急対策活動に必要な人員																																				

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

頁	修正前（令和3年3月）				修正後（令和4年1月修正）			
	フェーズ4： 橙（オレンジ）	第2非常 配備	(1) <u>震度5強</u> (2) 市内全域にわたる災害若しくは甚大な局地的災害が発生したとき又はそのおそれがあるとき	総合的な応急対策活動に必要な人員	フェーズ4： 橙（オレンジ）	第2非常 配備	(1) <u>市内で震度5強を観測した地震が発生したとき</u> (2) 市内全域にわたる災害若しくは甚大な局地的災害が発生したとき又はそのおそれがあるとき (3) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき (4) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき (5) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき	総合的な応急対策活動に必要な人員
	フェーズ5： 赤（レッド）	第3非常 配備	(1) <u>震度6弱以上</u> (2) 市内全域にわたる大規模な災害が発生したとき又はそのおそれがあるとき	全職員	フェーズ5： 赤（レッド）	第3非常 配備	(1) <u>市内で震度6弱以上を観測した地震が発生したとき</u> (2) 市内全域にわたる大規模な災害が発生したとき又はそのおそれがあるとき	全職員

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

頁	修正前（令和3年3月）	修正後（令和4年1月修正）																
316	<p>4 職員の配置及び服務 (略) 所掌事務 部長：危機管理部長 部長代理：危機管理課長・総務課長</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="248 352 309 435">部</th> <th data-bbox="309 352 533 435">班 (班 長)</th> <th data-bbox="533 352 1173 435">所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="248 435 309 1038" rowspan="13">危機管理 部</td> <td data-bbox="309 435 533 1038">危機管理・総務班 (危機管理課長)</td> <td data-bbox="533 435 1173 1038"> 1 災害対策本部の設置、廃止に関する事 2 本部会議の運営に関する事 3 防災行政無線等の運用に関する事 4 被害状況の取りまとめに関する事 5 気象・地震情報等の収集、整理に関する事 6 各部との連絡調整に関する事 7 国、県、防災関係機関との連絡調整に関する事 8 自衛隊の派遣要請に関する事 9 災害救助法の適用申請、報告及び取りまとめに関する事 10 激甚災害指定手続に関する事 11 <u>避難勧告・避難指示その他</u> 本部長命令の伝達に関する事 12 消防及び水防配備体制に関する事 13 部内の連絡調整に関する事 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="309 1038 533 1243">消 防 班 (消 防 団 長)</td> <td data-bbox="533 1038 1173 1243"> 1 災害の警戒及び防止活動に関する事 2 <u>避難勧告・避難指示等</u>の広報に関する事 3 人命救助、救急及び避難誘導に関する事 4 被害状況等の収集に関する事 5 行方不明者の捜索に関する事 </td> </tr> </tbody> </table>	部	班 (班 長)	所 掌 事 務	危機管理 部	危機管理・総務班 (危機管理課長)	1 災害対策本部の設置、廃止に関する事 2 本部会議の運営に関する事 3 防災行政無線等の運用に関する事 4 被害状況の取りまとめに関する事 5 気象・地震情報等の収集、整理に関する事 6 各部との連絡調整に関する事 7 国、県、防災関係機関との連絡調整に関する事 8 自衛隊の派遣要請に関する事 9 災害救助法の適用申請、報告及び取りまとめに関する事 10 激甚災害指定手続に関する事 11 <u>避難勧告・避難指示その他</u> 本部長命令の伝達に関する事 12 消防及び水防配備体制に関する事 13 部内の連絡調整に関する事	消 防 班 (消 防 団 長)	1 災害の警戒及び防止活動に関する事 2 <u>避難勧告・避難指示等</u> の広報に関する事 3 人命救助、救急及び避難誘導に関する事 4 被害状況等の収集に関する事 5 行方不明者の捜索に関する事	<p>4 職員の配置及び服務 (略) 所掌事務 部長：危機管理部長 部長代理：危機管理課長・総務課長</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1211 352 1272 435">部</th> <th data-bbox="1272 352 1496 435">班 (班 長)</th> <th data-bbox="1496 352 2134 435">所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1211 435 1272 1002" rowspan="13">危機管理 部</td> <td data-bbox="1272 435 1496 1002">危機管理・総務班 (危機管理課長)</td> <td data-bbox="1496 435 2134 1002"> 1 災害対策本部の設置、廃止に関する事 2 本部会議の運営に関する事 3 防災行政無線等の運用に関する事 4 被害状況の取りまとめに関する事 5 気象・地震情報等の収集、整理に関する事 6 各部との連絡調整に関する事 7 国、県、防災関係機関との連絡調整に関する事 8 自衛隊の派遣要請に関する事 9 災害救助法の適用申請、報告及び取りまとめに関する事 10 激甚災害指定手続に関する事 11 <u>避難指示等</u>、本部長命令の伝達に関する事 12 消防及び水防配備体制に関する事 13 部内の連絡調整に関する事 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1272 1002 1496 1203">消 防 班 (消 防 団 長)</td> <td data-bbox="1496 1002 2134 1203"> 1 災害の警戒及び防止活動に関する事 2 <u>避難指示等</u>の広報に関する事 3 人命救助、救急及び避難誘導に関する事 4 被害状況等の収集に関する事 5 行方不明者の捜索に関する事 </td> </tr> </tbody> </table>	部	班 (班 長)	所 掌 事 務	危機管理 部	危機管理・総務班 (危機管理課長)	1 災害対策本部の設置、廃止に関する事 2 本部会議の運営に関する事 3 防災行政無線等の運用に関する事 4 被害状況の取りまとめに関する事 5 気象・地震情報等の収集、整理に関する事 6 各部との連絡調整に関する事 7 国、県、防災関係機関との連絡調整に関する事 8 自衛隊の派遣要請に関する事 9 災害救助法の適用申請、報告及び取りまとめに関する事 10 激甚災害指定手続に関する事 11 <u>避難指示等</u> 、本部長命令の伝達に関する事 12 消防及び水防配備体制に関する事 13 部内の連絡調整に関する事	消 防 班 (消 防 団 長)	1 災害の警戒及び防止活動に関する事 2 <u>避難指示等</u> の広報に関する事 3 人命救助、救急及び避難誘導に関する事 4 被害状況等の収集に関する事 5 行方不明者の捜索に関する事
部	班 (班 長)	所 掌 事 務																
危機管理 部	危機管理・総務班 (危機管理課長)	1 災害対策本部の設置、廃止に関する事 2 本部会議の運営に関する事 3 防災行政無線等の運用に関する事 4 被害状況の取りまとめに関する事 5 気象・地震情報等の収集、整理に関する事 6 各部との連絡調整に関する事 7 国、県、防災関係機関との連絡調整に関する事 8 自衛隊の派遣要請に関する事 9 災害救助法の適用申請、報告及び取りまとめに関する事 10 激甚災害指定手続に関する事 11 <u>避難勧告・避難指示その他</u> 本部長命令の伝達に関する事 12 消防及び水防配備体制に関する事 13 部内の連絡調整に関する事																
	消 防 班 (消 防 団 長)	1 災害の警戒及び防止活動に関する事 2 <u>避難勧告・避難指示等</u> の広報に関する事 3 人命救助、救急及び避難誘導に関する事 4 被害状況等の収集に関する事 5 行方不明者の捜索に関する事																
	部	班 (班 長)	所 掌 事 務															
	危機管理 部	危機管理・総務班 (危機管理課長)	1 災害対策本部の設置、廃止に関する事 2 本部会議の運営に関する事 3 防災行政無線等の運用に関する事 4 被害状況の取りまとめに関する事 5 気象・地震情報等の収集、整理に関する事 6 各部との連絡調整に関する事 7 国、県、防災関係機関との連絡調整に関する事 8 自衛隊の派遣要請に関する事 9 災害救助法の適用申請、報告及び取りまとめに関する事 10 激甚災害指定手続に関する事 11 <u>避難指示等</u> 、本部長命令の伝達に関する事 12 消防及び水防配備体制に関する事 13 部内の連絡調整に関する事															
		消 防 班 (消 防 団 長)	1 災害の警戒及び防止活動に関する事 2 <u>避難指示等</u> の広報に関する事 3 人命救助、救急及び避難誘導に関する事 4 被害状況等の収集に関する事 5 行方不明者の捜索に関する事															

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

頁	修正前（令和3年3月）	修正後（令和4年1月修正）																												
	第4節 職員の派遣要請	第4節 職員の派遣要請																												
323	<p>1 市における措置 (略) (4) 被災市町村への市職員の派遣 市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。</p>	<p>1 市における措置 (略) (4) 被災市町村への市職員の派遣 市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。<u>その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u></p>																												
	第5節 災害救助法の適用	第5節 災害救助法の適用																												
324	<p>1 市における措置（災害救助法第13条） (1) 救助の実施 市長は、当該市の区域に災害救助法が適用され、知事の委任を受けた場合、災害救助法に基づく救助を行う。 (2) 県が行う救助の補助 市長は、知事から委任を受けた救助以外に県が行う救助の補助を行う。</p>	<p>1 市における措置（災害救助法第13条） (1) 救助の実施 市長は、当該市の区域に災害救助法が適用され、知事の委任を受けた場合、災害救助法に基づく救助を行う。<u>なお、災害が発生するおそれがある場合、国に設置された特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部の所管区域内においても、災害救助法を適用することができる。</u> (2) 県が行う救助の補助 市長は、知事から委任を受けた救助以外に県が行う救助の補助を行う。<u>なお、災害が発生するおそれがある段階において、災害救助法が適用された場合に行う主な救助の種類は、次表のとおり。</u></p> <table border="1" data-bbox="1272 1011 1984 1171"> <thead> <tr> <th rowspan="2">救助の種類</th> <th colspan="2">実施者</th> </tr> <tr> <th>局地災害の場合</th> <th>広域災害の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の供与</td> <td colspan="2">市（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>要配慮者の輸送</td> <td colspan="2">市（県が委任）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) <u>事務委任により想定している各救助事務</u></p> <table border="1" data-bbox="1272 1209 2119 1445"> <thead> <tr> <th rowspan="2">救助の種類</th> <th colspan="2">実施者</th> </tr> <tr> <th>局地災害の場合</th> <th>広域災害の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の供与</td> <td colspan="2">市（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>要配慮者の輸送</td> <td colspan="2">市（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の設置</td> <td colspan="2">県（建築局）</td> </tr> <tr> <td>食品の給与</td> <td colspan="2">市（県が委任）</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	実施者		局地災害の場合	広域災害の場合	避難所の供与	市（県が委任）		要配慮者の輸送	市（県が委任）		救助の種類	実施者		局地災害の場合	広域災害の場合	避難所の供与	市（県が委任）		要配慮者の輸送	市（県が委任）		応急仮設住宅の設置	県（建築局）		食品の給与	市（県が委任）	
救助の種類	実施者																													
	局地災害の場合	広域災害の場合																												
避難所の供与	市（県が委任）																													
要配慮者の輸送	市（県が委任）																													
救助の種類	実施者																													
	局地災害の場合	広域災害の場合																												
避難所の供与	市（県が委任）																													
要配慮者の輸送	市（県が委任）																													
応急仮設住宅の設置	県（建築局）																													
食品の給与	市（県が委任）																													

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

頁	修正前（令和3年3月）	修正後（令和4年1月修正）																																	
		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1272 199 1572 236"><u>飲料水の供給</u></td> <td colspan="2" data-bbox="1572 199 2145 236"><u>市（県が委任）</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1272 236 1572 272"><u>被服、寝具の給与</u></td> <td colspan="2" data-bbox="1572 236 2145 272"><u>市（県が委任）</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1272 272 1572 432"><u>医療、助産</u></td> <td data-bbox="1572 272 1809 432"><u>市（県が委任）</u></td> <td data-bbox="1809 272 2145 432"><u>県（福祉局、保健医療局）</u> <u>日本赤十字社愛知県支部</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1272 432 1572 469"><u>被災者の救出</u></td> <td colspan="2" data-bbox="1572 432 2145 469"><u>市（県が委任）</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1272 469 1572 549"><u>住宅の応急修理</u></td> <td data-bbox="1572 469 1809 549"><u>市町村（県が委任）</u></td> <td data-bbox="1809 469 2145 549"><u>県（建築局）</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1272 549 1572 585"><u>学用品の給与</u></td> <td colspan="2" data-bbox="1572 549 2145 585"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1272 585 1572 665"><u>市町村立小・中学校等児童生徒分</u></td> <td colspan="2" data-bbox="1572 585 2145 665"><u>市（県が委任）</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1272 665 1572 825"><u>県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分</u></td> <td colspan="2" data-bbox="1572 665 2145 825"><u>県（県民文化局、教育委員会）</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1272 825 1572 861"><u>埋葬</u></td> <td colspan="2" data-bbox="1572 825 2145 861"><u>市（県が委任）</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1272 861 1572 898"><u>死体の捜索及び処理</u></td> <td colspan="2" data-bbox="1572 861 2145 898"><u>市（県が委任）</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1272 898 1572 978"><u>住居又はその周辺の土石等の障害物の除去</u></td> <td colspan="2" data-bbox="1572 898 2145 978"><u>市（県が委任）</u></td> </tr> </table>	<u>飲料水の供給</u>	<u>市（県が委任）</u>		<u>被服、寝具の給与</u>	<u>市（県が委任）</u>		<u>医療、助産</u>	<u>市（県が委任）</u>	<u>県（福祉局、保健医療局）</u> <u>日本赤十字社愛知県支部</u>	<u>被災者の救出</u>	<u>市（県が委任）</u>		<u>住宅の応急修理</u>	<u>市町村（県が委任）</u>	<u>県（建築局）</u>	<u>学用品の給与</u>			<u>市町村立小・中学校等児童生徒分</u>	<u>市（県が委任）</u>		<u>県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分</u>	<u>県（県民文化局、教育委員会）</u>		<u>埋葬</u>	<u>市（県が委任）</u>		<u>死体の捜索及び処理</u>	<u>市（県が委任）</u>		<u>住居又はその周辺の土石等の障害物の除去</u>	<u>市（県が委任）</u>	
<u>飲料水の供給</u>	<u>市（県が委任）</u>																																		
<u>被服、寝具の給与</u>	<u>市（県が委任）</u>																																		
<u>医療、助産</u>	<u>市（県が委任）</u>	<u>県（福祉局、保健医療局）</u> <u>日本赤十字社愛知県支部</u>																																	
<u>被災者の救出</u>	<u>市（県が委任）</u>																																		
<u>住宅の応急修理</u>	<u>市町村（県が委任）</u>	<u>県（建築局）</u>																																	
<u>学用品の給与</u>																																			
<u>市町村立小・中学校等児童生徒分</u>	<u>市（県が委任）</u>																																		
<u>県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分</u>	<u>県（県民文化局、教育委員会）</u>																																		
<u>埋葬</u>	<u>市（県が委任）</u>																																		
<u>死体の捜索及び処理</u>	<u>市（県が委任）</u>																																		
<u>住居又はその周辺の土石等の障害物の除去</u>	<u>市（県が委任）</u>																																		
	第2章 避難行動	第2章 避難行動																																	
	第1節 地震情報等の伝達	第1節 地震情報等の伝達																																	
325	<p>1 気象庁又は名古屋地方気象台における措置 気象庁又は名古屋地方気象台は、地震に関する情報等を発表する。 (1) 地震に関する情報等 ア 緊急地震速報 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報を発表する。（震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報は、<u>気象業務法の地震動特別警報、その他の緊急地震速報</u>は、地震動警報に位置<u>付け</u>られる。） (略)</p>	<p>1 気象庁及び名古屋地方気象台における措置 気象庁及び名古屋地方気象台は、地震に関する情報等を発表・<u>伝達</u>する。 (1) 地震に関する情報等 ア 緊急地震速報 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（<u>警報</u>）を発表する。（震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、<u>地震動特別警報、震度5弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）</u>は地震動警報に位置<u>づけ</u>られる。）</p>																																	

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

頁	修正前（令和3年3月）	修正後（令和4年1月修正）
325	<p>2 市における措置 (略) (3) 危機管理課長は、気象予警報等を受領した場合、速やかに総務部長、副市長、教育長、市長に報告するとともに、関係各部長に伝達する。伝達を受けた関係各部長は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講じ、関係出先機関等に伝達する。 (略)</p> <p>3 報道機関における措置 日本放送協会（名古屋放送局）は、気象庁から大津波警報、津波警報、緊急地震速報が通知されたときは、直ちに当該情報を放送する。 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>2 市における措置 (略) (3) 危機管理課長は、気象予警報等を受領した場合、速やかに危機管理部長、副市長、教育長、市長に報告するとともに、関係各部長に伝達する。伝達を受けた関係各部長は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講じ、関係出先機関等に伝達する。 (略)</p> <p>3 報道機関における措置 日本放送協会（名古屋放送局）は、気象庁から大津波警報、津波警報、緊急地震速報（警報）が通知されたときは、直ちに当該情報を放送する。 (略)</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

頁	修正前（令和3年3月）	修正後（令和4年1月修正）
326	<p>5 地震等情報の伝達 (略)</p> <p>※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。 注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。 注) 二重線の経路は、気象法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。</p>	<p>5 地震等情報の伝達 (略)</p> <p>※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。 注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。 注) 二重線の経路は、気象法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。</p>
327	<p>6 地震に関する情報等 (1) 緊急地震速報 震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報を発表する。（震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。） (略)</p>	<p>6 地震に関する情報等 (1) 緊急地震速報 震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。（震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報、震度5弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は地震動警報に位置づけられる。） (略)</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

頁	修正前（令和3年3月）	修正後（令和4年1月修正）
328	<p>第2節 避難の指示</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 避難の指示等 地震等に伴う災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための<u>立ち退き</u>を勧告又は指示する。</p> <p>(2) 知事等への助言の要求 市長は、避難のための<u>立ち退き</u>を勧告し、若しくは指示し、又は屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、名古屋地方気象台又は中部地方整備局又は知事に対し助言を求めることができる。</p> <p>(略)</p> <p>2 水防管理者における措置</p> <p>(1) <u>立ち退き</u>の指示 洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、<u>立ち退く</u>ことを指示する。</p> <p>(略)</p> <p>3 県警察（警察官）における措置</p> <p>(2) 災害対策基本法第61条による指示 市長による避難のための<u>立ち退き</u>若しくは「<u>屋内安全確保</u>」の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、避難のための<u>立ち退き</u>又は「<u>屋内安全確保</u>」の安全確保措置を指示する。</p> <p>(略)</p>	<p>第2節 避難の指示</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 避難の指示等 地震等に伴う災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための<u>立退き</u>を指示する。</p> <p>(2) 知事等への助言の要求 市長は、避難のための<u>立退き</u>を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、名古屋地方気象台又は中部地方整備局又は知事に対し助言を求めることができる。</p> <p>(略)</p> <p>2 水防管理者における措置</p> <p>(1) <u>立退き</u>の指示 洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、<u>立退く</u>ことを指示する。</p> <p>(略)</p> <p>3 県警察（警察官）における措置</p> <p>(2) 災害対策基本法第61条による指示 市長による避難のための<u>立退き</u>若しくは「<u>緊急安全確保</u>」の措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、避難のための<u>立退き</u>又は「<u>緊急安全確保</u>」の措置を指示する。</p> <p>(略)</p>
	329	<p>5 避難の勧告・指示の内容 市長等避難の勧告・指示をする者は、次の内容を明示して実施する。</p> <p>(1) 避難対象地域</p> <p>(2) 避難先</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

頁	修正前（令和3年3月）	修正後（令和4年1月修正）
	<p>(3) 避難経路 (4) <u>避難勧告又は避難指示（緊急）</u>の理由 (5) その他の必要な事項</p> <p>6 避難の措置と周知 避難の<u>勧告若しくは</u>指示をした者又は機関は、速やかに関係各機関に対して連絡するとともに、当該地域の市民に対してその内容の周知を図る。</p> <p>(1) 市民への周知徹底 ア 避難の<u>勧告・</u>指示等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線を始めとした伝達手段を複合的に利用し、対象地域の市民に迅速・的確に伝達する。 イ 伝達手段としては、防災行政無線（屋外拡声器、戸別受信機）、<u>コミュニティFM、ケーブルテレビ</u>、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、広報車の巡回、警鐘、吹き流しあるいは自主防災組織・自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達による。 このほか、災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することにより、テレビ、ラジオや携帯電話インターネット等の多様で身近なメディアを通じて市民等が情報を入手できるよう努める。 ウ 避難の<u>勧告・</u>指示は、できる限り、その理由、対象地域、避難先、避難経路及び避難上の留意事項の伝達に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>(3) 避難経路 (4) <u>避難指示</u>の理由 (5) その他の必要な事項</p> <p>6 避難の措置と周知 避難の指示をした者又は機関は、速やかに関係各機関に対して連絡するとともに、当該地域の市民に対してその内容の周知を図る。</p> <p>(1) 市民への周知徹底 ア 避難の指示等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線を始めとした伝達手段を複合的に利用し、対象地域の市民に迅速・的確に伝達する。 イ 伝達手段としては、防災行政無線（屋外拡声器、戸別受信機）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、広報車の巡回、警鐘、吹き流しあるいは自主防災組織・自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達による。 このほか、災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することにより、テレビ、ラジオや携帯電話インターネット等の多様で身近なメディアを通じて市民等が情報を入手できるよう努める。 ウ 避難の指示は、できる限り、その理由、対象地域、避難先、避難経路及び避難上の留意事項の伝達に努める。</p> <p>(略)</p>
	<p>第3節 市民等の避難誘導</p>	<p>第3節 市民等の避難誘導等</p>
330	<p>1 方針 (略)</p> <p style="text-align: center;">避難の誘導に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 避難の<u>勧告・</u>指示が発令された場合、市民は地域における相互扶助のもと、<u>最寄りの避難所</u>又は広域避難場所に自主的に避難する。 ● 学校・事業所等の施設においては、各施設の管理者の自主的な統制により安全な地域への誘導を行う。 ● 避難行動要支援者の避難を最優先で行うよう<u>担当部を定める等</u>、相当の配慮を行う。 	<p>1 方針 (略)</p> <p style="text-align: center;">避難の誘導に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 避難の指示が発令された場合、市民は地域における相互扶助のもと、<u>安全な避難場所</u>又は広域避難場所に自主的に避難する。 ● 学校・事業所等の施設においては、各施設の管理者の自主的な統制により安全な地域への誘導を行う。 ● 避難行動要支援者の避難を最優先で行うよう<u>健康福祉部を担当部として</u>、相当の配慮を行う。

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

頁	修正前（令和3年3月）	修正後（令和4年1月修正）
	<p>2 避難の誘導を行う者</p> <p>(1) 危険地域における避難誘導 避難の勧告・指示が市長から発令された場合に、危険地域における緊急避難については、次のとおり行う。</p> <p>(略)</p>	<p>2 避難の誘導を行う者</p> <p>(1) 危険地域における避難誘導 避難の指示が市長から発令された場合に、危険地域における緊急避難については、次のとおり行う。</p> <p>(略)</p>
	<p>第3章 災害情報の収集・伝達・広報</p>	<p>第3章 災害情報の収集・伝達・広報</p>
	<p>第1節 被害状況等の収集・伝達</p>	<p>第1節 被害状況等の収集・伝達</p>
334	<p>1 市における措置</p> <p>(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 市は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む。）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。 この場合、市長は、被害の発生地域、避難勧告等の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用する。</p> <p>(略)</p>	<p>1 市における措置</p> <p>(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 市は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む。）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。 この場合、市長は、被害の発生地域、避難情報の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用する。</p> <p>(略)</p>
335	<p>(4) 火災・災害等即報要領に基づく報告 ア 市は、自らの調査及び関係機関等の情報により、災害対策基本法第53条による報告、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防防第267号。以下、「即報要領」という。）に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で様式によりその第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する（第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。）。</p> <p>また、一定規模以上の災害（即報要領「第3直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、第一報を直接消防庁に対しても原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の</p>	<p>(4) 火災・災害等即報要領に基づく報告 ア 市は、自らの調査及び関係機関等の情報により、災害対策基本法第53条による報告、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防防第267号。以下、「即報要領」という。）に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で様式によりその第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する（第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。）。</p> <p>また、一定規模以上の災害（即報要領「第3直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、第一報を直接消防庁に対しても原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

頁	修正前（令和3年3月）	修正後（令和4年1月修正）	
338	<p>報告についても引き続き、消防庁に対しても行う。</p> <p>イ 確定報告にあつては、災害応急対策完了後15日以内に文書により県に報告する。</p> <p><u>なお、消防機関への119番通報が殺到した場合については、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。</u></p> <p>3 情報の収集 (略) (4) 情報の取りまとめ 情報の統括責任者は<u>総務</u>部長とする。 (略)</p>	<p>報告についても引き続き、消防庁に対しても行う。</p> <p><u>なお、消防機関への119番通報が殺到した場合については、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。</u></p> <p>イ 確定報告にあつては、災害応急対策完了後15日以内に文書により県に報告する。</p> <p>3 情報の収集 (略) (4) 情報の取りまとめ 情報の統括責任者は<u>危機管理</u>部長とする。 (略)</p>	
第2節 通信手段の確保		第2節 通信手段の確保	
346	<p>6 有線通信途絶時の通信施設の優先利用（非常通信） (略)</p> <p>(1) 非常無線通信の内容</p> <p>ア 人命の救助に関するもの。</p> <p>イ 災害の予警報（主要河川の水位を含む。）及び災害の状況に関するもの。</p> <p>ウ 緊急を要する気象に関するもの。</p> <p>エ 秩序維持のために必要な緊急措置に関するもの。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>オ</u> 電信電話回線の復旧のため緊急を要するもの。</p> <p><u>カ</u> 鉄道の復旧、道路の修理、被災者の輸送、救助物資の緊急輸送等のために必要なもの。</p> <p><u>キ</u> <u>市防災会議</u>及び災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資、資金の調達、配分、輸送等に関するもの。</p> <p><u>ク</u> 電力設備の修理復旧に関するもの。</p> <p><u>ケ</u> 知事が医療、土木、建築、工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。</p>	<p>6 有線通信途絶時の通信施設の優先利用（非常通信） (略)</p> <p>(1) 非常無線通信の内容</p> <p>ア 人命の救助に関するもの。</p> <p>イ 災害の予警報（主要河川の水位を含む。）及び災害の状況に関するもの。</p> <p>ウ 緊急を要する気象、<u>火山等の観測資料</u>に関するもの。</p> <p>エ 秩序維持のために必要な緊急措置に関するもの。</p> <p>オ <u>遭難者救助に関するもの。（日本赤十字社の本社及び支部相互間に発注する者を含む。）</u></p> <p><u>カ</u> 電信電話回線の復旧のため緊急を要するもの。</p> <p><u>キ</u> 鉄道の復旧、道路の修理、被災者の輸送、救助物資の緊急輸送等のために必要なもの。</p> <p><u>ク</u> <u>中央防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部、特定災害対策本部、県・市町村の防災会議</u>及び災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資、資金の調達、配分、輸送等に関するもの。</p> <p><u>ケ</u> 電力設備の修理復旧に関するもの。</p> <p><u>コ</u> 知事が医療、土木、建築、工事又は輸送関係者に対して発する従事</p>	

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

頁	修正前（令和3年3月）	修正後（令和4年1月修正）
	<p>(2) 非常通信の発受 非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。 また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断の上で発信する。</p> <p>(略)</p>	<p>命令に関するもの。 (2) 非常通信の発受 非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断の上で発信する。</p> <p>(略)</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

頁	修正前（令和3年3月）	修正後（令和4年1月修正）
349	<p>9 通信連絡系統 災害時の市災害対策本部を中心とする通信連絡系統図は、次のとおりである。</p> <p>—— 有線通信又は口頭 - - - 無線通信（市・県・各防災機関）</p>	<p>9 通信連絡系統 災害時の市災害対策本部を中心とする通信連絡系統図は、次のとおりである。</p> <p>—— 有線通信又は口頭 - - - 無線通信（市・県・各防災機関）</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

頁	修正前（令和3年3月）	修正後（令和4年1月修正）																
	第3節 広報	第3節 広報																
351	<p>1 災害広報体制の確立 (略) (3) 主に広報すべき情報項目 市は、各防災関係機関と密接に連絡し、各種広報手段を活用しながら、次に掲げる事項を中心に広報活動を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害の発生段階</th> <th>情報項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事前情報の広報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>災害発生直後の広報</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害の発生状況及び市内の被害状況（堤防被害、火災、道路被害等） ● 市の活動体制及び応急対策実施状況に関すること <ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部の設置 ○現地災害対策本部の設置 ○トータルケアセンター及び地区連絡所の設置 ○避難所、救護所の設置 ○その他必要な事項 ● 避難に関する情報（避難場所、<u>避難勧告</u>、避難指示等） (略) </td> </tr> <tr> <td>応急復旧時の広報</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	災害の発生段階	情報項目	事前情報の広報	(略)	災害発生直後の広報	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害の発生状況及び市内の被害状況（堤防被害、火災、道路被害等） ● 市の活動体制及び応急対策実施状況に関すること <ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部の設置 ○現地災害対策本部の設置 ○トータルケアセンター及び地区連絡所の設置 ○避難所、救護所の設置 ○その他必要な事項 ● 避難に関する情報（避難場所、<u>避難勧告</u>、避難指示等） (略)	応急復旧時の広報	(略)	<p>1 災害広報体制の確立 (略) (3) 主に広報すべき情報項目 市は、各防災関係機関と密接に連絡し、各種広報手段を活用しながら、次に掲げる事項を中心に広報活動を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害の発生段階</th> <th>情報項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事前情報の広報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>災害発生直後の広報</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害の発生状況及び市内の被害状況（堤防被害、火災、道路被害等） ● 市の活動体制及び応急対策実施状況に関すること <ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部の設置 ○現地災害対策本部の設置 ○トータルケアセンター及び地区連絡所の設置 ○避難所、救護所の設置 ○その他必要な事項 ● 避難に関する情報（避難場所、<u>避難の</u>指示等） (略) </td> </tr> <tr> <td>応急復旧時の広報</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	災害の発生段階	情報項目	事前情報の広報	(略)	災害発生直後の広報	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害の発生状況及び市内の被害状況（堤防被害、火災、道路被害等） ● 市の活動体制及び応急対策実施状況に関すること <ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部の設置 ○現地災害対策本部の設置 ○トータルケアセンター及び地区連絡所の設置 ○避難所、救護所の設置 ○その他必要な事項 ● 避難に関する情報（避難場所、<u>避難の</u>指示等） (略)	応急復旧時の広報	(略)
災害の発生段階	情報項目																	
事前情報の広報	(略)																	
災害発生直後の広報	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害の発生状況及び市内の被害状況（堤防被害、火災、道路被害等） ● 市の活動体制及び応急対策実施状況に関すること <ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部の設置 ○現地災害対策本部の設置 ○トータルケアセンター及び地区連絡所の設置 ○避難所、救護所の設置 ○その他必要な事項 ● 避難に関する情報（避難場所、<u>避難勧告</u>、避難指示等） (略)																	
応急復旧時の広報	(略)																	
災害の発生段階	情報項目																	
事前情報の広報	(略)																	
災害発生直後の広報	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害の発生状況及び市内の被害状況（堤防被害、火災、道路被害等） ● 市の活動体制及び応急対策実施状況に関すること <ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部の設置 ○現地災害対策本部の設置 ○トータルケアセンター及び地区連絡所の設置 ○避難所、救護所の設置 ○その他必要な事項 ● 避難に関する情報（避難場所、<u>避難の</u>指示等） (略)																	
応急復旧時の広報	(略)																	
355	<p>3 広報活動の実施要領 (略) (7) 報道機関への発表・協力要請 (略) エ 緊急警報放送等の要請 (略) ※避難の<u>勧告又は</u>指示、その他予想される災害の事態及び市のとるべき措置のうち緊急に伝達する必要のある事項については、災害対策基本法第57条及び「災害時の放送に関する協定」（県知事と県内ラジオ局との間で締結）に基づき、「緊急警報放送」を要請する</p>	<p>3 広報活動の実施要領 (略) (7) 報道機関への発表・協力要請 (略) エ 緊急警報放送等の要請 (略) ※避難の指示、その他予想される災害の事態及び市のとるべき措置のうち緊急に伝達する必要のある事項については、災害対策基本法第57条及び「災害時の放送に関する協定」（県知事と県内ラジオ局との間で締結）に基づき、「緊急警報放送」を要請することがで</p>																

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

頁	修正前（令和3年3月）	修正後（令和4年1月修正）
	ことができる。	きる。
	第4章 応援協力・派遣要請	第4章 応援協力・派遣要請
	第1節 応援協力	第1節 応援協力
359	<p>1 市における措置 (略) (1) 知事に対する応援要求等（災害対策基本法第68条） 市長は、災害応急対策を実施するため必要があるときは、尾張方面本部を通して県に対して次の事項を示し応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。 (2) 他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第67条） 市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対して応援を求めることができる。 なお、市長は、あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、市の地域に係る災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、その協定に基づき応援を求める。 また、協定に基づく応援で不足する場合には、協定外の市町村に対して応援を要求する。 この場合、応援を求められた市町村長は、県が行う市町村間の調整に留意するとともに必要な応援を行う。 (略)</p>	<p>1 市における措置 (略) (1) 知事に対する応援要求等（災害対策基本法第68条） 市長は、<u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において</u>、災害応急対策を実施するため必要があるときは、尾張方面本部を通して県に対して次の事項を示し応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。 (2) 他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第67条） 市長は、<u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において</u>、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対して応援を求めることができる。 なお、市長は、あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、市の地域に係る災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、その協定に基づき応援を求める。 また、協定に基づく応援で不足する場合には、協定外の市町村に対して応援を要求する。 この場合、応援を求められた市町村長は、県が行う市町村間の調整に留意するとともに必要な応援を行う。 (略)</p>
	第6節 南海トラフ地震の発生時における広域受援	第6節 南海トラフ地震の発生時における広域受援
369	<p>1 市、県（防災安全局、保健医療局、建設局、<u>都市整備局</u>）、防災関係機関における措置 (略) (5) 燃料供給 災害応急活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための燃料を確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する活動</p>	<p>1 市、県（防災安全局、保健医療局、建設局、<u>都市・整備局</u>）、防災関係機関における措置 (略) (5) 燃料・<u>電気・ガス</u>の供給 災害応急活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための燃料・<u>電気・ガス</u>を確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する活動</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

頁	修正前（令和3年3月）	修正後（令和4年1月修正）
	第5章 救出・救助	第5章 救出・救助
370	<p>■基本方針</p> <p>○市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び救助実施市の長並びに知事の事務の一部を行うこととされた市町村長）、<u>県警察、第四管区海上保安本部は</u>、災害により生命及び身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に搬送する。</p> <p>○救出にあたっては、要配慮者を優先する。</p> <p>○発災直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うために、<u>防災航空隊を設置し、防災ヘリコプター</u>を活用する。 (追加)</p>	<p>■基本方針</p> <p>○市は<u>県警察、消防と連携し</u>、災害により生命及び身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に搬送する。</p> <p>○救出にあたっては、要配慮者を優先する。</p> <p>○発災直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うために、<u>防災ヘリコプターをはじめ、利用できるすべての航空機及びドローン</u>を活用する。</p> <p>○<u>発災直後の救助・救急活動は、警察、消防だけでは不足するため、近隣住民、自主防災組織及び消防団等が協力して救助・救急活動を行う。</u></p>
	第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策	第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策
381	<p>■基本方針</p> <p>○医療救護については、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、国立病院機構の病院、県立病院、市町村等広範囲な協力体制の確立に努める。</p>	<p>■基本方針</p> <p>○医療救護については、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、<u>災害拠点精神科病院</u>、国立病院機構の病院、県立病院、市町村等広範囲な協力体制の確立に努める。</p>
	第1節 医療救護	第1節 医療救護
382	<p>2 地元医師会、災害拠点病院における措置 (略) <u>(追加)</u></p>	<p>2 地元医師会、災害拠点病院、<u>災害拠点精神科病院</u>における措置 (略) <u>(4) 災害拠点精神科病院は、災害時における精神科医療の提供や患者の一時的避難に対応する。</u></p>
386	<p>9 受入れ医療機関の確保 (略) <u>(追加)</u></p>	<p>9 受入れ医療機関の確保 (略) <u>(3) 災害拠点精神科病院</u> 災害拠点精神科病院は、災害時における医療体制の構築に係る国の指針に基づき、災害時の医療保護入院、措置入院等の精神科医療を継続して行い、適切な精神科医療の提供を行う。</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

頁	修正前（令和3年3月）	修正後（令和4年1月修正）		
		病院名	住所	電話
		愛知県精神医療センター	名古屋市千種区徳川山町4-1-7	052-763-1511
		医療法人松崎病院豊橋こころのケアセンター	豊橋市三本木町元三本木20-1	0532-45-1181
	第2節 防疫・保健衛生	第2節 防疫・保健衛生		
392	2 防疫・保健衛生活動の実施 (略) (3) 栄養指導等 市及び県は、避難所等における炊出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。 <u>(追加)</u> (略) <u>(追加)</u>	2 防疫・保健衛生活動の実施 (略) (3) 栄養指導等 <u>ア</u> 市及び県は、避難所等における炊出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。 <u>イ</u> 市は、避難所等における被災者に対する健康対策のうち、巡回栄養相談等を必要とする場合は、「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」に基づき、県を通じ公益社団法人愛知県栄養士会へ支援の活動を要請するなど、避難所等における適切な食事の確保及び提供について、専門性を有した支援の協力が得られるよう努める。 (略) <u>(5) 自宅療養者等の避難確保</u> <u>ア</u> 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、清須保健所との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認をできるように努める。 <u>イ</u> 清須保健所との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。		
	第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策		
	第2節 要配慮者支援対策	第2節 要配慮者支援対策		
412	2 市における措置 (略) (5) 福祉避難所の設置等 自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、	2 市における措置 (略) (5) 福祉避難所の設置等 自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、		

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

頁	修正前（令和3年3月）	修正後（令和4年1月修正）												
413	<p>被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施する。 <u>(追加)</u> (略)</p> <p>(8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握 次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。 ア 市町国際交流協会や各種ボランティア団体との連携 イ <u>県国際交流協会の「多言語情報翻訳システム」等の活用</u> ウ 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用 エ 通訳ボランティア等の避難所等への派遣</p> <p>3 市における対策の具体的実施内容 (1) 対策実施上の時期区分 (略)</p> <table border="1" data-bbox="250 965 1164 1348"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期間の目安</th> <th>措置の目安</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害発生初期の緊急措置（避難所開設初期）</td> <td>災害発生後7日目まで</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 「<u>要介助者</u>」の安否確認・所在把握 ● 避難所その他所在地における応急的な介助支援 ● <u>要配慮者専用</u>避難所の確保及び必要な移送措置 ● 要配慮者専用病院の確保及び必要な移送措置 ● 避難所その他所在地における設備の補修・新設 ● 要配慮者向け住宅供給ニーズの把握 ● 要配慮者向け住宅供給の推進 ● 要配慮者向け広報活動及び相談業務 ● <u>災害時「要介助者」</u>対策推進会議の設置 </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	期間の目安	措置の目安	災害発生初期の緊急措置（避難所開設初期）	災害発生後7日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ● 「<u>要介助者</u>」の安否確認・所在把握 ● 避難所その他所在地における応急的な介助支援 ● <u>要配慮者専用</u>避難所の確保及び必要な移送措置 ● 要配慮者専用病院の確保及び必要な移送措置 ● 避難所その他所在地における設備の補修・新設 ● 要配慮者向け住宅供給ニーズの把握 ● 要配慮者向け住宅供給の推進 ● 要配慮者向け広報活動及び相談業務 ● <u>災害時「要介助者」</u>対策推進会議の設置 	<p>被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施する。 <u>また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。</u> <u>前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>(8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握 次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。 ア 市町<u>村</u>国際交流協会や各種ボランティア団体との連携 <u>(削除)</u> <u>イ</u> 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用 <u>ウ</u> 通訳ボランティア等の避難所等への派遣</p> <p>3 市における対策の具体的実施内容 (1) 対策実施上の時期区分 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1214 965 2128 1348"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期間の目安</th> <th>措置の目安</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害発生初期の緊急措置（避難所開設初期）</td> <td>災害発生後7日目まで</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>要配慮者</u>の安否確認・所在把握 ● 避難所その他所在地における応急的な介助支援 ● <u>福祉</u>避難所の確保及び必要な移送措置 ● 要配慮者専用病院の確保及び必要な移送措置 ● 避難所その他所在地における設備の補修・新設 ● 要配慮者向け住宅供給ニーズの把握 ● 要配慮者向け住宅供給の推進 ● 要配慮者向け広報活動及び相談業務 ● <u>要配慮者</u>対策推進会議の設置 </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	期間の目安	措置の目安	災害発生初期の緊急措置（避難所開設初期）	災害発生後7日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>要配慮者</u>の安否確認・所在把握 ● 避難所その他所在地における応急的な介助支援 ● <u>福祉</u>避難所の確保及び必要な移送措置 ● 要配慮者専用病院の確保及び必要な移送措置 ● 避難所その他所在地における設備の補修・新設 ● 要配慮者向け住宅供給ニーズの把握 ● 要配慮者向け住宅供給の推進 ● 要配慮者向け広報活動及び相談業務 ● <u>要配慮者</u>対策推進会議の設置
区 分	期間の目安	措置の目安												
災害発生初期の緊急措置（避難所開設初期）	災害発生後7日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ● 「<u>要介助者</u>」の安否確認・所在把握 ● 避難所その他所在地における応急的な介助支援 ● <u>要配慮者専用</u>避難所の確保及び必要な移送措置 ● 要配慮者専用病院の確保及び必要な移送措置 ● 避難所その他所在地における設備の補修・新設 ● 要配慮者向け住宅供給ニーズの把握 ● 要配慮者向け住宅供給の推進 ● 要配慮者向け広報活動及び相談業務 ● <u>災害時「要介助者」</u>対策推進会議の設置 												
区 分	期間の目安	措置の目安												
災害発生初期の緊急措置（避難所開設初期）	災害発生後7日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>要配慮者</u>の安否確認・所在把握 ● 避難所その他所在地における応急的な介助支援 ● <u>福祉</u>避難所の確保及び必要な移送措置 ● 要配慮者専用病院の確保及び必要な移送措置 ● 避難所その他所在地における設備の補修・新設 ● 要配慮者向け住宅供給ニーズの把握 ● 要配慮者向け住宅供給の推進 ● 要配慮者向け広報活動及び相談業務 ● <u>要配慮者</u>対策推進会議の設置 												

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

頁	修正前（令和3年3月）			修正後（令和4年1月修正）												
	住宅移転・ 帰宅等の 準備措置 （避難所 開設後期）	災害発生後 8日目以降 14日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難所その他所在地における設備の補修・新設 ● 避難所その他所在地における巡回ケアサービス ● 要配慮者専用避難所の確保及び必要な移送措置 ● 要配慮者専用病院の確保及び必要な移送措置 ● 要配慮者向け住宅供給計画の作成及び建設等 ● 要配慮者向け広報活動及び相談業務 ● 災害時「要介助者」対策推進会議の運営 	住宅移転・ 帰宅等の 準備措置 （避難所 開設後期）	災害発生後 8日目以降 14日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難所その他所在地における設備の補修・新設 ● 避難所その他所在地における巡回ケアサービス ● 福祉避難所の確保及び必要な移送措置 ● 要配慮者専用病院の確保及び必要な移送措置 ● 要配慮者向け住宅供給計画の作成及び建設等 ● 要配慮者向け広報活動及び相談業務 ● 要配慮者対策推進会議の運営 										
	住宅移転・ 帰宅等期 （避難所閉 鎖以降）	災害発生後 15日目以降	<ul style="list-style-type: none"> ● 仮設住宅その他所在地における巡回ケアサービス ● 長期ケアサービス体制確立に関して必要な措置及び平常時地域福祉システムへの移行計画の検討 ● その他要配慮者に関する広報活動及び相談業務 ● 災害時「要介助者」対策推進会議の運営 	住宅移転・ 帰宅等期 （避難所閉 鎖以降）	災害発生後 15日目以降	<ul style="list-style-type: none"> ● 仮設住宅その他所在地における巡回ケアサービス ● 長期ケアサービス体制確立に関して必要な措置及び平常時地域福祉システムへの移行計画の検討 ● その他要配慮者に関する広報活動及び相談業務 ● 要配慮者対策推進会議の運営 										
414	<p>(2) 要配慮者支援対策実施体制 (略) イ 役割分担 市、関係機関・団体及び市民の役割は概ね以下のとおりとする。</p>			<p>(2) 要配慮者支援対策実施体制 (略) イ 役割分担 市、関係機関・団体及び市民の役割は概ね以下のとおりとする。</p>												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="224 853 425 901">名 称</th> <th data-bbox="425 853 1182 901">役割のあらまし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="224 901 425 1300">市</td> <td data-bbox="425 901 1182 1300"> (1) 「要介助者」の安否確認及び安全確保 (2) 避難所その他所在地における介助支援の実施 (3) 要配慮者専用避難所及び要配慮者専用病院の確保並びに移送その他必要な措置の実施 (4) 避難所その他所在地における設備の補修・新設 (5) 避難所その他所在地における巡回ケアサービスの実施 (6) トータルケアセンターの設置・運営 (7) 要配慮者向け住宅供給ニーズの把握 (8) その他市民との対応 (9) 災害時「要介助者」対策推進会議の運営事務 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="224 1300 425 1425">市社会福祉協議会その他介助支援関係団</td> <td data-bbox="425 1300 1182 1425"> (1) ボランティアセンターの開設・運営 (2) 「要介助者」の安否確認及び安全確保に関する協力 (3) 避難所その他所在地における介助支援への協力 </td> </tr> </tbody> </table>	名 称	役割のあらまし	市	(1) 「要介助者」 の安否確認及び安全確保 (2) 避難所その他所在地における介助支援の実施 (3) 要配慮者専用 避難所及び要配慮者専用病院の確保並びに移送その他必要な措置の実施 (4) 避難所その他所在地における設備の補修・新設 (5) 避難所その他所在地における巡回ケアサービスの実施 (6) トータルケアセンターの設置・運営 (7) 要配慮者向け住宅供給ニーズの把握 (8) その他市民との対応 (9) 災害時「要介助者」 対策推進会議の運営事務	市社会福祉協議会その他介助支援関係団	(1) ボランティアセンターの開設・運営 (2) 「要介助者」 の安否確認及び安全確保に関する協力 (3) 避難所その他所在地における介助支援への協力		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1182 853 1406 901">名 称</th> <th data-bbox="1406 853 2128 901">役割のあらまし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1182 901 1406 1300">市</td> <td data-bbox="1406 901 2128 1300"> (1) 要配慮者の安否確認及び安全確保 (2) 避難所その他所在地における介助支援の実施 (3) 福祉避難所及び要配慮者専用病院の確保並びに移送その他必要な措置の実施 (4) 避難所その他所在地における設備の補修・新設 (5) 避難所その他所在地における巡回ケアサービスの実施 (6) トータルケアセンターの設置・運営 (7) 要配慮者向け住宅供給ニーズの把握 (8) その他市民との対応 (9) 要配慮者対策推進会議の運営事務 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 1300 1406 1425">市社会福祉協議会その他介助支援関係団</td> <td data-bbox="1406 1300 2128 1425"> (1) ボランティアセンターの開設・運営 (2) 要配慮者の安否確認及び安全確保に関する協力 (3) 避難所その他所在地における介助支援への協力 </td> </tr> </tbody> </table>	名 称	役割のあらまし	市	(1) 要配慮者 の安否確認及び安全確保 (2) 避難所その他所在地における介助支援の実施 (3) 福祉 避難所及び要配慮者専用病院の確保並びに移送その他必要な措置の実施 (4) 避難所その他所在地における設備の補修・新設 (5) 避難所その他所在地における巡回ケアサービスの実施 (6) トータルケアセンターの設置・運営 (7) 要配慮者向け住宅供給ニーズの把握 (8) その他市民との対応 (9) 要配慮者 対策推進会議の運営事務	市社会福祉協議会その他介助支援関係団	(1) ボランティアセンターの開設・運営 (2) 要配慮者 の安否確認及び安全確保に関する協力 (3) 避難所その他所在地における介助支援への協力	
名 称	役割のあらまし															
市	(1) 「要介助者」 の安否確認及び安全確保 (2) 避難所その他所在地における介助支援の実施 (3) 要配慮者専用 避難所及び要配慮者専用病院の確保並びに移送その他必要な措置の実施 (4) 避難所その他所在地における設備の補修・新設 (5) 避難所その他所在地における巡回ケアサービスの実施 (6) トータルケアセンターの設置・運営 (7) 要配慮者向け住宅供給ニーズの把握 (8) その他市民との対応 (9) 災害時「要介助者」 対策推進会議の運営事務															
市社会福祉協議会その他介助支援関係団	(1) ボランティアセンターの開設・運営 (2) 「要介助者」 の安否確認及び安全確保に関する協力 (3) 避難所その他所在地における介助支援への協力															
名 称	役割のあらまし															
市	(1) 要配慮者 の安否確認及び安全確保 (2) 避難所その他所在地における介助支援の実施 (3) 福祉 避難所及び要配慮者専用病院の確保並びに移送その他必要な措置の実施 (4) 避難所その他所在地における設備の補修・新設 (5) 避難所その他所在地における巡回ケアサービスの実施 (6) トータルケアセンターの設置・運営 (7) 要配慮者向け住宅供給ニーズの把握 (8) その他市民との対応 (9) 要配慮者 対策推進会議の運営事務															
市社会福祉協議会その他介助支援関係団	(1) ボランティアセンターの開設・運営 (2) 要配慮者 の安否確認及び安全確保に関する協力 (3) 避難所その他所在地における介助支援への協力															

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

頁	修正前（令和3年3月）		修正後（令和4年1月修正）	
	体・事業所	(4) 要配慮者専用 避難所及び要配慮者専用病院の運営並びに移送その他必要な措置の実施への協力 (5) 被災者からの介助支援依頼への最大限対応 (6) 市が行う要配慮者向け相談業務に関する協力 (7) その他市・県が行う災害時「 要介助者 」対策への協力	体・事業所	(4) 福祉 避難所及び要配慮者専用病院の運営並びに移送その他必要な措置の実施への協力 (5) 被災者からの介助支援依頼への最大限対応 (6) 市が行う要配慮者向け相談業務に関する協力 (7) その他市・県が行う災害時 要配慮者 対策への協力
	自主防災組織	(1) 地域における要介助者の安否確認及び避難の支援 (2) 避難所その他地域における介助支援 (3) 要配慮者専用 避難所及び要配慮者専用病院への移送その他必要な措置の実施への協力 (4) ケア制度その他行政等支援メニューの説明 (5) 行政サービス各種申込書の配布 (6) その他災害時「 要介助者 」対策に必要な措置 (7) 行政・関係団体等との連絡・協議	自主防災組織	(1) 地域における 要配慮者 の安否確認及び避難の支援 (2) 避難所その他地域における介助支援 (3) 福祉 避難所及び要配慮者専用病院への移送その他必要な措置の実施への協力 (4) ケア制度その他行政等支援メニューの説明 (5) 行政サービス各種申込書の配布 (6) その他災害時 要配慮者 対策に必要な措置 (7) 行政・関係団体等との連絡・協議
416	5 障害者支援対策 (略) (2) 各時期区分における措置の目安 (略)		5 障害者支援対策 (略) (2) 各時期区分における措置の目安 (略)	
	区 分 災害発生初期の緊急措置	期間の目安 災害発生後7日目まで 措置の目安 ● 「配慮を要する障害者」の安否確認(保健所との連携) ● 「配慮を要する障害者安否不明者リスト」の作成 ● 避難所等における「障害者リスト」の作成 ※ケアサービス実施のための基礎データとして ● 各障害者支援組織との連絡・支援本部設置の要請 ● 「配慮を要する障害者安否不明者」の再度安否確認 ● 避難所等における応急的な介助支援措置の実施 ※生活環境条件チェック、必要なケア要員派遣等 ● 避難所等における応急的な設備の補修、設置 ※簡易洋式トイレ、段差の応急的な解消その他 ● 要配慮者専用 避難所の確保及び必要な移送措置 ● 障害者向け特別仕様仮設住宅のニーズの把握	区 分 災害発生初期の緊急措置	期間の目安 災害発生後7日目まで 措置の目安 ● 「配慮を要する障害者」の安否確認(保健所との連携) ● 「配慮を要する障害者安否不明者リスト」の作成 ● 避難所等における「障害者リスト」の作成 ※ケアサービス実施のための基礎データとして ● 各障害者支援組織との連絡・支援本部設置の要請 ● 「配慮を要する障害者安否不明者」の再度安否確認 ● 避難所等における応急的な介助支援措置の実施 ※生活環境条件チェック、必要なケア要員派遣等 ● 避難所等における応急的な設備の補修、設置 ※簡易洋式トイレ、段差の応急的な解消その他 ● 福祉 避難所の確保及び必要な移送措置 ● 障害者向け特別仕様仮設住宅のニーズの把握

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

頁	修正前（令和3年3月）			修正後（令和4年1月修正）		
			<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者向け広報活動及び相談業務窓口等の設置 ● 関係各部・機関及び各障害者支援組織からなる障害者向け応急ケアサービス連絡協議会の編成 			<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者向け広報活動及び相談業務窓口等の設置 ● 関係各部・機関及び各障害者支援組織からなる障害者向け応急ケアサービス連絡協議会の編成
	第1期応急ケア対策（避難所開設期間）	災害発生後8日目以降14日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難所等における応急的な設備の補修、設置 ※市民及び各避難所担当者からの要望への対応 ● 避難所等におけるケアサービスの実施 ※各障害者支援組織によるケアサービス ※ケースワーカーによる相談業務 ※ヘルパーの派遣 ● 必要な場合の要配慮者専用避難所への移送措置 ● 障害者向け特別仕様仮設住宅供給計画案の作成等 ※グループホーム形式のものを含む ● 第2期応急ケア対策計画の検討及び体制の確立 ● 障害者向け広報の実施及び相談業務窓口等の運営 ● 関係各部・機関及び各障害者支援組織からなる障害者向け応急ケアサービス連絡協議会の運営 	第1期応急ケア対策（避難所開設期間）	災害発生後8日目以降14日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難所等における応急的な設備の補修、設置 ※市民及び各避難所担当者からの要望への対応 ● 避難所等におけるケアサービスの実施 ※各障害者支援組織によるケアサービス ※ケースワーカーによる相談業務 ※ヘルパーの派遣 ● 必要な場合の福祉避難所への移送措置 ● 障害者向け特別仕様仮設住宅供給計画案の作成等 ※グループホーム形式のものを含む ● 第2期応急ケア対策計画の検討及び体制の確立 ● 障害者向け広報の実施及び相談業務窓口等の運営 ● 関係各部・機関及び各障害者支援組織からなる障害者向け応急ケアサービス連絡協議会の運営
	第2期応急ケア対策（避難所閉鎖以降仮設住宅設置期間中）	災害発生後15日目以降	<ul style="list-style-type: none"> ● 第2期応急ケア対策計画の実施 ※仮設住宅入居障害者向け応急ケアサービス ※入居待機者用施設その他の障害者向け応急ケアサービス ※要配慮者専用避難所等の障害者に関する措置計画の検討及び実施 ※関係各部・各機関及び各障害者支援組織からなる障害者向け長期ケアサービス連絡協議会の編成 ● 第2期応急ケア対策計画に関する広報及び相談受付業務 	第2期応急ケア対策（避難所閉鎖以降仮設住宅設置期間中）	災害発生後15日目以降	<ul style="list-style-type: none"> ● 第2期応急ケア対策計画の実施 ※仮設住宅入居障害者向け応急ケアサービス ※入居待機者用施設その他の障害者向け応急ケアサービス ※福祉避難所等の障害者に関する措置計画の検討及び実施 ※関係各部・各機関及び各障害者支援組織からなる障害者向け長期ケアサービス連絡協議会の編成 ● 第2期応急ケア対策計画に関する広報及び相談受付業務

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

頁	修正前（令和3年3月）	修正後（令和4年1月修正）
	第11章 水・食料・生活必需品等の供給	第11章 水・食料・生活必需品等の供給
	第1節 給水	第1節 給水
425	<p>4 医療機関への緊急給水の実施</p> <p>病院、診療所及び人工透析医療施設への応急給水は、要請の有無の如何にかかわらず、応急供給計画をたて、消防本部水槽車その他市車両の運用若しくはトラック協会の応援協力により最優先で行う。</p> <p>特に、「中継拠点病院」となる施設については、災害発生後、直ちに水の確保状況を照会する等して、水の確保に万全を期す。</p>	<p>4 医療機関への緊急給水の実施</p> <p>病院、診療所及び人工透析医療施設への応急給水は、要請の有無の如何にかかわらず、応急供給計画をたて、消防本部水槽車その他市車両の運用若しくはトラック協会の応援協力により最優先で行う。</p> <p>特に、「災害連携病院」となる施設については、災害発生後、直ちに水の確保状況を照会する等して、水の確保に万全を期す。</p>
	第2節 食料の供給	第2節 食料の供給
426	<p>2 食料の応急供給体制の確立</p> <p>(4) 米穀の原料調達 (略)</p> <p>イ 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第4章 I 第10の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。</p> <p>(5) 食料の輸送 食料の輸送業務については、交通対策チームの協力を得ながら次のとおり行う。 (略)</p> <p>イ 食料の集積・配送拠点 食料の集積・配送拠点（保管場所）は、原則として、次のとおりとする。ただし、被害の状況により市の地域内に確保することが困難又は適当でないと認めるときは、近接市町及び県に設置の協力を要請する。 (略)</p> <p>(7) 食料供給所（拠点）の設定 ア 設定 食料の供給は、原則として、食料供給所の設定による拠点配布方式で行う。食料供給所へは、市車両及びトラック協会の応援車両等により必要量を毎日定期的に輸送し、各施設運営担当者が市民等への配布</p>	<p>2 食料の応急供給体制の確立</p> <p>(4) 米穀の原料調達 (略)</p> <p>イ 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第4章 I 第11の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。</p> <p>(5) 食料の輸送 食料の輸送業務については、交通対策チームの協力を得ながら次のとおり行う。 (略)</p> <p>イ 食料の集積・配送拠点 食料の集積・配送拠点（保管場所）は、原則として、次のとおりとする。ただし、被害の状況により市の集積・配送拠点に確保することが困難又は適当でないと認めるときは、災害協定を締結した企業、近接市町及び県に設置の協力を要請する。 (略)</p> <p>(7) 食料供給所（拠点）の設定 ア 設定 食料の供給は、原則として、食料供給所の設定による拠点配布方式で行う。食料供給所へは、市車両及びトラック協会の応援車両等により必要量を毎日定期的に輸送し、各施設運営担当者が市民等への配布</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

頁	修正前（令和3年3月）	修正後（令和4年1月修正）
	活動にあたる。食料供給所（拠点）は、原則として避難所設置施設と <u>なる小・中学校</u> とする。	活動にあたる。食料供給所（拠点）は、原則として避難所設置施設とする。
	第15章 住宅対策	第15章 住宅対策
439	■基本方針 （略） ○災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。 （追加）	■基本方針 （略） ○災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。 <u>○市は平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。また、災害時には適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。</u>
	第2節 被災宅地の危険度判定	第2節 被災宅地の危険度判定
453	1 方針 <u>降雨等の災害</u> により、多くの宅地が被害を受けることが予測され、さらに <u>被災した宅地</u> により、その後市民の生命に関わる2次災害の発生のおそれがある。災害直後に宅地の安全性はどうか等の判断は、専門知識を持たない被災者には困難である。 2 市における措置 (1) 被災宅地危険度判定実施本部の設置 市は、市の区域で <u>被災宅地危険度</u> 判定を実施するに <u>あたり</u> 、市災害対策本部の中に <u>市被災宅地危険度判定実施本部</u> （以下、「実施本部」という。）を設置する。 実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の支援本部へ支援要請を行う。 (2) <u>被災宅地危険度</u> 判定活動の実施 実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、 <u>被災宅地危険度</u> 判定活動を実施する。 判定活動の実施にあたっては、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査	1 方針 <u>地震及び液状化現象</u> により、多くの宅地が被害を受けることが予測され、さらに <u>余震</u> により、その後市民の生命に関わる2次災害の発生のおそれがある。災害直後に宅地の安全性はどうか等の判断は、専門知識を持たない被災者には困難である。 2 市における措置 (1) <u>被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部</u> の設置 市は、市の区域で判定を実施するに <u>当たり</u> 、市災害対策本部の中に <u>被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部</u> （以下「実施本部」という。）を設置する。 実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の支援本部へ支援要請を行う。 (2) 判定活動の実施 実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、判定活動を実施する。 判定活動の実施にあたっては、被災建築物応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

頁	修正前（令和3年3月）	修正後（令和4年1月修正）																		
	が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。	の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。																		
	第16章 危険建物その他倒壊・落下危険箇所の対策	第16章 危険建物その他倒壊・落下危険箇所の対策																		
461	2 巡視及び警戒体制 (略) (2) 警戒体制をとるべき時期 (略)	2 巡視及び警戒体制 (略) (2) 警戒体制をとるべき時期 (略)																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>基準雨量等</th> <th>応急措置の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1警戒体制</td> <td>市域に大雨注意報が発令されたとき</td> <td>①危険区域内の警戒・巡視 ②その他必要な応急措置</td> </tr> <tr> <td>第2警戒体制</td> <td>時間雨量20mm程度の強雨が降り始めたとき</td> <td>①必要に応じ市民等に対して避難準備・避難指示等 ②その他必要な応急措置</td> </tr> </tbody> </table>		基準雨量等	応急措置の内容	第1警戒体制	市域に大雨注意報が発令されたとき	①危険区域内の警戒・巡視 ②その他必要な応急措置	第2警戒体制	時間雨量20mm程度の強雨が降り始めたとき	①必要に応じ市民等に対して 避難準備・避難指示等 ②その他必要な応急措置	<table border="1"> <thead> <tr> <th><u>区分</u></th> <th>基準雨量等</th> <th>応急措置の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1警戒体制</td> <td>市域に大雨注意報が発令されたとき</td> <td>①危険区域内の警戒・巡視 ②その他必要な応急措置</td> </tr> <tr> <td>第2警戒体制</td> <td>時間雨量20mm程度の強雨が降り始めたとき</td> <td>①必要に応じ市民等に対して避難の指示等 ②その他必要な応急措置</td> </tr> </tbody> </table>	<u>区分</u>	基準雨量等	応急措置の内容	第1警戒体制	市域に大雨注意報が発令されたとき	①危険区域内の警戒・巡視 ②その他必要な応急措置	第2警戒体制	時間雨量20mm程度の強雨が降り始めたとき	①必要に応じ市民等に対して 避難の指示等 ②その他必要な応急措置
	基準雨量等	応急措置の内容																		
第1警戒体制	市域に大雨注意報が発令されたとき	①危険区域内の警戒・巡視 ②その他必要な応急措置																		
第2警戒体制	時間雨量20mm程度の強雨が降り始めたとき	①必要に応じ市民等に対して 避難準備・避難指示等 ②その他必要な応急措置																		
<u>区分</u>	基準雨量等	応急措置の内容																		
第1警戒体制	市域に大雨注意報が発令されたとき	①危険区域内の警戒・巡視 ②その他必要な応急措置																		
第2警戒体制	時間雨量20mm程度の強雨が降り始めたとき	①必要に応じ市民等に対して 避難の指示等 ②その他必要な応急措置																		
	第17章 学校における対策	第17章 学校における対策																		
	第2節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	第2節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置																		
465	2 児童生徒・教職員の安全確保又は安否の確認等 (3) 臨時休校（園）等の措置 <u>災害の発生が予想される場合</u> 、授業を継続実施することにより児童生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合には、市教育委員会又は各学校（園）長が臨時休校（園）等の措置をとる。 ただし、学校長等が決定して行う場合は、市教育委員会と協議し、市教育委員会があらかじめ定めた基準による。 (略)	2 児童生徒・教職員の安全確保又は安否の確認等 (3) 臨時休校（園）等の措置 授業を継続実施することにより児童生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合には、市教育委員会又は各学校（園）長が臨時休校（園）等の措置をとる。 ただし、学校長等が決定して行う場合は、市教育委員会と協議し、市教育委員会があらかじめ定めた基準による。 (略)																		

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害復旧・復興計画）

頁	修正前（令和3年3月修正）	修正後（令和4年1月修正）
	4 災害復旧・復興計画（風水害等災害・地震災害）	4 災害復旧・復興計画（風水害等災害・地震災害）
	第5章 被災者等の生活再建等の支援	第5章 被災者等の生活再建等の支援
	第1節 罹災証明書の交付等	第1節 罹災証明書の交付等
491	<p>1 市における措置 (略) (2) 被災者台帳の作成 (略) イ 証明の範囲 災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明する。 <u>(ア) 住家</u> a 全壊 <u>(全焼)</u> b 流失 c 半壊 <u>(半焼)</u> d 床上浸水 e 床下浸水 <u>(追加)</u> (イ) 人 a 死亡 b 行方不明 c 負傷 (略)</p>	<p>1 市における措置 (略) (2) 被災者台帳の作成 (略) イ 証明の範囲 災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明する。 <u>(削除)</u> <u>(ア) 全壊</u> <u>(イ) 大規模半壊</u> <u>(ウ) 中規模半壊</u> <u>(エ) 半壊</u> <u>(オ) 準半壊</u> <u>(カ) 準半壊に至らない（一部損壊）</u> <u>(キ) 床上浸水</u> <u>(ク) 床下浸水</u> (削除) (略)</p>
	第2節 被災者への経済的支援等	第2節 被災者への経済的支援等
493	<p>1 市における措置 (1) 被災者生活再建支援金の支給 ア 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給申請書の受付 市は、被災者生活再建支援法に基づき、同法の適用となる自然災害により <u>全壊またはこれに準ずる程度の被害を受けた世帯</u> に対して、被災者生活再建支援金の支給申請書を受け付け、確認し、県へ送付する。 (略)</p>	<p>1 市における措置 (1) 被災者生活再建支援金の支給 ア 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給申請書の受付 市は、被災者生活再建支援法に基づき、同法の適用となる自然災害により <u>その生活基盤に著しい被害を受けた世帯</u> に対して、被災者生活再建支援金の支給申請書を受け付け、確認し、県へ送付する。 (略)</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害復旧・復興計画）

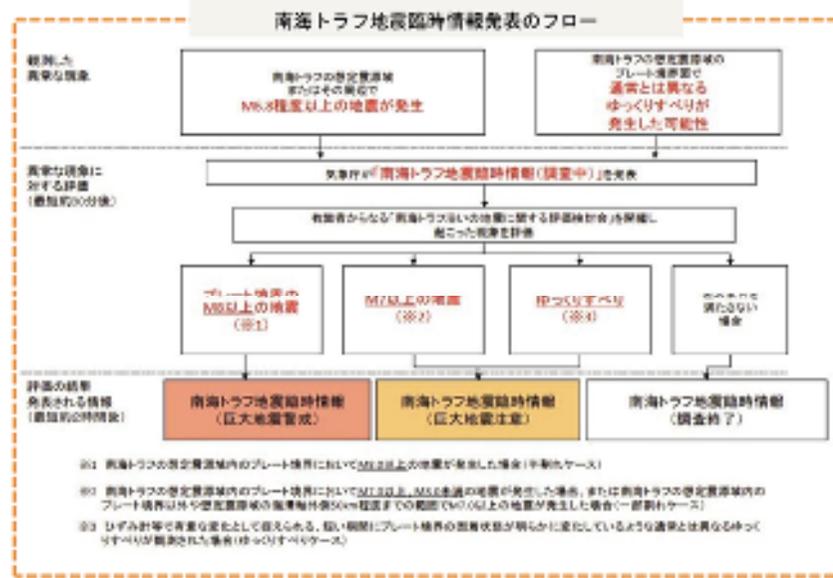
頁	修正前（令和3年3月修正）	修正後（令和4年1月修正）					
			中規模半壊 世帯	建設・購入	0	75	75
				補修	0	37.5	37.5
				賃貸	0	18.75	18.75
		経費負担	県2分の1、市2分の1				

「清須市地域防災計画」新旧対照表（南海トラフ地震臨時情報発表時の対応）

頁	修正前（令和3年3月修正）	修正後（令和4年1月修正）																								
	5 東海地震に関する事前対策	(削除)																								
	(新設)	5 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応																								
107 (現行)	<p>(災害予防計画 第18章 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応)</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応</td> <td>市、県、防災関係機関</td> <td>情報収集・連絡体制の整備</td> </tr> <tr> <td>第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応</td> <td>市、県、防災関係機関</td> <td>情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ 避難対策等</td> </tr> <tr> <td>第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応</td> <td>市、県、防災関係機関</td> <td>情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応	市、県、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備	第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応	市、県、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ 避難対策等	第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応	市、県、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応</td> <td>市、県、防災関係機関</td> <td>情報収集・連絡体制の整備</td> </tr> <tr> <td>2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応</td> <td>市、県、防災関係機関</td> <td>情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ 避難対策等</td> </tr> <tr> <td>3. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応</td> <td>市、県、防災関係機関</td> <td>情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	1. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応	市、県、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備	2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応	市、県、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ 避難対策等	3. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応	市、県、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ
区分	機関名	主な措置																								
第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応	市、県、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備																								
第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応	市、県、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ 避難対策等																								
第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応	市、県、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ																								
区分	機関名	主な措置																								
1. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応	市、県、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備																								
2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応	市、県、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ 避難対策等																								
3. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応	市、県、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ																								
107 (現行)	第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応	1. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応																								
107 (現行)	第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応	2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応																								
108 (現行)	<p>2 後発地震に対して警戒・注意する体制を確保すべき期間</p> <p>市及び県（防災安全局、関係局）は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（<u>南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。</u>）に対して、警戒する体制を確保する。また、当該期間の経過後1週間、後発地震に対して注意する体制を確保する。</p>	<p>2 後発地震に対して警戒・注意する体制を確保すべき期間</p> <p>市及び県（防災安全局、関係局）は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（<u>規模は最大クラス（M9）を想定</u>）に対して、警戒する体制を確保する。また、当該期間の経過後1週間、後発地震に対して注意する体制を確保する。</p>																								
109 (現行)	第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応	3. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応																								
109 (現行)	(参考 南海トラフ地震に関連する情報)	(参考 南海トラフ地震に関連する情報)																								
	(略)	(略)																								

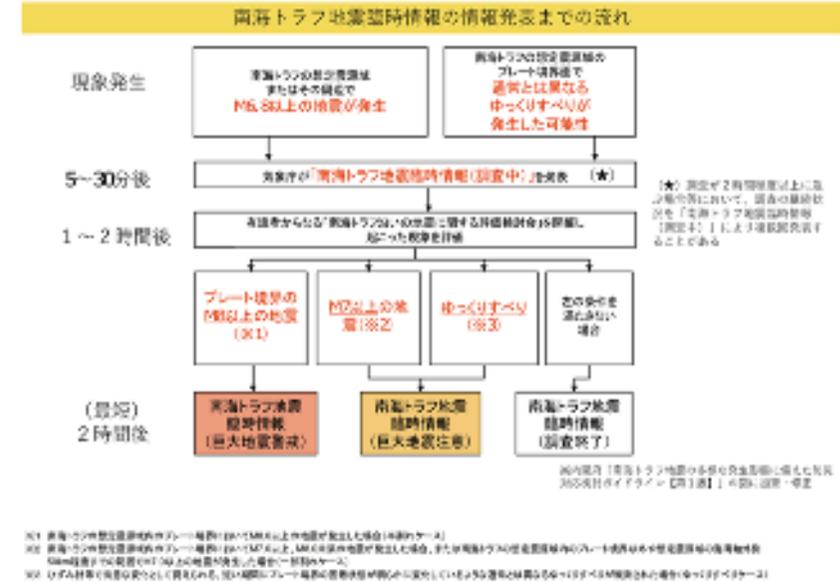
「清須市地域防災計画」新旧対照表（南海トラフ地震臨時情報発表時の対応）

頁	修正前（令和3年3月修正）	修正後（令和4年1月修正）																						
	南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件	「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>発表時間</th> <th>キーワード</th> <th>各キーワードを付記する条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震発生等から5～30分程度</td> <td>調査中</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">地震発生等から最短で2時間程度</td> <td>巨大地震警戒</td> <td rowspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>巨大地震注意</td> </tr> <tr> <td>調査終了</td> </tr> </tbody> </table>	発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件	地震発生等から5～30分程度	調査中	(略)	地震発生等から最短で2時間程度	巨大地震警戒	(略)	巨大地震注意	調査終了	<table border="1"> <thead> <tr> <th>発表時間</th> <th>キーワード</th> <th>各キーワードを付記する条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震発生等から5～30分</td> <td>調査中</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">地震発生等から最短で2時間</td> <td>巨大地震警戒</td> <td rowspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>巨大地震注意</td> </tr> <tr> <td>調査終了</td> </tr> </tbody> </table>	発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件	地震発生等から5～30分	調査中	(略)	地震発生等から最短で2時間	巨大地震警戒	(略)	巨大地震注意	調査終了
発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件																						
地震発生等から5～30分程度	調査中	(略)																						
地震発生等から最短で2時間程度	巨大地震警戒	(略)																						
	巨大地震注意																							
	調査終了																							
発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件																						
地震発生等から5～30分	調査中	(略)																						
地震発生等から最短で2時間	巨大地震警戒	(略)																						
	巨大地震注意																							
	調査終了																							



(追加)

(追加)



※大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画として定める「地震防災応急対策に係る措置に関する事項」は、別紙「東海地震に関する事前対策」のとおり。

◆別紙「東海地震に関する事前対策」

「清須市地域防災計画」新旧対照表（原子力災害対策計画）

頁	修正前（令和3年3月修正）	修正後（令和4年1月修正）																
	第2編 災害応急対策	第2編 災害応急対策																
	第1章 活動態勢（組織の動員配備）	第1章 活動態勢（組織の動員配備）																
540	<p>■基本方針 （略） ○要員（資機材も含む。）の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。 <u>（追加）</u></p>	<p>■基本方針 （略） ○要員（資機材も含む。）の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。 <u>○新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、市民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。</u></p>																
	第2節 非常配備体制	第2節 非常配備体制																
547	<p>4 職員の配置及びサービス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班 (班 長)</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">危機管理部 ・ 総務部</td> <td>危機管理・総務班 (危機管理課長)</td> <td>11 <u>避難勧告・避難指示その他</u> 本部長命令の伝達に関すること (略)</td> </tr> <tr> <td>消 防 班 (消 防 団 長)</td> <td>(略) 2 <u>避難勧告・避難指示等</u> の広報に関すること (略)</td> </tr> </tbody> </table>	部	班 (班 長)	所 掌 事 務	危機管理部 ・ 総務部	危機管理・総務班 (危機管理課長)	11 <u>避難勧告・避難指示その他</u> 本部長命令の伝達に関すること (略)	消 防 班 (消 防 団 長)	(略) 2 <u>避難勧告・避難指示等</u> の広報に関すること (略)	<p>4 職員の配置及びサービス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班 (班 長)</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">危機管理部 ・ 総務部</td> <td>危機管理・総務班 (危機管理課長)</td> <td>11 <u>避難指示等</u>、本部長命令の伝達に関すること (略)</td> </tr> <tr> <td>消 防 班 (消 防 団 長)</td> <td>(略) 2 <u>避難指示等</u> の広報に関すること (略)</td> </tr> </tbody> </table>	部	班 (班 長)	所 掌 事 務	危機管理部 ・ 総務部	危機管理・総務班 (危機管理課長)	11 <u>避難指示等</u> 、本部長命令の伝達に関すること (略)	消 防 班 (消 防 団 長)	(略) 2 <u>避難指示等</u> の広報に関すること (略)
部	班 (班 長)	所 掌 事 務																
危機管理部 ・ 総務部	危機管理・総務班 (危機管理課長)	11 <u>避難勧告・避難指示その他</u> 本部長命令の伝達に関すること (略)																
	消 防 班 (消 防 団 長)	(略) 2 <u>避難勧告・避難指示等</u> の広報に関すること (略)																
部	班 (班 長)	所 掌 事 務																
危機管理部 ・ 総務部	危機管理・総務班 (危機管理課長)	11 <u>避難指示等</u> 、本部長命令の伝達に関すること (略)																
	消 防 班 (消 防 団 長)	(略) 2 <u>避難指示等</u> の広報に関すること (略)																
	第3章 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策	第3章 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策																
	第4節 市民等に対する屋内退避、避難勧告・指示	第4節 市民等に対する屋内退避、避難指示																
560	<p>2 避難勧告・指示 市は、必要に応じて避難<u>勧告</u>・指示を行う。 また、原子力緊急事態宣言に際しては、国が示した避難すべき地域の住民等の屋内退避、避難<u>勧告</u>・指示を速やかに実施する。</p>	<p>2 避難指示 市は、必要に応じて避難指示を行う。 また、原子力緊急事態宣言に際しては、国が示した避難すべき地域の住民等の屋内退避、避難指示を速やかに実施する。</p>																
	第4章 県外の原子力発電所等における異常時対策	第4章 県外の原子力発電所等における異常時対策																

「清須市地域防災計画」新旧対照表（原子力災害対策計画）

頁	修正前（令和3年3月修正）	修正後（令和4年1月修正）
	第5節 国等からの指示に基づく屋内退避、避難誘導等の防護活動	第5節 国等からの指示に基づく屋内退避、避難誘導等の防護活動
565	<p>2 国等からの指示に基づく屋内退避及び避難誘導</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市長は、国等からの指示に基づき屋内退避若しくは避難に関する指示があったときは、市民等に対する屋内退避又は避難の勧告又は指示の措置を講ずる。</p> <p>(略)</p> <p>ウ 退避・避難のための立ち退きの勧告又は指示を行った場合は、警察、消防等と協力し、市民等の退避・避難状況を的確に把握する。</p> <p>(略)</p> <p>4 屋内退避、避難を勧告又は指示した区域における立入制限等の措置</p> <p>市は、国等からの指示に基づき屋内退避、避難を勧告又は指示した区域について、外部から車両等が進入しないよう指導する等、交通の規制及び立ち入り制限等必要な措置をとるよう県及び関係機関に要請する。</p>	<p>2 国等からの指示に基づく屋内退避及び避難誘導</p> <p>(1) 市は、国等からの指示に基づき屋内退避又は避難に関する指示があった場合、市民等に次の方法等で情報を提供する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 市長は、国等からの指示に基づき屋内退避若しくは避難に関する指示があったときは、市民等に対する屋内退避又は避難の指示の措置を講ずる。</p> <p>(略)</p> <p>ウ 退避・避難のための立ち退きの指示を行った場合は、警察、消防等と協力し、市民等の退避・避難状況を的確に把握する。</p> <p>(略)</p> <p>4 屋内退避、避難を指示した区域における立入制限等の措置</p> <p>市は、国等からの指示に基づき屋内退避、避難を指示した区域について、外部から車両等が進入しないよう指導する等、交通の規制及び立ち入り制限等必要な措置をとるよう県及び関係機関に要請する。</p>
	第10節 社会秩序の維持対策の実施	第10節 社会秩序の維持対策の実施
566	<p>1 治安の確保</p> <p>市は、県及び県警察と連携し、国等からの指示に基づき避難勧告又は指示等が行われた地域及びその周辺における治安の確保について、万全を期す。</p> <p>(略)</p>	<p>1 治安の確保</p> <p>市は、県及び県警察と連携し、国等からの指示に基づき避難指示等が行われた地域及びその周辺における治安の確保について、万全を期す。</p> <p>(略)</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（東海地震に関する事前対策）

頁	修正前（令和3年3月修正）	修正後（令和4年1月修正）
505 (現行)	5 東海地震に関する事前対策	別紙 東海地震に関する事前対策 (現在、気象庁による「東海地震に関連する情報」の発表は行われていない。)
	■あらし (略)	<u>(削除)</u>
	第1章 対策の意義及び東海地震に関連する情報	第1章 対策の意義及び東海地震に関連する情報
	第1節 東海地震に関する事前対策の意義	第1節 東海地震に関する事前対策の意義
506 (現行)	<p>東海地震の発生が予知され、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合に、地震発生に備えて地震防災上実施すべき応急の対策（地震防災応急対策）を混乱なく迅速に実施することにより、また、東海地震注意情報が発表された場合に、実施すべき地震防災応急対策の準備的行動を行うことにより、地震被害の軽減を図ろうとするものである。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>東海地震の発生が予知され、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合に、地震発生に備えて地震防災上実施すべき応急の対策（地震防災応急対策）を混乱なく迅速に実施することにより、また、東海地震注意情報が発表された場合に、実施すべき地震防災応急対策の準備的行動を行うことにより、地震被害の軽減を図ろうとするものである。</p> <p><u>「地震発生後は、3「災害応急対策計画」第2編「地震災害応急対策」に定めるところにより対処する。」</u></p> <p><u>なお、この地震防災応急対策は、大規模地震対策特別措置法第6条第2項に基づく地震防災対策強化地域に関する地震防災強化計画の中核を成すものであるが、ここでは、東海地震の地震防災対策強化地域における対策のみならず、強化地域外での地震防災応急対策も併せて定める。</u></p> <p><u>また、地震防災強化計画には、地震防災応急対策のほか、東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、東海地震に係る防災訓練に関する事項、及び東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項について定めることとされているが、これらの事項については、次のとおりとする。</u></p> <p><u>1 東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項</u></p> <p><u>2「災害予防計画」第5章「建築物等の安全化」第6節「地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備」で定めるとおり。</u></p> <p><u>2 東海地震に係る防災訓練に関する事項</u></p> <p><u>2「災害予防計画」第16章「防災訓練及び防災意識の向上」第1節「防災訓練の実施」で定めるとおり。</u></p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（東海地震に関する事前対策）

頁	修正前（令和3年3月修正）	修正後（令和4年1月修正）
		<p><u>3 東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項</u></p> <p><u>2「災害予防計画」第16章「防災訓練及び防災意識の向上」第2節「防災のための意識啓発・広報」及び第3節「防災のための教育」で定めるとおり。</u></p> <p><u>加えて、次の措置を実施するものとする。</u></p> <p><u>〔教育に関する事項〕</u></p> <p><u>市における措置</u></p> <p><u>2「災害予防計画」第16章第3節2で定める事項に加え、次の事項を教育する。</u></p> <p><u>(1) 東海地震の予知に関する知識</u></p> <p><u>(2) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容・性格並びにこれに基づく措置の内容</u></p> <p><u>(3) 警戒宣言が発せられた場合及び東海地震に関連する情報が発表された場合にとるべき行動に関する知識</u></p> <p><u>〔広報に関する事項〕</u></p> <p><u>市、県（防災安全局、関係局）、県警察及び名古屋地方気象台等における措置</u></p> <p><u>(1) 防災意識の啓発</u></p> <p><u>市は、警戒宣言発令時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、3「災害応急対策計画」第2編12章第2節で定める事項に加え、次の事項を啓発する。</u></p> <p><u>名古屋地方気象台は、3「災害応急対策計画」第2編12章第2節で定める事項に加え、次の事項について解説に努め、正しい知識について啓発を図る。</u></p> <p><u>ア 東海地震の予知に関する知識</u></p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（東海地震に関する事前対策）

頁	修正前（令和3年3月修正）	修正後（令和4年1月修正）
		<p><u>イ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容・性格並びにこれに基づく措置の内容</u></p> <p><u>ウ 警戒宣言が発せられた場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識</u></p> <p><u>(2) 防災に関する知識の普及</u> <u>県及び市町村は、3「災害応急対策計画」第2編12章第2節で定める事項に加え、警戒宣言発令時の心得に関する事項に留意する。</u></p> <p><u>(3) 自動車運転者に対する広報</u> <u>市、県及び県警察は、警戒宣言が発せられた場合において、運転者として適切な行動がとれるよう事前に必要な広報等を行うこととする。</u></p> <p><u>(4) 家庭内備蓄等の推進</u> <u>市及び県は、警戒宣言が発せられた場合、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、3「災害応急対策計画」第2編12章第2節で定めるとおり家庭内備蓄等を推進する。</u> <u>また、警戒宣言が発せられた場合、発災による断水に備えて、緊急に貯水するよう呼びかける。</u></p>
	第2章 地震災害警戒本部の設置等	第2章 地震災害警戒本部の設置等
	第4節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等	第4節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等
512 (現行)	<p>2 報告事項・時期</p> <p>(2) それ以降は、「避難・地震防災応急対策の実施状況報告（様式2）」により報告することとし、報告事項及び報告時期は、次のとおりとする。</p> <p>ア 報告事項は、次の事項とする。</p> <p>（略）</p> <p>③ 東海地震予知情報の伝達、<u>避難勧告・指示</u></p> <p>（略）</p>	<p>2 報告事項・時期</p> <p>(2) それ以降は、「避難・地震防災応急対策の実施状況報告（様式2）」により報告することとし、報告事項及び報告時期は、次のとおりとする。</p> <p>ア 報告事項は、次の事項とする。</p> <p>（略）</p> <p>③ 東海地震予知情報の伝達、<u>避難指示</u></p> <p>（略）</p>
	第4章 発災に備えた直前対策	第4章 発災に備えた直前対策
	第1節 避難対策	第1節 避難対策

「清須市地域防災計画」新旧対照表（東海地震に関する事前対策）

頁	修正前（令和3年3月修正）	修正後（令和4年1月修正）
515 (現行)	<p>1 市における措置 (略)</p> <p>(2) 避難の勧告等 市長は、警戒宣言が発せられた場合において、市民等の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、あらかじめ定めた避難対象地区について、避難の勧告、又は指示を行い、あるいは警戒区域の設定を行う。</p>	<p>1 市における措置 (略)</p> <p>(2) 避難の指示等 市長は、警戒宣言が発せられた場合において、市民等の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、あらかじめ定めた避難対象地区について、避難の指示を行い、あるいは警戒区域の設定を行う。</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（附属資料・様式集）

頁	修正前（令和3年3月修正）	修正後（令和4年1月修正）																																											
	第3 各種施設等	第3 各種施設等																																											
	1 防災上注意すべき施設	1 防災上注意すべき施設																																											
10	(1) 略 (2) 洪水時の避難確保が必要な要配慮者施設 <u>別紙のとおり</u>	(1) 略 (2) 洪水時の避難確保が必要な要配慮者施設 <u>別紙のとおり</u>																																											
	第5 条例・規則等	第5 条例・規則等																																											
	4 清須市災害対策本部要綱	4 清須市災害対策本部要綱																																											
24	別表（第5条、第7条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班 (班 長)</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="13"><u>総務部</u></td> <td rowspan="13"><u>防災行政班</u> <u>(防災行政課長)</u></td> <td>1 災害対策本部の設置、廃止に関する事</td> </tr> <tr> <td>2 本部会議の運営に関する事</td> </tr> <tr> <td>3 防災行政無線等の運用に関する事</td> </tr> <tr> <td>4 被害状況の取りまとめに関する事</td> </tr> <tr> <td>5 気象・地震情報等の収集、整理に関する事</td> </tr> <tr> <td>6 各部との連絡調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>7 国、県、防災関係機関との連絡調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>8 自衛隊の派遣要請に関する事</td> </tr> <tr> <td>9 災害救助法の適用申請、報告及び取りまとめに関する事</td> </tr> <tr> <td>10 激甚災害指定手続に関する事</td> </tr> <tr> <td>11 <u>避難勧告・避難指示その他</u> 本部長命令の伝達に関する事</td> </tr> <tr> <td>12 消防及び水防配備体制に関する事</td> </tr> <tr> <td>13 部内の連絡調整に関する事</td> </tr> </tbody> </table>	部	班 (班 長)	所 掌 事 務	<u>総務部</u>	<u>防災行政班</u> <u>(防災行政課長)</u>	1 災害対策本部の設置、廃止に関する事	2 本部会議の運営に関する事	3 防災行政無線等の運用に関する事	4 被害状況の取りまとめに関する事	5 気象・地震情報等の収集、整理に関する事	6 各部との連絡調整に関する事	7 国、県、防災関係機関との連絡調整に関する事	8 自衛隊の派遣要請に関する事	9 災害救助法の適用申請、報告及び取りまとめに関する事	10 激甚災害指定手続に関する事	11 <u>避難勧告・避難指示その他</u> 本部長命令の伝達に関する事	12 消防及び水防配備体制に関する事	13 部内の連絡調整に関する事	別表（第5条、第7条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班 (班 長)</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="13"><u>危機管理</u> <u>部・総務部</u> <u>総務部</u></td> <td rowspan="13"><u>危機管理</u> <u>・総務班</u> <u>(危機管理課長)</u></td> <td>1 災害対策本部の設置、廃止に関する事</td> </tr> <tr> <td>2 本部会議の運営に関する事</td> </tr> <tr> <td>3 防災行政無線等の運用に関する事</td> </tr> <tr> <td>4 被害状況の取りまとめに関する事</td> </tr> <tr> <td>5 気象・地震情報等の収集、整理に関する事</td> </tr> <tr> <td>6 各部との連絡調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>7 国、県、防災関係機関との連絡調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>8 自衛隊の派遣要請に関する事</td> </tr> <tr> <td>9 災害救助法の適用申請、報告及び取りまとめに関する事</td> </tr> <tr> <td>10 激甚災害指定手続に関する事</td> </tr> <tr> <td>11 <u>避難指示等</u>、本部長命令の伝達に関する事</td> </tr> <tr> <td>12 消防及び水防配備体制に関する事</td> </tr> <tr> <td>13 部内の連絡調整に関する事</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">消防班 (消防団長)</td> <td rowspan="5"></td> <td>1 災害の警戒及び防止活動に関する事</td> </tr> <tr> <td>2 <u>避難指示等</u>の広報に関する事</td> </tr> <tr> <td>3 人命救助、救急及び避難誘導に関する事</td> </tr> <tr> <td>4 被害状況等の収集に関する事</td> </tr> <tr> <td>5 行方不明者の捜索に関する事</td> </tr> </tbody> </table>	部	班 (班 長)	所 掌 事 務	<u>危機管理</u> <u>部・総務部</u> <u>総務部</u>	<u>危機管理</u> <u>・総務班</u> <u>(危機管理課長)</u>	1 災害対策本部の設置、廃止に関する事	2 本部会議の運営に関する事	3 防災行政無線等の運用に関する事	4 被害状況の取りまとめに関する事	5 気象・地震情報等の収集、整理に関する事	6 各部との連絡調整に関する事	7 国、県、防災関係機関との連絡調整に関する事	8 自衛隊の派遣要請に関する事	9 災害救助法の適用申請、報告及び取りまとめに関する事	10 激甚災害指定手続に関する事	11 <u>避難指示等</u> 、本部長命令の伝達に関する事	12 消防及び水防配備体制に関する事	13 部内の連絡調整に関する事	消防班 (消防団長)		1 災害の警戒及び防止活動に関する事	2 <u>避難指示等</u> の広報に関する事	3 人命救助、救急及び避難誘導に関する事	4 被害状況等の収集に関する事	5 行方不明者の捜索に関する事
部	班 (班 長)	所 掌 事 務																																											
<u>総務部</u>	<u>防災行政班</u> <u>(防災行政課長)</u>	1 災害対策本部の設置、廃止に関する事																																											
		2 本部会議の運営に関する事																																											
		3 防災行政無線等の運用に関する事																																											
		4 被害状況の取りまとめに関する事																																											
		5 気象・地震情報等の収集、整理に関する事																																											
		6 各部との連絡調整に関する事																																											
		7 国、県、防災関係機関との連絡調整に関する事																																											
		8 自衛隊の派遣要請に関する事																																											
		9 災害救助法の適用申請、報告及び取りまとめに関する事																																											
		10 激甚災害指定手続に関する事																																											
		11 <u>避難勧告・避難指示その他</u> 本部長命令の伝達に関する事																																											
		12 消防及び水防配備体制に関する事																																											
		13 部内の連絡調整に関する事																																											
部	班 (班 長)	所 掌 事 務																																											
<u>危機管理</u> <u>部・総務部</u> <u>総務部</u>	<u>危機管理</u> <u>・総務班</u> <u>(危機管理課長)</u>	1 災害対策本部の設置、廃止に関する事																																											
		2 本部会議の運営に関する事																																											
		3 防災行政無線等の運用に関する事																																											
		4 被害状況の取りまとめに関する事																																											
		5 気象・地震情報等の収集、整理に関する事																																											
		6 各部との連絡調整に関する事																																											
		7 国、県、防災関係機関との連絡調整に関する事																																											
		8 自衛隊の派遣要請に関する事																																											
		9 災害救助法の適用申請、報告及び取りまとめに関する事																																											
		10 激甚災害指定手続に関する事																																											
		11 <u>避難指示等</u> 、本部長命令の伝達に関する事																																											
		12 消防及び水防配備体制に関する事																																											
		13 部内の連絡調整に関する事																																											
消防班 (消防団長)		1 災害の警戒及び防止活動に関する事																																											
		2 <u>避難指示等</u> の広報に関する事																																											
		3 人命救助、救急及び避難誘導に関する事																																											
		4 被害状況等の収集に関する事																																											
		5 行方不明者の捜索に関する事																																											

「清須市地域防災計画」新旧対照表（附属資料・様式集）

頁	修正前（令和3年3月修正）		修正後（令和4年1月修正）		
	消防班 （消防団長）	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の警戒及び防止活動に関する事 2 <u>避難勧告、避難指示等</u>の広報に関する事 3 人命救助、救急及び避難誘導に関する事 4 被害状況等の収集に関する事 5 行方不明者の捜索に関する事 	総務部	<u>財政・財産管理班</u> （財政課長）	<ol style="list-style-type: none"> 1 来庁者の安全確保及び避難誘導に関する事 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事 3 公有財産被害の取りまとめに関する事 4 災害対策工事等（土木工事を除く）の完工の検査に関する事 5 災害対策費の予算措置に関する事 6 <u>部内の連絡調整に関する事</u>
<u>財政班</u> （財政課長）	<ol style="list-style-type: none"> 1 来庁者の安全確保及び避難誘導に関する事 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事 3 公有財産被害の取りまとめに関する事 4 災害対策工事等（土木工事を除く）の完工の検査に関する事 5 災害対策費の予算措置に関する事 	税務・収納班 （税務課長）		<ol style="list-style-type: none"> 1 倒壊家屋等被害情報の収集・整理及び伝達に関する事 2 被災台帳（固定資産分）の作成に関する事 3 市民税、固定資産税等の減免に関する事 	
税務・収納班 （税務課長）	<ol style="list-style-type: none"> 1 倒壊家屋等被害情報の収集・整理及び伝達に関する事 2 被災台帳（固定資産分）の作成に関する事 3 市民税、固定資産税等の減免に関する事 	会計班 （会計課長）		<ol style="list-style-type: none"> 1 義援金品の出納に関する事 2 災害対策資金の出納に関する事 3 災害応急復旧資金の出納に関する事 	
会計班 （会計課長）	<ol style="list-style-type: none"> 1 義援金品の出納に関する事 2 災害対策資金の出納に関する事 3 災害応急復旧資金の出納に関する事 	監査事務班 （監査課長）		<ol style="list-style-type: none"> 1 倒壊家屋等被害情報の収集・整理及び伝達に関する事 	
監査事務班 （監査課長）	<ol style="list-style-type: none"> 1 倒壊家屋等被害情報の収集・整理及び伝達に関する事 				
消防班 （消防団長）	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の警戒及び防止活動に関する事 2 <u>避難勧告、避難指示等</u>の広報に関する事 3 人命救助、救急及び避難誘導に関する事 4 被害状況等の収集に関する事 5 行方不明者の捜索に関する事 				

「清須市地域防災計画」新旧対照表（附属資料・様式集）

頁	修正前（令和3年3月修正）			修正後（令和4年1月修正）		
	企画部	人事秘書班 (人事秘書課長)	1 災害広報に関すること（ホームページ・災害メール等） 2 被害状況等の撮影及び記録に関すること 3 報道機関に対する連絡及び情報提供に関すること 4 職員の動員、配置及び調整に関すること 5 職員の参集及び被災状況の把握に関すること 6 職員の食料、寝具等の厚生に関すること 7 職員の公務災害補償に関すること 8 他の行政機関への応援要請及び派遣職員の受入れに関すること 9 職員の衛生管理に関すること 10 部内の連絡調整に関すること	企画部	人事秘書班 (人事秘書課長)	1 災害広報に関すること（ホームページ・災害メール等） 2 被害状況等の撮影及び記録に関すること 3 報道機関に対する連絡及び情報提供に関すること 4 職員の動員、配置及び調整に関すること 5 職員の参集及び被災状況の把握に関すること 6 職員の食料、寝具等の厚生に関すること 7 職員の公務災害補償に関すること 8 他の行政機関への応援要請及び派遣職員の受入れに関すること 9 職員の衛生管理に関すること 10 部内の連絡調整に関すること
		<u>企画政策班</u> (企画政策課長)	11 庁内情報ネットワークに関すること 12 市民からの問い合わせに関すること 13 自主防災組織への連絡に関すること 14 ボランティアの受入れ及び配置に関すること 15 ボランティア関係団体との連絡調整に関すること 16 電子計算組織の管理に関すること 17 災害者の支援システムに関すること		<u>企画政策・ 企業誘致班</u> (企画政策課長)	11 庁内情報ネットワークに関すること 12 市民からの問い合わせに関すること 13 自主防災組織への連絡に関すること 14 ボランティアの受入れ及び配置に関すること 15 ボランティア関係団体との連絡調整に関すること 16 電子計算組織の管理に関すること 17 災害者の支援システムに関すること

「清須市地域防災計画」新旧対照表（附属資料・様式集）

頁	修正前（令和3年3月修正）	修正後（令和4年1月修正）
	<p>10 清須市罹災証明書交付要領</p>	<p>10 清須市罹災証明書交付要領</p>
78	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する地震、風水害等が発生した場合において、<u>り</u>災証明書の交付を迅速かつ的確に行うため、この告示を定めるものとする。</p> <p>（証明）</p> <p>第2条 <u>り</u>災証明は、災害対策本部において作成する<u>り</u>災者台帳（第1号様式）に基づいて交付することができる。</p> <p>（略）</p> <p>（証明内容）</p> <p>第4条 罹災証明の内容は、家屋の全壊・大規模半壊・半壊・準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）及び床上浸水・床下浸水の被害の程度とする。</p> <p>（略）</p> <p>（申請）</p> <p>第5条 申請は、罹災証明願（第2号様式）により、世帯主本人又は同一世帯に属する者が行わなければならない。ただし、代理人が本人から委任のある旨を疎明して申請することを妨げない。</p> <p>（保存）</p> <p>第9条 関係書類の保存期間は、永年とする。</p> <p>（略）</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この告示は、令和2年8月17日から施行する。</p> <p><u>（追加）</u></p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する地震、風水害等が発生した場合において、<u>罹災</u>証明書の交付を迅速かつ的確に行うため、この告示を定めるものとする。</p> <p>（証明）</p> <p>第2条 <u>罹災</u>証明は、災害対策本部において作成する<u>罹災</u>者台帳（第1号様式）に基づいて交付することができる。</p> <p>（略）</p> <p>（証明内容）</p> <p>第4条 罹災証明の内容は、家屋の全壊、大規模半壊、<u>中規模半壊</u>、半壊、準半壊<u>又は</u>準半壊に至らない（一部損壊）及び床上浸水<u>又は</u>床下浸水の被害の程度とする。</p> <p>（略）</p> <p>（申請）</p> <p>第5条 申請は、罹災証明<u>交付申請書</u>（第2号様式）により、世帯主本人又は同一世帯に属する者が行わなければならない。ただし、代理人が本人から委任のある旨を疎明して申請することを妨げない。</p> <p>第9条 関係書類の保存期間は、永年とする。</p> <p>（略）</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この告示は、令和2年8月17日から施行する。</p> <p><u>（追加）</u></p> <p><u>2 改正後の清須市罹災証明書交付要領の規定は、令和2年8月17日以後に申請される罹災証明書について適用し、同日前に申請された罹災証明書については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>（清須市税条例第51条の規定による市民税（個人に対する県民税を含む。）に係る減免の認定基準及び減免額についての一部改正）</u></p> <p><u>3 清須市税条例第51条の規定による市民税（個人に対する県民税を含む。）に係る減免の認定基準及び減免額について（平成17年清須市告示第12号）の一部を次のように改正する。</u></p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（附属資料・様式集）

頁	修正前（令和3年3月修正）	修正後（令和4年1月修正）
		<p><u>(次のよう略)</u> <u>(清須市税条例第71条の規定による固定資産税及び都市計画税に係る減免の認定基準及び減免額についての一部改正)</u> 4 <u>清須市税条例第71条の規定による固定資産税及び都市計画税に係る減免の認定基準及び減免額について（平成17年清須市告示第13号）の一部を次のように改正する。</u> <u>(次のよう略)</u> <u>(清須市災害見舞金等支給要綱の一部改正)</u> 5 <u>清須市災害見舞金等支給要綱（平成17年清須市告示第28号）の一部を次のように改正する。</u> <u>(次のよう略)</u> <u>(清須市国民健康保険短期被保険者証及び被保険者資格証明書交付事務取扱要綱の一部改正)</u> 6 <u>清須市国民健康保険短期被保険者証及び被保険者資格証明書交付事務取扱要綱（平成22年清須市告示第38号）の一部を次のように改正する。</u> <u>(次のよう略)</u> <u>(清須市災害対策本部要綱の一部改正)</u> 7 <u>清須市災害対策本部要綱（平成24年清須市告示第11号）の一部を次のように改正する。</u> <u>(次のよう略)</u> <u>(清須市被災者生活再建支援金支給要綱の一部改正)</u> 8 <u>清須市被災者生活再建支援金支給要綱（平成30年清須市告示第39号）の一部を次のように改正する。</u> <u>(次のよう略)</u> <u>附 則（令和3年9月26日告示第119号）</u> 1 <u>この告示は、令和3年9月28日から施行する。</u> 2 <u>改正後の清須市罹災証明交付要領の規定は、令和3年9月28日以後に申請される罹災証明書について適用し、同日前に申請された罹災証明書については、なお従前の例による。</u></p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（附属資料・様式集）

頁	修正前（令和3年3月修正）	修正後（令和4年1月修正）																												
	<p>別表（第2条関係） 被害等判定基準 被害等認定基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="219 355 416 399">被害の程度</th> <th data-bbox="416 355 1151 399">認定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="219 399 416 442">(略)</td> <td data-bbox="416 399 1151 442">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="219 442 416 485">(略)</td> <td data-bbox="416 442 1151 485">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="219 485 416 794">大規模半壊</td> <td data-bbox="416 485 1151 794">居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住家に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="219 794 416 837"><u>(追加)</u></td> <td data-bbox="416 794 1151 837"><u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="219 837 416 1147">半壊</td> <td data-bbox="416 837 1151 1147">住家はその居住のための基本的機能を一部喪失したものの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="219 1147 416 1190">(略)</td> <td data-bbox="416 1147 1151 1190">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	被害の程度	認定基準	(略)	(略)	(略)	(略)	大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住家に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	半壊	住家はその居住のための基本的機能を一部喪失したものの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。	(略)	(略)	<p>別表（第2条関係） 被害等判定基準 被害等認定基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1182 355 1379 399">被害の程度</th> <th data-bbox="1379 355 2114 399">認定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1182 399 1379 442">(略)</td> <td data-bbox="1379 399 2114 442">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 442 1379 485">(略)</td> <td data-bbox="1379 442 2114 485">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 485 1379 794">大規模半壊</td> <td data-bbox="1379 485 2114 794">居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住家に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 794 1379 1098"><u>中規模半壊</u></td> <td data-bbox="1379 794 2114 1098"><u>居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住家に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 1098 1379 1407">半壊</td> <td data-bbox="1379 1098 2114 1407">住家はその居住のための基本的機能を一部喪失したものの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 1407 1379 1449">(略)</td> <td data-bbox="1379 1407 2114 1449">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	被害の程度	認定基準	(略)	(略)	(略)	(略)	大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住家に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。	<u>中規模半壊</u>	<u>居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住家に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。</u>	半壊	住家はその居住のための基本的機能を一部喪失したものの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。	(略)	(略)
被害の程度	認定基準																													
(略)	(略)																													
(略)	(略)																													
大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住家に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。																													
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																													
半壊	住家はその居住のための基本的機能を一部喪失したものの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。																													
(略)	(略)																													
被害の程度	認定基準																													
(略)	(略)																													
(略)	(略)																													
大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住家に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。																													
<u>中規模半壊</u>	<u>居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住家に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。</u>																													
半壊	住家はその居住のための基本的機能を一部喪失したものの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。																													
(略)	(略)																													

「清須市地域防災計画」新旧対照表（附属資料・様式集）

頁	修正前（令和3年3月修正）	修正後（令和4年1月修正）																																																																		
81	<p>第1号様式(第2条関係)</p> <p style="text-align: center;">罹 災 者 台 帳</p> <p style="text-align: right;">台帳No.</p> <p style="text-align: right;">記入者責任者</p> <p style="text-align: center;">[年 月 日災害 罹災証明No.]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30px;"></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">家屋被害状況</td> <td>[所有関係] <input type="checkbox"/>持家 <input type="checkbox"/>借家(所有者名)<input type="checkbox"/>貸家</td> </tr> <tr> <td>[罹災程度] <input type="checkbox"/>全壊 <input type="checkbox"/>大規模半壊 <input type="checkbox"/>半壊 <input type="checkbox"/>準半壊 <input type="checkbox"/>準半壊に至らない（一部損壊） <input type="checkbox"/>床上浸水 <input type="checkbox"/>床下浸水</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> </table>		(略)	家屋被害状況	[所有関係] <input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家(所有者名) <input type="checkbox"/> 貸家	[罹災程度] <input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない（一部損壊） <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水	(略)	<p>第1号様式(第2条関係)</p> <p style="text-align: center;">罹 災 者 台 帳</p> <p style="text-align: right;">台帳No.</p> <p style="text-align: right;">記入者責任者</p> <p style="text-align: center;">[年 月 日災害 罹災証明No.]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30px;"></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">家屋被害状況</td> <td>[所有関係] <input type="checkbox"/>持家 <input type="checkbox"/>借家(所有者名)<input type="checkbox"/>貸家</td> </tr> <tr> <td>[罹災程度] <input type="checkbox"/>全壊 <input type="checkbox"/>大規模半壊 <input style="color: red;" type="checkbox"/>中規模半壊 <input type="checkbox"/>半壊 <input type="checkbox"/>準半壊 <input type="checkbox"/>準半壊に至らない（一部損壊） <input type="checkbox"/>床上浸水 <input type="checkbox"/>床下浸水</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> </table>		(略)	家屋被害状況	[所有関係] <input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家(所有者名) <input type="checkbox"/> 貸家	[罹災程度] <input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input style="color: red;" type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない（一部損壊） <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水	(略)																																																						
	(略)																																																																			
家屋被害状況	[所有関係] <input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家(所有者名) <input type="checkbox"/> 貸家																																																																			
	[罹災程度] <input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない（一部損壊） <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水																																																																			
	(略)																																																																			
	(略)																																																																			
家屋被害状況	[所有関係] <input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家(所有者名) <input type="checkbox"/> 貸家																																																																			
	[罹災程度] <input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input style="color: red;" type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない（一部損壊） <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水																																																																			
	(略)																																																																			
82	<p>第2号様式(第5条、第6条関係)</p> <p style="text-align: center;">罹災証明交付申請書</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">罹災場所</td> <td colspan="5">清須市 (マンション等の名称)</td> </tr> <tr> <td>罹災家屋所有関係</td> <td colspan="5"><input type="checkbox"/>持家 <input type="checkbox"/>借家(所有者名) <input type="checkbox"/>貸家</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">罹災者 (世帯状況)</td> <td>世帯主との続柄</td> <td>氏 名</td> <td>性 別</td> <td>生年月日</td> <td>年齢</td> </tr> <tr> <td>世帯主</td> <td></td> <td>男・女</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>男・女</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>男・女</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> </table>	罹災場所	清須市 (マンション等の名称)					罹災家屋所有関係	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家(所有者名) <input type="checkbox"/> 貸家					罹災者 (世帯状況)	世帯主との続柄	氏 名	性 別	生年月日	年齢	世帯主		男・女	・	・			男・女	・	・			男・女	・	・	<p>第2号様式(第5条、第6条関係)</p> <p style="text-align: center;">罹災証明交付申請書</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">罹災場所</td> <td colspan="5">清須市 (マンション等の名称)</td> </tr> <tr> <td>罹災家屋所有関係</td> <td colspan="5"><input type="checkbox"/>持家 <input type="checkbox"/>借家(所有者名) <input type="checkbox"/>貸家</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">罹災者 (世帯状況)</td> <td>世帯主との続柄</td> <td>氏 名</td> <td>性 別</td> <td>生年月日</td> <td>年齢</td> </tr> <tr> <td>世帯主</td> <td></td> <td>男・女</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>男・女</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>男・女</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> </table>	罹災場所	清須市 (マンション等の名称)					罹災家屋所有関係	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家(所有者名) <input type="checkbox"/> 貸家					罹災者 (世帯状況)	世帯主との続柄	氏 名	性 別	生年月日	年齢	世帯主		男・女	・	・			男・女	・	・			男・女	・	・
罹災場所	清須市 (マンション等の名称)																																																																			
罹災家屋所有関係	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家(所有者名) <input type="checkbox"/> 貸家																																																																			
罹災者 (世帯状況)	世帯主との続柄	氏 名	性 別	生年月日	年齢																																																															
	世帯主		男・女	・	・																																																															
			男・女	・	・																																																															
			男・女	・	・																																																															
罹災場所	清須市 (マンション等の名称)																																																																			
罹災家屋所有関係	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家(所有者名) <input type="checkbox"/> 貸家																																																																			
罹災者 (世帯状況)	世帯主との続柄	氏 名	性 別	生年月日	年齢																																																															
	世帯主		男・女	・	・																																																															
			男・女	・	・																																																															
			男・女	・	・																																																															

「清須市地域防災計画」新旧対照表（附属資料・様式集）

頁	修正前（令和3年3月修正）	修正後（令和4年1月修正）																								
83	<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>男・女</td> <td>・</td> <td>・</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>男・女</td> <td>・</td> <td>・</td> <td></td> </tr> </table>			男・女	・	・				男・女	・	・		<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>男・女</td> <td>・</td> <td>・</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>男・女</td> <td>・</td> <td>・</td> <td></td> </tr> </table>			男・女	・	・				男・女	・	・	
			男・女	・	・																					
			男・女	・	・																					
			男・女	・	・																					
			男・女	・	・																					
	必要枚数等 必要枚数 枚（使用目的／提出先）	必要枚数等 必要枚数 枚（使用目的／提出先）																								
受取場所 <input type="checkbox"/> 市役所 <input type="checkbox"/> 郵送（申請書住所）	受取場所 <input type="checkbox"/> 市役所 <input type="checkbox"/> 郵送（申請書住所）																									
<p><u>備考：この証明は、生活の本拠である家屋に被害を受けたものに限られ、災害救助の一環として本市が確認でき得る「り災程度」について証明するものです。なお、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。</u></p>		<p><u>(削除)</u></p>																								
<p>第3号様式（第6条関係） 罹災証明書 (略)</p>	<p>第3号様式（第6条関係） 罹災証明書 (略)</p>																									
<table border="1"> <tr> <td>被災住家※の所在地</td> <td>愛知県清須市</td> </tr> <tr> <td>住家※の被害の程度</td> <td><input type="checkbox"/>全壊 <input type="checkbox"/>大規模半壊 <input type="checkbox"/>半壊 <input type="checkbox"/>準半壊 <input type="checkbox"/>準半壊に至らない（一部損壊）</td> </tr> <tr> <td>浸水の被害の程度</td> <td><input type="checkbox"/>床上浸水 <input type="checkbox"/>床下浸水</td> </tr> </table>	被災住家※の所在地	愛知県清須市	住家※の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない（一部損壊）	浸水の被害の程度	<input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水	<table border="1"> <tr> <td>被災住家※の所在地</td> <td>愛知県清須市</td> </tr> <tr> <td>住家※の被害の程度</td> <td><input type="checkbox"/>全壊 <input type="checkbox"/>大規模半壊 <input checked="" type="checkbox"/>中規模半壊 <input type="checkbox"/>半壊 <input type="checkbox"/>準半壊 <input type="checkbox"/>準半壊に至らない（一部損壊）</td> </tr> <tr> <td>浸水の被害の程度</td> <td><input type="checkbox"/>床上浸水 <input type="checkbox"/>床下浸水</td> </tr> </table>	被災住家※の所在地	愛知県清須市	住家※の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input checked="" type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない（一部損壊）	浸水の被害の程度	<input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水													
被災住家※の所在地	愛知県清須市																									
住家※の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない（一部損壊）																									
浸水の被害の程度	<input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水																									
被災住家※の所在地	愛知県清須市																									
住家※の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input checked="" type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない（一部損壊）																									
浸水の被害の程度	<input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水																									
(略)	(略)																									

「清須市地域防災計画」新旧対照表（附属資料・様式集）

頁	修正前（令和3年3月修正）	修正後（令和4年1月修正）
	<p>11 清須市被災者生活再建支援金支給要領</p>	<p>11 清須市被災者生活再建支援金支給要領</p>
<p>85</p>	<p>（略）</p> <p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（略）</p> <p>（追加）</p> <p>（略）</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この告示は、令和2年8月17日から施行する。</p> <p><u>（追加）</u></p>	<p>（略）</p> <p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（略）</p> <p><u>オ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（イからエまでに掲げる世帯を除く。）（以下「中規模半壊世帯」という。）</u></p> <p>（略）</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この告示は、令和2年8月17日から施行する。</p> <p><u>附 則（令和3年9月26日告示第120号）</u></p> <p><u>1 この告示は、令和3年9月28日から施行する。</u></p> <p><u>2 改正後の清須市被災者生活再建支援金支給要綱の規定は、令和3年9月28日以後に発生した自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する支援金の支給について適用し、同日前に発生した自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する支援金の支給については、なお従前の例による。</u></p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（附属資料・様式集）

頁	修正前（令和3年3月修正）				修正後（令和4年1月修正）					
87	別表（第3条関係）				別表（第3条関係）					
	区分	基礎支援金		加算支援金		区分	基礎支援金		加算支援金	
		住宅の被害程度	基礎支援金の額	住宅の再建方法	加算支援金の額		住宅の被害程度	基礎支援金の額	住宅の再建方法	加算支援金の額
	複数世帯	全壊世帯 半壊解体・敷地 被害解体世帯 長期避難世帯	100万円	建設・購入	200万円	複数世帯	全壊世帯 半壊解体・敷地 被害解体世帯 長期避難世帯	100万円	建設・購入	200万円
				補修	100万円				補修	100万円
				賃貸	50万円				賃貸	50万円
		大規模半壊世帯	50万円	建設・購入	200万円		大規模半壊世帯	50万円	建設・購入	200万円
	補修			100万円	補修	100万円				
	賃貸			50万円	賃貸	50万円				
	単数世帯	全壊世帯 半壊解体・敷地 被害解体世帯 長期避難世帯	75万円	建設・購入	150万円	単数世帯	中規模半壊世帯	0円	<u>建設・購入</u>	<u>100万円</u>
				補修	75万円				<u>補修</u>	<u>50万円</u>
				賃貸	37万5,000円				<u>賃貸</u>	<u>25万円</u>
		大規模半壊世帯	37万5,000円	建設・購入	150万円		全壊世帯 半壊解体・敷地 被害解体世帯 長期避難世帯	75万円	建設・購入	150万円
	補修			75万円	補修	75万円				
	賃貸			37万5,000円	賃貸	37万5,000円				
	単数世帯	全壊世帯 半壊解体・敷地 被害解体世帯 長期避難世帯	37万5,000円	建設・購入	150万円	単数世帯	大規模半壊世帯	37万5,000円	建設・購入	150万円
				補修	75万円				補修	75万円
				賃貸	37万5,000円				賃貸	37万5,000円
		中規模半壊世帯	0円	<u>建設・購入</u>	<u>75万円</u>		中規模半壊世帯	0円	<u>建設・購入</u>	<u>75万円</u>
	<u>補修</u>			<u>37万5,000円</u>	<u>補修</u>	<u>37万5,000円</u>				
	<u>賃貸</u>	<u>18万7,500円</u>	<u>賃貸</u>	<u>18万7,500円</u>						
	第1号様式（第4条関係）				第1号様式（第4条関係）					

「清須市地域防災計画」新旧対照表（附属資料・様式集）

頁	修正前（令和3年3月修正）	修正後（令和4年1月修正）																																				
89	<p style="text-align: center;">(表)</p> <p style="text-align: center;">第1号様式（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">被災者生活再建支援金支給申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>清須市長 様</p> <p>清須市被災者生活再建支援金支給要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">申請者 印</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 支給番号 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 世帯主以外の方が申請する場合はその理由 </div> <hr/> <p>1 被災時の世帯の状況について記入してください。</p> <p>(1) 世帯世帯主、世帯世帯主の別を□で囲んでください。（単世帯・複世帯）</p> <p>(2) 世帯主の氏名 <input style="width: 150px;" type="text" value="(ふりがな)"/></p> <p>(3) 被災した住宅の住所 <input style="width: 150px;" type="text" value="〒"/></p> <p>2 被災世帯の現在の住所等を入力してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">現在の住所</td> <td>〒</td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td></td> </tr> </table> <p>3 世帯主の支援金の種別と口座を入力してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">金融機関名</th> <th style="width: 20%;">支店名等</th> <th style="width: 20%;">種別</th> <th style="width: 40%;">口座番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">普通・当座</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="color: red;">ゆうちょ銀行</td> <td style="color: red;">貯蓄</td> <td></td> <td style="color: red;">番号</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 住宅の被害状況を□で囲んでください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">被害状況</td> <td style="width: 90%;"> 全壊 半壊解体・敷地被害解体 長期避難 大規模半壊 </td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 半壊解体・敷地被害解体の場合はその理由 </div>	現在の住所	〒	電話番号		金融機関名	支店名等	種別	口座番号			普通・当座		ゆうちょ銀行	貯蓄		番号	被害状況	全壊 半壊解体・敷地被害解体 長期避難 大規模半壊	<p style="text-align: center;">(表)</p> <p style="text-align: center;">第1号様式（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">被災者生活再建支援金支給申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>清須市長 様</p> <p>清須市被災者生活再建支援金支給要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">申請者 印</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 支給番号 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 世帯主以外の方が申請する場合はその理由 </div> <hr/> <p>1 被災時の世帯の状況について記入してください。</p> <p>(1) 単世帯主、複世帯主の別を□で囲んでください。（単世帯・複世帯）</p> <p>(2) 世帯主の氏名 <input style="width: 150px;" type="text" value="(ふりがな)"/></p> <p>(3) 被災した住宅の住所 <input style="width: 150px;" type="text" value="〒"/></p> <p>2 被災世帯の現在の住所等を入力してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">現在の住所</td> <td>〒</td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td></td> </tr> </table> <p>3 世帯主の支援金の種別と口座を入力してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">金融機関名</th> <th style="width: 20%;">支店名等</th> <th style="width: 20%;">種別</th> <th style="width: 40%;">口座番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">普通・当座</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="color: red;">ゆうちょ銀行</td> <td style="color: red;">貯蓄</td> <td></td> <td style="color: red;">番号</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 住宅の被害状況を□で囲んでください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">被害状況</td> <td style="width: 90%;"> 全壊 半壊解体・敷地被害解体 長期避難 大規模半壊 土壊滅半壊 </td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 半壊解体・敷地被害解体の場合はその理由 </div>	現在の住所	〒	電話番号		金融機関名	支店名等	種別	口座番号			普通・当座		ゆうちょ銀行	貯蓄		番号	被害状況	全壊 半壊解体・敷地被害解体 長期避難 大規模半壊 土壊滅半壊
現在の住所	〒																																					
電話番号																																						
金融機関名	支店名等	種別	口座番号																																			
		普通・当座																																				
ゆうちょ銀行	貯蓄		番号																																			
被害状況	全壊 半壊解体・敷地被害解体 長期避難 大規模半壊																																					
現在の住所	〒																																					
電話番号																																						
金融機関名	支店名等	種別	口座番号																																			
		普通・当座																																				
ゆうちょ銀行	貯蓄		番号																																			
被害状況	全壊 半壊解体・敷地被害解体 長期避難 大規模半壊 土壊滅半壊																																					

「清須市地域防災計画」新旧対照表（附属資料・様式集）

頁	修正前（令和3年3月修正）	修正後（令和4年1月修正）																																																																																																																																																																																																					
	(裏)	(裏)																																																																																																																																																																																																					
	<p>5 申請する支援金等について記入してください。</p> <p>(1) 申請する基礎支援金について、該当する金額を○で囲み、申請額を記入してください。</p> <p>※ 初めて申請する方は必ず記入してください。2回目以降は特に必要ない限り空欄のままです。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">今回申請 (A)</th> <th colspan="2">受給済 (B)</th> <th rowspan="2">添付書類</th> </tr> <tr> <th>複数世帯</th> <th>単世帯</th> <th>複数世帯</th> <th>単世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全 体</td> <td>100万円</td> <td>75万円</td> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td rowspan="5">住民票の写し 災証明書 保険金通帳の写し その他 ()</td> </tr> <tr> <td>軽体(半壊・敷地被害)</td> <td>100万円</td> <td>75万円</td> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="border: 1px solid black;"></td> </tr> <tr> <td>長期避難</td> <td>100万円</td> <td>75万円</td> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="border: 1px solid black;"></td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td>80万円</td> <td>37.5万円</td> <td>80万円</td> <td>37.5万円</td> </tr> <tr> <td colspan="4">申請額 (A-B)</td> <td>万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 申請する加算支援金について、該当する金額を○で囲み、申請額を記入してください。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">今回申請 (C)</th> <th colspan="2">受給済 (D)</th> <th rowspan="2">添付書類</th> </tr> <tr> <th>複数世帯</th> <th>単世帯</th> <th>複数世帯</th> <th>単世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> <td>150万円</td> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td rowspan="5">契約書の写し その他 ()</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100万円</td> <td>75万円</td> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="border: 1px solid black;"></td> </tr> <tr> <td>賃貸住宅 ※公営住宅入居者を除く</td> <td>80万円</td> <td>37.5万円</td> <td>80万円</td> <td>37.5万円</td> </tr> <tr> <td colspan="4">申請額 (C-D)</td> <td>万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1 添付書類は、該当するものを○で囲んでください(その他の場合は、()内に書類名も記入してください)。 2 それぞれの支援金について、複数の区分に該当する場合は、それのうち高いほうの額が最終的な支給額になります。既に受給した支援金がある場合は受給済額との差額を申請額の欄に記入してください。</p> <p>以下市記入欄</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width:20%;">災害名及び発災日</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>世帯員数の確認</td> <td colspan="2">単 数</td> <td colspan="2">複 数</td> </tr> <tr> <td>被害状況の確認</td> <td>全壊</td> <td>半壊軽体・敷地被害軽体</td> <td>長期避難</td> <td>大規模半壊</td> </tr> <tr> <td>軽体状況の確認</td> <td colspan="4"></td> </tr> </table> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> <table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:30px; text-align: center;">申 請 受 付 印</td> <td style="width:100px; height: 40px;"></td> </tr> </table> </div>	区 分	今回申請 (A)		受給済 (B)		添付書類	複数世帯	単世帯	複数世帯	単世帯	全 体	100万円	75万円			住民票の写し 災証明書 保険金通帳の写し その他 ()	軽体(半壊・敷地被害)	100万円	75万円			長期避難	100万円	75万円			大規模半壊	80万円	37.5万円	80万円	37.5万円	申請額 (A-B)				万円	区 分	今回申請 (C)		受給済 (D)		添付書類	複数世帯	単世帯	複数世帯	単世帯	建設・購入	200万円	150万円			契約書の写し その他 ()	補修	100万円	75万円			賃貸住宅 ※公営住宅入居者を除く	80万円	37.5万円	80万円	37.5万円	申請額 (C-D)				万円	災害名及び発災日					世帯員数の確認	単 数		複 数		被害状況の確認	全壊	半壊軽体・敷地被害軽体	長期避難	大規模半壊	軽体状況の確認					申 請 受 付 印		<p>5 申請する支援金等について記入してください。</p> <p>(1) 申請する基礎支援金について、該当する金額を○で囲み、申請額を記入してください。</p> <p>※ 初めて申請する方は必ず記入してください。2回目以降は特に必要ない限り空欄のままです。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">今回申請 (A)</th> <th colspan="2">受給済 (B)</th> <th rowspan="2">添付書類</th> </tr> <tr> <th>複数世帯</th> <th>単世帯</th> <th>複数世帯</th> <th>単世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全 体</td> <td>100万円</td> <td>75万円</td> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td rowspan="5">住民票の写し 災証明書 保険金通帳の写し その他 ()</td> </tr> <tr> <td>半壊軽体・敷地被害軽体</td> <td>100万円</td> <td>75万円</td> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="border: 1px solid black;"></td> </tr> <tr> <td>長期避難</td> <td>100万円</td> <td>75万円</td> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="border: 1px solid black;"></td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td>80万円</td> <td>37.5万円</td> <td>80万円</td> <td>37.5万円</td> </tr> <tr> <td colspan="4">申請額 (A-B)</td> <td>万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 申請する加算支援金について、該当する金額を○で囲み、申請額を記入してください。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">今回申請 (C)</th> <th colspan="2">受給済 (D)</th> <th rowspan="2">添付書類</th> </tr> <tr> <th>複数世帯</th> <th>単世帯</th> <th>複数世帯</th> <th>単世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全 体</td> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> <td>150万円</td> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td rowspan="5">契約書の写し その他 ()</td> </tr> <tr> <td>半壊軽体・敷地被害軽体</td> <td>補修</td> <td>100万円</td> <td>75万円</td> <td style="border: 1px solid black;"></td> </tr> <tr> <td>長期避難</td> <td>賃貸住宅(公営住宅入居者を除く)</td> <td>80万円</td> <td>37.5万円</td> <td>80万円</td> <td>37.5万円</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td>建設・購入</td> <td>100万円</td> <td>75万円</td> <td>100万円</td> <td>75万円</td> </tr> <tr> <td>中規模半壊</td> <td>補修</td> <td>80万円</td> <td>37.5万円</td> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="border: 1px solid black;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>賃貸住宅(公営住宅入居者を除く)</td> <td>25万円</td> <td>13.75万円</td> <td>25万円</td> <td>13.75万円</td> </tr> <tr> <td colspan="4">申請額 (C-D)</td> <td>万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1 添付書類は、該当するものを○で囲んでください(その他の場合は、()内に書類名も記入してください)。 2 それぞれの支援金について、複数の区分に該当する場合は、それのうち高いほうの額が最終的な支給額になります。既に受給した支援金がある場合は受給済額との差額を申請額の欄に記入してください。</p> <p>以下市記入欄</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width:20%;">災害名及び発災日</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>世帯員数の確認</td> <td colspan="2">単 数</td> <td colspan="2">複 数</td> </tr> <tr> <td>被害状況の確認</td> <td>全壊</td> <td>半壊軽体・敷地被害軽体</td> <td>長期避難</td> <td>大規模半壊</td> </tr> <tr> <td>軽体状況の確認</td> <td colspan="4"></td> </tr> </table> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> <table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:30px; text-align: center;">申 請 受 付 印</td> <td style="width:100px; height: 40px;"></td> </tr> </table> </div>	区 分	今回申請 (A)		受給済 (B)		添付書類	複数世帯	単世帯	複数世帯	単世帯	全 体	100万円	75万円			住民票の写し 災証明書 保険金通帳の写し その他 ()	半壊軽体・敷地被害軽体	100万円	75万円			長期避難	100万円	75万円			大規模半壊	80万円	37.5万円	80万円	37.5万円	申請額 (A-B)				万円	区 分	今回申請 (C)		受給済 (D)		添付書類	複数世帯	単世帯	複数世帯	単世帯	全 体	建設・購入	200万円	150万円		契約書の写し その他 ()	半壊軽体・敷地被害軽体	補修	100万円	75万円		長期避難	賃貸住宅(公営住宅入居者を除く)	80万円	37.5万円	80万円	37.5万円	大規模半壊	建設・購入	100万円	75万円	100万円	75万円	中規模半壊	補修	80万円	37.5万円				賃貸住宅(公営住宅入居者を除く)	25万円	13.75万円	25万円	13.75万円	申請額 (C-D)				万円	災害名及び発災日					世帯員数の確認	単 数		複 数		被害状況の確認	全壊	半壊軽体・敷地被害軽体	長期避難	大規模半壊	軽体状況の確認					申 請 受 付 印	
区 分	今回申請 (A)		受給済 (B)		添付書類																																																																																																																																																																																																		
	複数世帯	単世帯	複数世帯	単世帯																																																																																																																																																																																																			
全 体	100万円	75万円			住民票の写し 災証明書 保険金通帳の写し その他 ()																																																																																																																																																																																																		
軽体(半壊・敷地被害)	100万円	75万円																																																																																																																																																																																																					
長期避難	100万円	75万円																																																																																																																																																																																																					
大規模半壊	80万円	37.5万円	80万円	37.5万円																																																																																																																																																																																																			
申請額 (A-B)				万円																																																																																																																																																																																																			
区 分	今回申請 (C)		受給済 (D)		添付書類																																																																																																																																																																																																		
	複数世帯	単世帯	複数世帯	単世帯																																																																																																																																																																																																			
建設・購入	200万円	150万円			契約書の写し その他 ()																																																																																																																																																																																																		
補修	100万円	75万円																																																																																																																																																																																																					
賃貸住宅 ※公営住宅入居者を除く	80万円	37.5万円	80万円	37.5万円																																																																																																																																																																																																			
申請額 (C-D)				万円																																																																																																																																																																																																			
災害名及び発災日																																																																																																																																																																																																							
世帯員数の確認	単 数		複 数																																																																																																																																																																																																				
被害状況の確認	全壊	半壊軽体・敷地被害軽体	長期避難	大規模半壊																																																																																																																																																																																																			
軽体状況の確認																																																																																																																																																																																																							
申 請 受 付 印																																																																																																																																																																																																							
区 分	今回申請 (A)		受給済 (B)		添付書類																																																																																																																																																																																																		
	複数世帯	単世帯	複数世帯	単世帯																																																																																																																																																																																																			
全 体	100万円	75万円			住民票の写し 災証明書 保険金通帳の写し その他 ()																																																																																																																																																																																																		
半壊軽体・敷地被害軽体	100万円	75万円																																																																																																																																																																																																					
長期避難	100万円	75万円																																																																																																																																																																																																					
大規模半壊	80万円	37.5万円	80万円	37.5万円																																																																																																																																																																																																			
申請額 (A-B)				万円																																																																																																																																																																																																			
区 分	今回申請 (C)		受給済 (D)		添付書類																																																																																																																																																																																																		
	複数世帯	単世帯	複数世帯	単世帯																																																																																																																																																																																																			
全 体	建設・購入	200万円	150万円		契約書の写し その他 ()																																																																																																																																																																																																		
半壊軽体・敷地被害軽体	補修	100万円	75万円																																																																																																																																																																																																				
長期避難	賃貸住宅(公営住宅入居者を除く)	80万円	37.5万円	80万円		37.5万円																																																																																																																																																																																																	
大規模半壊	建設・購入	100万円	75万円	100万円		75万円																																																																																																																																																																																																	
中規模半壊	補修	80万円	37.5万円																																																																																																																																																																																																				
	賃貸住宅(公営住宅入居者を除く)	25万円	13.75万円	25万円	13.75万円																																																																																																																																																																																																		
申請額 (C-D)				万円																																																																																																																																																																																																			
災害名及び発災日																																																																																																																																																																																																							
世帯員数の確認	単 数		複 数																																																																																																																																																																																																				
被害状況の確認	全壊	半壊軽体・敷地被害軽体	長期避難	大規模半壊																																																																																																																																																																																																			
軽体状況の確認																																																																																																																																																																																																							
申 請 受 付 印																																																																																																																																																																																																							

「清須市地域防災計画」新旧対照表（附属資料・様式集）

頁	修正前（令和3年3月修正）	修正後（令和4年1月修正）
99	<p>12 避難勧告等伝達文</p> <p>● 警戒レベル3・<u>避難準備高齢者等避難開始</u>伝達文 【サイレン（手動15秒程度）】</p> <p>※<u>緊急放送、緊急放送。警戒レベル3、避難準備・高齢者等避難開始。</u> <u>緊急放送、緊急放送。警戒レベル3、避難準備・高齢者等避難開始。</u> こちらは <u>清須市災害対策本部</u>です。 〇〇時〇〇分、〇〇地区に洪水に関する、警戒レベル3、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>を発令しました。 <u>〇〇川が氾濫する恐れのある水位に近づいています。</u> <u>お年寄りの方など避難に時間のかかる方は避難を開始してください。</u> <u>それ以外の方も、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思っ</u> <u>たら早めに避難してください。</u> <u>避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。</u></p> <p>繰り返しお知らせします。 （※の繰り返し） 以上、<u>清須市災害対策本部</u>でした。</p> <p>● 警戒レベル4・避難勧告伝達文 【サイレン（避難勧告信号）後】</p> <p>※<u>緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。</u> <u>緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。</u> こちらは <u>清須市災害対策本部</u>です。 <u>〇〇時〇〇分、〇〇地区に洪水に関する警戒レベル4、避難勧告を発令し</u> <u>ました。</u> <u>〇〇川が氾濫する恐れのある水位に到達しました。</u> <u>〇〇地区の方は、速やかに全員避難を開始してください。</u> <u>避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内</u> <u>の高い所に避難してください。</u></p>	<p>12 避難情報伝達文</p> <p>● 警戒レベル3・<u>高齢者等避難</u>伝達文 【チャイム（上り）】 こちらは <u>こうほうきよす</u>です。</p> <p>※〇〇時〇〇分、〇〇地区に洪水に関する、警戒レベル3、<u>高齢者等避難</u>を 発令しました。 <u>〇〇川が注意を要する水位になりましたので、高齢者や障害のある人など</u> <u>避難に時間のかかる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅などに避難してく</u> <u>ださい。</u> <u>なお、ハザードマップを確認の上、自宅が浸水しても安全な高さの部屋が</u> <u>ある方は、自宅で避難しても構いません。</u></p> <p>繰り返しお知らせします。 （※の繰り返し） 以上、<u>こうほうきよす</u>でした。 【チャイム（上り）】</p> <p>（削除）</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（附属資料・様式集）

頁	修正前（令和3年3月修正）	修正後（令和4年1月修正）
	<p><u>繰り返し、お知らせします。</u> <u>（※の繰り返し）</u> <u>以上、清須市災害対策本部でした。</u></p> <p>● 警戒レベル4・避難指示伝達文 【サイレン（<u>避難勧告信号</u>）後】</p> <p>※<u>緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、直ちに避難。</u> <u>緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、直ちに避難。</u> こちらは、<u>清須市災害対策本部</u>です。 〇〇時〇〇分、〇〇地区に対して洪水に関する警戒レベル4、避難指示を 発令しました。 <u>〇〇川の水位が堤防を越える恐れがあります。</u> <u>〇〇地区で未だ避難できていない方は、直ちに避難を完了してください。</u> 避難場所への避難に<u>限らず</u>、近くの安全な場所へ緊急に避難するか、屋内 の<u>高い所へ緊急に避難</u>してください。</p> <p>繰り返しお知らせします。 （※の繰り返し） 以上、<u>清須市災害対策本部</u>でした。</p>	<p>● 警戒レベル4・避難指示伝達文 【サイレン（<u>避難信号</u>）後】 警戒レベル4、避難指示発令。 こちらは <u>こうほうきよす</u>です。</p> <p>※〇〇時〇〇分、〇〇地区に洪水に関する警戒レベル4、避難指示を発令し ました。 <u>〇〇川が氾濫する恐れのある水位に到達しましたので、〇〇地区の方は、</u> <u>避難場所や安全な親戚・知人のお宅などに今すぐ避難してください。</u> <u>なお、ハザードマップを確認の上、自宅が浸水しても安全な高さの部屋が</u> <u>ある方は、自宅で避難しても構いません。</u> <u>避難場所等への避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で、少しでも浸</u> <u>水しにくい高い場所に移るなど、身の安全を確保してください。速やか</u> <u>に全員避難を開始してください。</u> 避難場所への避難が<u>危険な場合は</u>、近くの安全な場所に避難するか、屋内 の<u>高い所に避難</u>してください。</p> <p>繰り返し、お知らせします。 （※の繰り返し） 以上、<u>こうほうきよす</u>でした。</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（附属資料・様式集）

頁	修正前（令和3年3月修正）	修正後（令和4年1月修正）
	<p>● 警戒レベル5・災害発生情報伝達文 【サイレン（避難勧告信号）後】</p> <p>※<u>緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。</u> <u>緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。</u></p> <p>こちらは、<u>清須市災害対策本部</u>です。 〇〇時〇〇分、〇〇地区に対して洪水に関する警戒レベル5、<u>災害発生情報</u>を発令しました。 <u>〇〇地区で〇〇川堤防から水があふれだしました。（が決壊しました。）</u> <u>避難中の方は、大至急、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難するなど、命を守る行動をとってください。（※1）</u></p> <p>繰り返しお知らせします。 （※の繰り返し） 以上、<u>清須市災害対策本部</u>でした。</p>	<p>● 警戒レベル5・緊急安全確保伝達文 【サイレン（避難信号）後】</p> <p>※<u>警戒レベル5・緊急安全確保発令。</u> <u>警戒レベル5・緊急安全確保発令。</u> こちらは、<u>こうほうきよす</u>です。</p> <p>※〇〇時〇〇分、〇〇地区に対して洪水に関する警戒レベル5、<u>緊急安全確保</u>を発令しました。 <u>（氾濫状況により、①～④を選択する。）</u> 【①河川氾濫が切迫している場合】 <u>〇〇地区で〇〇川堤防から水があふれだし氾濫が発生しているおそれがあります。</u> 【②河川氾濫（越水）を確認した場合】 <u>〇〇地区で〇〇川堤防から水があふれだし氾濫が発生しています。</u> 【③河川氾濫（堤防決壊）を確認した場合】 <u>〇〇地区で〇〇川堤防が決壊し、氾濫が発生しています。</u> 【④内水氾濫を確認した場合】 <u>〇〇地区で用水路があふれだし、内水氾濫が発生しています。</u> <u>周囲は危険な状況です。自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、直ちに身の安全を確保してください。</u></p> <p>繰り返しお知らせします。 （※の繰り返し） 以上、<u>こうほうきよす</u>でした。</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（附属資料・様式集）

頁	修正前（令和3年3月修正）	修正後（令和4年1月修正）
	<p>● 警戒レベル3・<u>避難準備・高齢者避難開始解除</u>伝達文 【上りチャイム】 こちらは、<u>清須市災害対策本部</u>です。</p> <p>※〇〇川の水位が、基準水位を下回りましたので、これまでお知らせしておりました、警戒レベル3、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>は解除します。</p> <p>繰り返しお知らせします。 (※の繰り返し) 以上、<u>清須市災害対策本部</u>でした。 【下りチャイム】</p> <p>● <u>警戒レベル4・避難勧告解除</u>伝達文 【上りチャイム】 こちらは、<u>清須市災害対策本部</u>です。</p> <p>※〇〇川の水位が、基準水位を下回りましたので、これまで発令されていた警戒レベル4、<u>避難勧告</u>を解除します。</p> <p><u>繰り返しお知らせします。</u> (※の繰り返し) <u>以上、清須市災害対策本部</u>でした。 【下りチャイム】</p> <p>● 警戒レベル4・<u>避難指示解除</u>伝達文 【上りチャイム】 こちらは、<u>清須市災害対策本部</u>です。</p> <p>※〇〇川の水位が、基準水位を下回りましたので、これまで発令されていた警戒レベル4、<u>避難指示</u>を解除します。</p> <p>繰り返しお知らせします。</p>	<p>● 警戒レベル3・<u>高齢者等避難解除</u>伝達文 【上りチャイム】 こちらは、<u>こうほうきよす</u>です。</p> <p>※〇〇川の水位が、基準水位を下回りましたので、これまでお知らせしておりました、警戒レベル3・<u>高齢者等避難</u>は解除します。</p> <p>繰り返しお知らせします。 (※の繰り返し) 以上、<u>こうほうきよす</u>でした。 【下りチャイム】</p> <p>(削除)</p> <p>● 警戒レベル4・<u>避難指示解除</u>伝達文 【上りチャイム】 こちらは、<u>こうほうきよす</u>です。</p> <p>※〇〇川の水位が、基準水位を下回りましたので、これまで発令されていた警戒レベル4・<u>避難指示</u>を解除します。</p> <p>繰り返しお知らせします。</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（附属資料・様式集）

頁	修正前（令和3年3月修正）	修正後（令和4年1月修正）
	<p>(※の繰り返し) 以上、<u>清須市災害対策本部</u>でした。 【下りチャイム】</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>(※の繰り返し) 以上、<u>こうほうきよす</u>でした。 【下りチャイム】</p> <p>● <u>警戒レベル5・緊急安全確保解除伝達文</u> <u>【上りチャイム】</u> <u>こちらは、こうほうきよすです。</u></p> <p><u>※〇〇川の氾濫が、治まりましたので、これまで発令されていた警戒レ ベル5、緊急安全確保を解除します。</u></p> <p><u>繰り返しお知らせします。</u> <u>(※の繰り返し)</u> <u>以上、こうほうきよすでした。</u> <u>【下りチャイム】</u></p>

別紙
修正前

No	施設種別	施設の名称	住 所	電話番号	浸水想定区域				
					庄内川	新川	五条川	木曾川	福田川
1	病院	新川病院	土器野267番地	052-400-2711	○	○	○	○	
2	有床診療所	名西クリニック	桃栄二丁目230番地	052-400-1121	○	○	○	○	
3	有床診療所	森眼科	西枇杷島町末広8番地	052-504-5550	○	○		○	
4	デイサービスセンター	ケイ・デア西城	西枇杷島町日の出31番地	052-505-4888	○	○		○	
5	デイサービスセンター	Kライン・ケアセンター 新川	阿原北野37番地2	052-409-7712	○	○	○	○	
6	デイサービスセンター	福神デイサービス センター	西枇杷島町小野田34番地1	052-505-5517	○	○	○	○	
7	高齢者施設	新川福祉センター	助七一丁目193番地	052-409-4554	○	○	○	○	
8	高齢者施設	西枇杷島老人福祉 センター	西枇杷島町大野37番地1	052-502-7530	○	○		○	
9	高齢者施設	春日老人福祉センター	春日振形129番地	内線:4410	○	○	○	○	
10	介護老人保健施設	満天星	西枇杷島町城並二丁目14番地	052-505-4411	○	○		○	
11	特別養護老人ホーム	清洲の里	廻間堂畑1番地	052-401-7007	○		○		○
12	特別養護老人ホーム	ベガサス春日	春日新町105番地	052-408-5550	○	○	○	○	
13	特別養護老人ホーム	平安の里	春日新町95番地	052-401-0333	○	○	○	○	
14	幼稚園	西枇杷島第一幼稚園	西枇杷島町花咲78番地	052-501-8577	○	○		○	
15	保育園	朝日保育園	朝日弥生43番地	052-400-3255	○	○	○	○	
16	保育園	須ケ口保育園	東須ケ口103番地	052-400-2020	○	○	○	○	
17	保育園	桃栄保育園	桃栄三丁目192番地	052-400-2242	○	○	○	○	
18	保育園	土器野保育園	土器野502番地	052-400-2907	○	○		○	
19	保育園	中之切保育園	春日砂賀東95番地	052-400-6811	○	○	○	○	
20	保育園	西枇杷島保育園	西枇杷島町泉75番地	052-501-3113	○	○		○	
21	保育園	花水木保育園	花水木一丁目2番地2	052-409-1822	○		○		○
22	保育園	星の宮保育園	阿原池之表32番地	052-409-0881	○	○	○	○	
23	保育園	本町保育園	清洲2215番地	052-400-3064	○	○	○		
24	保育園	新清洲保育園	新清洲三丁目3番地10	052-409-1470	○		○	○	○
25	保育園	芳野保育園	西枇杷島町芳野二丁目58番地4	052-502-7007	○	○		○	
26	保育園	ネギヤ保育園	春日須ケ田21番地	052-400-9602	○	○	○	○	
27	児童館	西枇杷島児童センター	西枇杷島町砂入46番地	052-504-2656	○	○		○	
28	児童館	小田井児童館	西枇杷島町小田井一丁目12番地1	052-504-6392	○	○		○	
29	児童館	清洲児童館	清洲1017番地1	052-409-6102	○		○		
30	児童館	清洲児童センターウイング	清洲2591番地3	052-401-2727	○	○	○	○	
31	児童館	新川児童センター	須ケ口1251番地1	052-409-5751	○	○	○	○	
32	児童館	桃栄児童館	桃栄二丁目115番地	052-401-1234	○	○	○	○	
33	児童館	春日児童館	春日社子地2番地2	052-409-8358	○		○	○	
34	児童館	星の宮児童センター	阿原星の宮94番地	052-400-5932	○	○	○		

別紙
修正後

No	施設種別	施設の名称	住 所	電話番号	浸水想定区域				
					庄内川	新川	五条川	木曾川	福田川
1	病院	新川病院	土器野267番地	052-400-2711	○	○	○	○	
2	有床診療所	名西クリニック	桃栄二丁目230番地	052-400-1121	○	○	○	○	
3	有床診療所	森眼科	西枇杷島町末広8番地	052-504-5550	○	○		○	
4	デイサービスセンター	ケイ・デア西城	西枇杷島町日の出31番地	052-505-4888	○	○		○	
5	デイサービスセンター	Kライン・ケアセンター 新川	阿原北野37番地2	052-409-7712	○	○	○	○	
6	デイサービスセンター	福神デイサービス センター	西枇杷島町小野田34番地1	052-505-5517	○	○	○	○	
7	高齢者施設	新川福祉センター	助七一丁目193番地	052-409-4554	○	○	○	○	
8	高齢者施設	西枇杷島老人福祉 センター	西枇杷島町大野37番地1	052-502-7530	○	○		○	
9	高齢者施設	春日老人福祉センター	春日振形129番地	内線:4410	○	○	○	○	
10	介護老人保健施設	満天星	西枇杷島町城並二丁目14番地	052-505-4411	○	○		○	
11	特別養護老人ホーム	清洲の里	廻間堂畑1番地	052-401-7007	○		○		○
12	特別養護老人ホーム	ベガサス春日	春日新町105番地	052-408-5550	○	○	○	○	
13	特別養護老人ホーム	平安の里	春日新町95番地	052-401-0333	○	○	○	○	
14	幼稚園	西枇杷島第一幼稚園	西枇杷島町花咲78番地	052-501-8577	○	○		○	
15	保育園	朝日保育園	朝日弥生43番地	052-400-3255	○	○	○	○	
16	保育園	須ヶ口保育園	東須ヶ口103番地	052-400-2020	○	○	○	○	
17	保育園	桃栄保育園	桃栄三丁目192番地	052-400-2242	○	○	○	○	
18	保育園	土器野保育園	土器野502番地	052-400-2907	○	○		○	
19	保育園	中之切保育園	春日砂賀東95番地	052-400-6811	○	○	○	○	
20	保育園	西枇杷島保育園	西枇杷島町泉75番地	052-501-3113	○	○		○	
21	保育園	花水木保育園	花水木一丁目2番地2	052-409-1822	○		○		○
22	保育園	星の宮保育園	阿原池之表32番地	052-409-0881	○	○	○	○	
23	保育園	本町保育園	清洲2215番地	052-400-3064	○	○	○		
24	保育園	新清洲保育園	新清洲三丁目3番地10	052-409-1470	○		○	○	○
25	保育園	芳野保育園	西枇杷島町芳野二丁目58番地4	052-502-7007	○	○		○	
26	保育園	ネギヤ保育園	春日須ヶ田21番地	052-400-9602	○	○	○	○	
27	児童館	西枇杷島児童センター	西枇杷島町砂入46番地	052-504-2656	○	○		○	
28	児童館	小田井児童館	西枇杷島町小田井一丁目12番地1	052-504-6392	○	○		○	
29	児童館	清洲児童館	清洲1017番地1	052-409-6102	○		○		
30	児童館	清洲児童センターウイング	清洲2591番地3	052-401-2727	○	○	○	○	
31	児童館	新川児童センター	須ヶ口1251番地1	052-409-5751	○	○	○	○	
32	児童館	桃栄児童館	桃栄二丁目115番地	052-401-1234	○	○	○	○	
33	児童館	春日児童館	春日社子地2番地2	052-409-8358	○		○	○	
34	児童館	星の宮児童センター	阿原星の宮94番地	052-400-5932	○	○	○		

35	小学校	西枇杷島小学校	西枇杷島町住吉1番地	502-1406	○	○		○	
36	小学校	古城小学校	西枇杷島町城並二丁目2番地1	502-7171	○	○		○	
37	小学校	清洲小学校	清洲1013番地	400-3651	○		○		
38	小学校	清洲東小学校	清洲2576番地	400-1144	○	○	○	○	
39	小学校	新川小学校	須ヶ口1239番地	400-2771	○	○	○	○	
40	小学校	星の宮小学校	阿原神門125番地	409-0016	○	○	○	○	
41	小学校	桃栄小学校	桃栄二丁目21番地	409-8861	○	○	○	○	
42	小学校	春日小学校	春日振形131番地	400-3029	○		○	○	
43	中学校	西枇杷島中学校	西枇杷島町七畝割3番地1	501-1405	○	○		○	
44	中学校	清洲中学校	一場695番地	400-2961	○		○	○	
45	中学校	新川中学校	須ヶ口750番地	400-0531	○	○	○	○	
46	中学校	春日中学校	春日振形126番地	400-3174	○		○	○	